

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2025年4月1日  
(第54期) 至 2026年3月31日

MIRARTHホールディングス株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

(E03997)

# 目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
第2 事業の状況	7
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	7
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	10
3. 事業等のリスク	22
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	45
5. 重要な契約等	50
6. 研究開発活動	50
第3 設備の状況	51
1. 設備投資等の概要	51
2. 主要な設備の状況	51
3. 設備の新設、除却等の計画	51
第4 提出会社の状況	52
1. 株式等の状況	52
(1) 株式の総数等	52
(2) 新株予約権等の状況	53
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	80
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	81
(5) 所有者別状況	82
(6) 大株主の状況	83
(7) 議決権の状況	84
2. 自己株式の取得等の状況	84
3. 配当政策	85
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	86
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	86
(2) 役員の状況	93
(3) 監査の状況	105
(4) 役員の報酬等	108
(5) 株式の保有状況	110
5. 従業員の状況等	112
(1) 人材戦略に関する基本方針等	112
(2) 従業員の状況	113
第5 経理の状況	116
1. 連結財務諸表等	117
2. 財務諸表等	168
第6 提出会社の株式事務の概要	182
第7 提出会社の参考情報	183
1. 提出会社の親会社等の情報	183
2. その他の参考情報	183
第二部 提出会社の保証会社等の情報	184

[監査報告書]

[内部統制報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【事業年度】	第54期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	MIRARTHホールディングス株式会社
【英訳名】	MIRARTH HOLDINGS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 グループCEO 社長執行役員 島田 和一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	(03) 6551-2133
【事務連絡者氏名】	取締役 グループCFO グループCSO 専務執行役員 中村 大助
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	(03) 6551-2133
【事務連絡者氏名】	取締役 グループCFO グループCSO 専務執行役員 中村 大助
【縦覧に供する場所】	MIRARTHホールディングス株式会社北関東支店 (埼玉県さいたま市大宮区高鼻町一丁目20番地1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	162,744	153,472	185,194	196,523	214,369
経常利益 (百万円)	10,258	5,033	12,984	12,427	14,182
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,215	4,584	8,178	8,207	4,758
包括利益 (百万円)	6,293	3,852	8,409	8,913	4,675
純資産額 (百万円)	59,601	65,142	71,669	89,107	90,118
総資産額 (百万円)	223,473	341,669	337,447	372,508	419,512
1株当たり純資産額 (円)	542.04	558.95	596.90	610.61	615.91
1株当たり当期純利益 (円)	57.10	41.90	74.39	62.69	35.01
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	56.69	41.58	73.72	62.13	34.70
自己資本比率 (%)	26.5	18.0	19.5	22.3	20.0
自己資本利益率 (%)	11.0	7.6	12.9	11.0	5.7
株価収益率 (倍)	5.2	9.0	6.9	8.1	11.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	23,189	△722	36,777	7,877	5,597
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△27,871	△46,354	△26,329	△24,807	△31,923
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,132	61,531	△15,464	22,042	37,180
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	32,693	47,148	41,884	47,008	57,881
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,200 (111)	1,293 (104)	1,377 (110)	1,506 (112)	1,475 (112)

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	88,949	77,364	89,226	68,227	39,767
経常利益 (百万円)	7,738	4,305	8,336	6,479	3,728
当期純利益 (百万円)	5,052	3,659	6,209	5,343	2,861
資本金 (百万円)	4,819	4,819	4,819	9,056	9,056
発行済株式総数 (株)	121,000,000	121,000,000	121,000,000	140,300,000	140,300,000
純資産額 (百万円)	51,447	52,937	56,861	57,695	56,757
総資産額 (百万円)	150,689	154,996	148,678	110,084	104,078
1株当たり純資産額 (円)	469.97	480.08	513.95	422.28	414.73
1株当たり配当額 (円)	18.00	22.00	24.00	30.00	21.00
(内1株当たり中間配当額)	(4.00)	(4.00)	(6.00)	(7.00)	(5.00)
1株当たり当期純利益 (円)	46.42	33.45	56.48	40.81	21.05
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	46.08	33.19	55.98	40.45	20.86
自己資本比率 (%)	34.0	34.0	38.1	52.1	54.2
自己資本利益率 (%)	10.2	7.0	11.4	9.4	5.0
株価収益率 (倍)	6.4	11.3	9.1	12.4	18.9
配当性向 (%)	38.8	65.8	42.5	73.5	99.8
従業員数 (人)	343	9	38	33	33
(外、平均臨時雇用者数)	(8)	(-)	(1)	(2)	(2)
株主総利回り (%)	85.0	111.8	155.2	160.9	137.3
(比較指標：配当込みTOPIX)	(102.0)	(107.9)	(152.5)	(150.2)	(202.2)
最高株価 (円)	378	404	520	595	517
最低株価 (円)	261	280	370	421	365

- (注) 1. 第51期の1株当たり配当額には、創立50周年記念配当2円を含んでおります。
2. 第54期の1株当たり配当額21円00銭のうち、期末配当額16円00銭については、2026年6月25日開催予定の定時株主総会の決議事項になっています。
3. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものです。

## 2【沿革】

1972年9月 東京都板橋区大和町に「株式会社宝工務店」を設立。  
1974年5月 東京都板橋区中板橋に本社移転。  
1982年3月 賃貸事業開始。  
1986年5月 販売、仲介業務拡大のため「株式会社宝住販」を設立。  
1988年4月 不動産管理会社「株式会社宝管理（現 株式会社レーベンコミュニティ）」を設立。  
1994年5月 「株式会社宝住販」マンション事業部開設。  
1994年6月 自社分譲マンション「レーベンハイム」シリーズを販売開始。  
1996年2月 「株式会社宝管理」を「株式会社レーベンコミュニティ」に商号変更。  
1999年9月 「株式会社宝住販」を吸収合併。  
2000年10月 「株式会社タカラレーベン」に商号変更。  
2001年8月 本社ビル完成に伴い東京都豊島区池袋に本社移転。  
2001年11月 JASDAQ市場に上場。  
2001年12月 融資取次事業「株式会社タフコ（現 株式会社レーベンゼストック）」を設立。  
2003年4月 東京証券取引所市場第二部に上場。  
2004年3月 東京証券取引所市場第一部に上場。  
2006年5月 東京都新宿区西新宿の新宿住友ビルに本社移転。  
2008年10月 新タカラレーベンブランド発表。  
2010年4月 自社施工による戸建分譲事業を開始。  
2012年4月 新マンションブランド「LEBEN」「THE LEBEN」発表。  
2012年10月 賃貸管理事業「株式会社宝ハウジング（旧 株式会社タカラプロパティ）」を子会社化。  
2013年2月 エネルギー事業開始。  
2013年10月 投資運用業「タカラアセットマネジメント株式会社（現 MIRARTHアセットマネジメント株式会社）」を設立。  
2014年6月 「オアシス株式会社（現 株式会社タカラレーベンリアルネット）」を子会社化。  
2014年10月 「株式会社日興建設（旧 株式会社日興タカラコーポレーション）」を子会社化。  
2015年1月 東北営業所を廃止。「株式会社ライブネットホーム（旧 株式会社タカラレーベン東北）」を子会社化、宮城県仙台市に移転。  
「株式会社住宅情報館（旧 株式会社タカラレーベン西日本）」を子会社化。  
2016年1月 「株式会社日興プロパティ（現 株式会社レーベントラスト）」を子会社化。  
2016年6月 「タカラレーベン・インフラ投資法人」が東京証券取引所インフラファンド市場に第一号上場。  
2017年1月 新マンションブランド「NEBEL」発表。  
2017年4月 大阪支社、札幌営業所開設。  
2017年5月 東京都千代田区丸の内の鉄鋼ビルディングに本社移転。  
2018年1月 「株式会社タフコ」を「株式会社レーベンゼストック」に商号変更。  
「PAG不動産投資顧問株式会社（旧 タカラPAG不動産投資顧問株式会社）」を子会社化。  
2018年3月 ベトナム・ハノイ市に駐在員事務所開設。  
2018年7月 「タカラレーベン不動産投資法人」が東京証券取引所不動産投資信託証券市場（REIT市場）に上場。  
2019年6月 「株式会社日興プロパティ」を「株式会社レーベントラスト」に商号変更。  
2019年10月 「株式会社レーベントラスト」が「株式会社タカラプロパティ」を吸収合併。  
2021年2月 資産運用業「合同会社レーベンファンディング」を設立。  
2021年4月 再生可能エネルギー業「ACAクリーンエナジー株式会社（旧 株式会社レーベנקリーンエナジー）」を子会社化。  
2021年6月 名古屋営業所開設。  
2022年4月 「株式会社日興タカラコーポレーション」を「株式会社レーベンホームビルド」に商号変更。  
2022年8月 タイ・バンコクに「Takara Leben(Thailand)Co.,Ltd.」を設立。  
2022年9月 創業50周年。  
2022年10月 持株会社体制への移行。「MIRARTHホールディングス株式会社」に商号変更。  
「株式会社タカラレーベン西日本」が「株式会社タカラレーベン」に商号変更、「株式会社タカラレーベン東北」を吸収合併。本社を東京都千代田区丸の内に移転。  
2023年2月 「タカラレーベン・インフラ投資法人」を株式公開買付により上場廃止。  
2023年6月 再生可能エネルギー事業「MIRARTHグリーンテック株式会社」を設立。  
2023年11月 バイオマス燃料化事業「MIRARTH Agri Tech Co., Ltd.」を設立。  
2024年3月 「タカラPAG不動産投資顧問株式会社」を「MIRARTH不動産投資顧問株式会社」に商号変更。  
2024年4月 「株式会社レーベנקリーンエナジー」を「MIRARTHエナジーソリューションズ株式会社」に商号変更。  
「タカラアセットマネジメント株式会社」を「MIRARTHアセットマネジメント株式会社」に商号変更。

### 3【事業の内容】

主要な当社グループは、以下のとおりであります。

当社は、不動産事業、エネルギー事業、アセットマネジメント事業、その他事業という4つのセグメントにて事業活動を行っております。

連結子会社である㈱タカラレーベンは、新築分譲マンション事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱レーベンコミュニティは、分譲マンションの総合管理事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱レーベンホームビルドは、戸建分譲事業及び建築の請負事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱タカラレーベンリアルネットは、不動産流通事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱レーベンゼストックは、リニューアル再販事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱レーベントラストは、賃貸管理事業を中心に行っております。

連結子会社であるTakara Leben(Thailand)Co.,Ltd.は、不動産に対する投資業を中心に行っております。

連結子会社であるMIRARTHエナジーソリューションズ㈱は、再生可能エネルギー事業を中心に行っております。

連結子会社であるMIRARTHアセットマネジメント㈱は、投資運用業を中心に行っております。

連結子会社であるMIRARTH不動産投資顧問㈱は、投資運用業を中心に行っております。

#### (1) 不動産事業

当社グループは、新築分譲マンション事業として、「LEBEN」・「NEBEL」シリーズ等の企画開発及び販売を全国で行っております。また流動化事業として、レジデンス「LUXENA」シリーズやオフィスビル「L.Biz」シリーズ等の企画開発及びREIT市場等への売却を行っております。その他、リニューアル再販事業、新築戸建分譲事業、賃貸・管理事業、不動産仲介事業等、不動産事業全般を行っております。

#### (2) エネルギー事業

当社グループは、再生可能エネルギーを活用した発電事業を全国で行っております。

#### (3) アセットマネジメント事業

当社グループは、再生可能エネルギーの発電施設やレジデンス、オフィスビル等の不動産に関するアセットマネジメント事業を行っております。

#### (4) その他事業

##### ・建設事業

連結子会社である㈱レーベンホームビルドにおいて、建設事業を行っております。

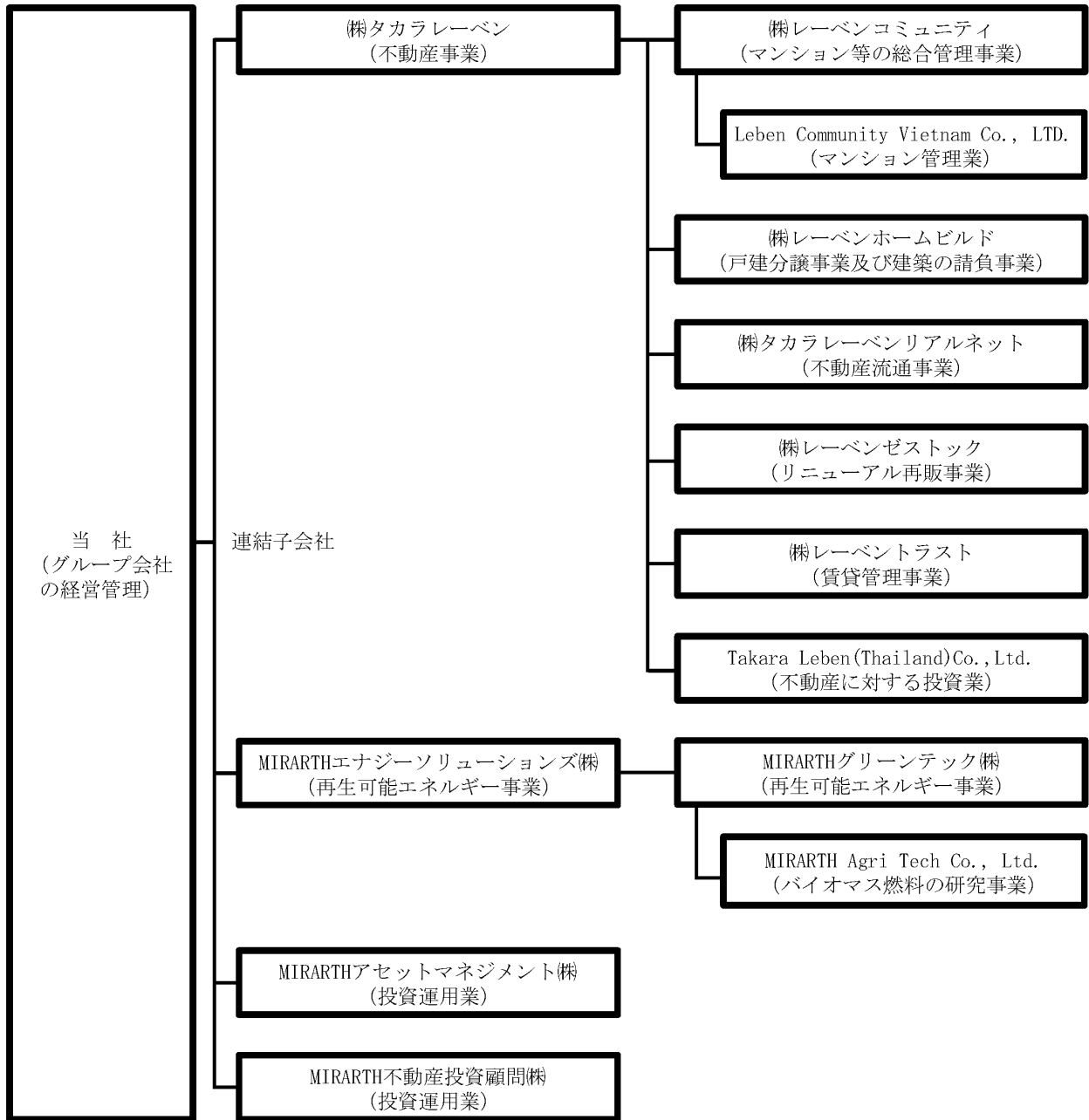
##### ・ホテル事業

当社グループにおいて、ホテル事業を行っております。

##### ・その他の事業

当社グループにおいて、上記以外の事業を行っております。

事業の系統図は、以下のとおりです。



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社) (株)タカラレーベン (注) 1	東京都千代田区	400	不動産事業	100.0	役員の兼任あり 資金援助あり
(株)レーベンコミュニティ	東京都港区	60	不動産事業 その他事業	100.0 (100.0)	—
(株)レーベンホームビルド	東京都中央区	200	不動産事業 その他事業	100.0 (100.0)	役員の兼任あり
(株)タカラレーベンリアルネット	東京都中央区	30	不動産事業	100.0 (100.0)	役員の兼任あり
(株)レーベンゼストック	東京都千代田区	490	不動産事業	100.0 (100.0)	役員の兼任あり
(株)レーベントラスト	東京都港区	60	不動産事業	100.0 (100.0)	役員の兼任あり
TakaraLeben (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国バンコ ク都	60 百万THB	その他事業	100.0 (100.0)	—
Leben Community Vietnam Co., LTD.	ベトナム国 ハイフォン市	26,600 百万VND	不動産事業	100.0 (100.0)	—
M I R A R T H エナジーソリュー ションズ(株) (注) 1	東京都新宿区	2,155	エネルギー事業	100.0	役員の兼任あり 資金援助あり
M I R A R T H グリーンテック(株)	東京都新宿区	50	エネルギー事業	90.0 (90.0)	資金援助あり
MIRARTH Agri Tech Co., Ltd.	カンボジア王国 プノンペン都	600 千US\$	エネルギー事業	90.0 (90.0)	—
M I R A R T H アセットマネジ メント(株)	東京都千代田区	250	アセットマネジ メント事業	100.0	役員の兼任あり
M I R A R T H 不動産投資顧問(株)	東京都千代田区	50	アセットマネジ メント事業	90.0	役員の兼任あり
その他12社					
(持分法適用関連会社) 港合同会社	東京都渋谷区	108	不動産事業	34.0 (34.0)	—
その他7社					

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

Our Purpose-存在意義-とOur Values-価値観-を記載します。

Our Purpose：存在意義

サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。

Our Values：価値観

#### 情熱・感動

環境創造に情熱を注ぎ、  
人々と感動を分かちあう。

#### 持続可能

人、自然、社会の共存を目指し、  
サステナブルな世界をつくる。

#### 価値創出

スピード感を持って変革を続け、  
新しい価値を創出する。

#### 多様性・共創

一人ひとりのアイデアを大切に、  
地域社会との共創を進める。

#### 誠実・信頼

誠実な行動で、  
人と社会の安全・安心を約束する。

#### (2) 経営戦略等

##### <戦略概要>

当社グループは2025年5月に、2028年3月期までを対象とした中期経営計画を発表しております。2030年までの長期ビジョンとして『地域社会のタカラであれ。』を掲げ、「攻守のバランスを重視した成長投資実行期」である本3カ年の経営基盤と事業戦略における重要テーマを策定しております。また2026年3月には、中期経営計画の基本方針を堅持しながら、加速する外部環境に対応し確実な成長投資を実行することを目的として中期経営計画の更新を発表いたしました。「成長戦略の再定義」として、新築戸建分譲事業やリニューアル再販事業を不動産事業の成長ドライバーと位置づけ、当社グループの事業ポートフォリオの再構築を推進しつつ、成長事業への投資を積極化し、中長期的な成長基盤の確立を進めてまいります。

##### <重要テーマ>

###### 経営基盤の重要テーマ

1. サステナビリティの更なる推進
2. 資本効率の追求
3. ステークホルダーとのエンゲージメント強化

###### 事業戦略の重要テーマ

1. 生産性、収益性の向上
2. キャッシュ創出事業への積極的な投資
3. 事業ポートフォリオの最適化

## <セグメント別事業方針>

### a) 不動産事業

当社グループのコア事業として、新築分譲マンション・流動化・新築戸建分譲・リニューアル再販・不動産賃貸・不動産管理等を行っております。50年以上の実績に基づいた各地域での強力なネットワークと、開発・販売・管理・アフターサービスを網羅する一貫体制を活かして、総合的な不動産サービスを展開しあらゆる顧客ニーズへの対応を推進してまいります。

今後も、厳選した仕入れと環境配慮型不動産の開発、機動的なポートフォリオ管理、高品質なサービスの提供等を通じてセグメント全体で安定的な成長を目指してまいります。

### b) エネルギー事業

太陽光発電を中心とする再生可能エネルギー発電事業を行っております。太陽光のほか、陸上風力・バイオマスなどの多様な発電源による売電収入を獲得するとともに、固定価格買取制度（FIT制度）に依存しないPPA（電力販売契約）モデルを推進しております。

また、系統用蓄電所の開発といった新たなビジネスモデルの構築を図りながら資産ポートフォリオの入れ替えを推進し、安定収益セグメントとしての成長を目指してまいります。

### c) アセットマネジメント事業

REIT、私募ファンド、再生可能エネルギーファンドなど、多様なアセットの運用を受託しており、引き続き運用体制の強化を推進いたします。運用受託資産規模の拡大と内部成長施策により、フィービジネスとしての持続的な成長を図ってまいります。

### d) その他事業

ホテル運営、建設、カシュ事業等の各事業の成長と確立を図るとともに、当社グループのノウハウを活かし、新領域への挑戦と新たな価値の創造を目指してまいります。

## (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、自己資本比率、LTV、D/Eレシオ及びROEを意識した経営を行っております。なお、自己資本比率23%以上（2028年3月期末）、LTV65%未満、D/Eレシオ3.0倍未満、ROE9%以上を目標としております。

## (4) 経営環境

当社グループを取り巻く経営環境は、少子高齢化に伴う労働人口の減少、世帯構成やライフスタイルの多様化、インフレ等による資材・エネルギー価格の上昇や人件費の高騰、国内金利の動向変化、中東情勢をはじめとする国内外における情勢の不透明さなど、急速な変化の中にあり、またその不確実性も高まっています。

このような環境下において、当社グループは、パーパスである「サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。」を2022年10月に公表し、2030年に向けた長期ビジョン「地域社会のタカラであれ。」のもと、地域社会と共創し、未来の街づくりに取り組む「未来環境デザイン企業」への進化を目指して各事業に取り組んでおります。

具体的な当社グループの対処すべき課題を、「(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載しております。

## (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

### ① 不動産市況に対する対応

当社グループのコア事業であります新築分譲マンション事業は、建築費・人件費の高騰や工事期間の長期化、金利上昇リスクなど、様々な外的要因による市況の変化が比較的大きい業態となっております。厳格な工事原価のコントロールと適切な価格転嫁を推進するとともに、安定的な需要がある実需購買層に向けた商品開発・供給に一貫して拘ることで、外部環境に左右されにくい収益構造の構築を継続して進めております。また、首都圏への人口集中と地方都市の過疎化といった二極化する国内マーケットの中で、当社グループは全国8営業拠点において厳選した用地の選別を行い、顧客ニーズに応える商品展開に努めるとともに、各都市の活性化に貢献しております。

また、都心部における新築戸建分譲事業やリニューアル再販事業など、住宅ニーズの変化を捉えた成長領域への投資を強化し、不動産事業全体の収益基盤の多様化と強化を図ってまいります。

流動化事業は、新築分譲マンション事業以上に金融環境や不動産投資市場等の外的要因の影響が大きい市場構造であると認識しております。引き続き、需要の底堅いレジデンスの開発・取得に注力しながら、オフィス・ホテル等も含めた資産ポートフォリオの最適化を行い、積極的な開発利益の追求と安定的なストック運用の両立を図ってまいります。

## ② ESG対応の推進

当社グループでは、「脱炭素社会の実現」「サステナブルな街づくり」「Well-beingの向上」「ガバナンスの強化」の4つをサステナビリティ重要テーマに掲げ、それぞれに対応する重要課題を10個特定し、この課題解決に向けた取り組みを推進してまいります。

### E（環境）

地球温暖化の影響に伴う気候変動や激甚化する災害への対応として、温室効果ガスの排出削減、再生可能エネルギーの活用など、脱炭素社会の実現に向けた環境への取り組みが求められております。当社グループでは、カーボンニュートラル実現に向け、グループ全体の温室効果ガス排出量削減の中長期目標及び指標（KPI）を設定し、モニタリングを実施しています。また、新築分譲マンション事業におけるZEH化推進や、エネルギー事業における再生可能エネルギー電源の多様化、発電事業者と電力の需要家が直接契約を締結するPPA（電力販売契約）モデルの積極的な推進など、グループ全体の事業を通じて脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

### S（社会）

多様な暮らしのニーズに対する提案や、建物価値・サービス品質の向上、災害への対応など、当社グループは住まいの供給を通じて地域を活性化し、サステナブルな街づくりを推進してまいります。また、多様な人材が活躍できる職場風土を醸成し、ステークホルダーとの対話を通じて共創関係を築くなど、Well-beingの向上に取り組んでおります。

### G（ガバナンス）

各種委員会（指名、報酬、コンプライアンス、リスクマネジメント）の設置や、公益通報窓口の適切な運用等により、リスク管理体制の強化及び内部統制システムの整備を図るとともに、コンプライアンスの徹底及びコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

## ③ 財務基盤の強化及び資本効率の向上

当社グループは、事業用不動産や発電設備等の取得について、原則、金融機関等からの借入金により賅っており、当連結会計年度においても事業用資産の順調な仕入等に伴い有利子負債が増加しております。金利上昇局面においては、より厳格な財務規律の維持が不可欠であると認識しており、事業別ROIC管理による投資と還元の最適化や、各事業領域における最適なポートフォリオの構築、資金調達手法の多様化等を推進し、財務基盤の強化並びに厳格な財務規律の維持を図ってまいります。ストックビジネスを強化しEBITDAを拡大するとともに、引き続き財務健全性を維持しつつ、自己資本比率の向上と、有利子負債比率の低減を進めてまいります。

株主還元については、安定的かつ予見可能性の高い還元方針のもと、配当性向に加えてDOEを指標として活用し、持続的な利益成長と資本効率の向上を通じて、株主価値の向上に努めてまいります。

## ④ 人材確保及び人材育成

当社グループは、事業領域や事業展開エリアの拡大に伴い、従業員に求められるスキルや適性も多様化しております。ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進により、新卒・中途採用を問わず、優秀な人材確保に努めてまいります。階層別研修の拡充や適正な評価・報酬制度の運用により、強固な組織体制を構築するとともに、成長の源泉である人的資本への投資を一層拡大してまいります。

## ⑤ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

従来のサービスのみならず、お客様の利便性や企業価値向上に直結するデジタルソリューションの活用拡大が、当社グループの競争優位性を維持するために必要であると考えております。当社グループでは、市場ニーズにスピード感をもって応えることができるよう、費用対効果を見極めながら、DX基盤の構築への積極的な投資を行い、またデジタル技術に対する従業員のリテラシー向上と、イノベーションを実現する思考を持った人材育成を図ることにより、デジタル技術を活用したDXの推進と共にバリューチェーンの革新を進めてまいります。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) サステナビリティ全般

当社グループは、サステナビリティ基本方針のもと、事業活動が環境・社会に与える影響を考慮し、持続的な成長を実現するためのマテリアリティ（重要課題）を特定しています。特定したマテリアリティに対する取り組みは、サステナビリティ委員会を中心とする実効性の高いガバナンス体制のもとで全社的に推進しております。今後も、すべてのステークホルダーの皆様との対話を重視し、事業を通じた社会課題の解決と持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

#### <サステナビリティ基本方針>

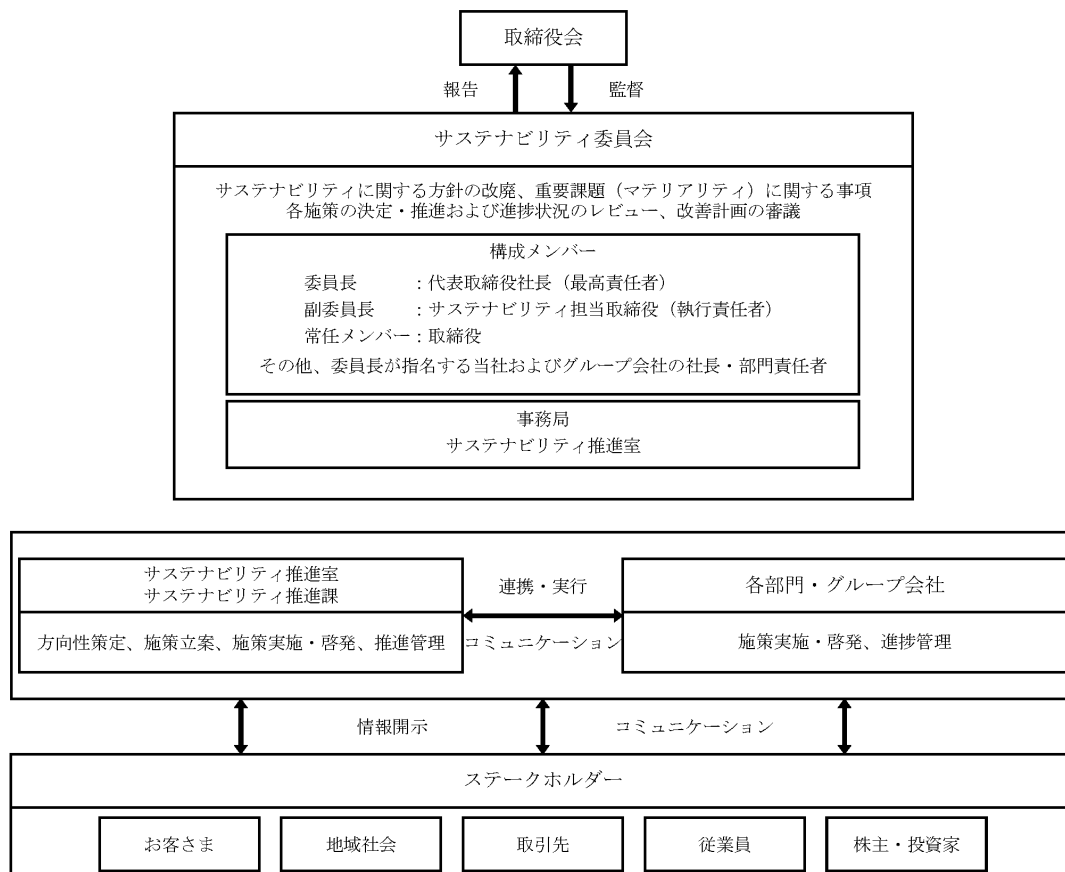
MIRARTHホールディングスグループは、「サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。」をOur Purpose（存在意義）として掲げ、住宅の供給や再生可能エネルギーの開発など、事業を通じたサステナビリティ活動に取り組むことで社会課題の解決とSDGs（持続可能な開発目標）達成に貢献し、さまざまなステークホルダーや社会からの信頼を得て、持続的な発展を目指します。

#### ① ガバナンス

当社グループは、「気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は重要な経営課題である」という認識のもと、サステナビリティ推進体制を構築しています。

代表取締役を委員長とし、取締役、グループ会社の社長・部門責任者によって構成される「サステナビリティ委員会」を設置しています。サステナビリティ委員会は、原則四半期に1回開催するほか、必要に応じて都度開催し、ESG戦略の推進及びサステナビリティに関する方針・施策の決定や、マテリアリティ（重要課題）の検討、推進、進捗状況のレビュー、改善計画の審議などを行い、サステナビリティ推進活動の取締役会への報告等を行っています。

#### <サステナビリティ推進体制図>



## ② 戦略

当社グループは、持続可能な社会への貢献と企業価値の向上を目的に、以下のプロセスによりマテリアリティ（重要課題）を特定し、対応策を実施しています。当社グループは社会的課題に対し積極的に取り組むことで、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に貢献しています。

当社グループにおけるサステナビリティ重要テーマ及びマテリアリティ特定のプロセスは、以下のとおりであります。

### <サステナビリティ重要テーマ及びマテリアリティ特定のプロセス>

#### 1. 社会課題のリスト化

ESG評価機関や市場動向の分析を基に環境、社会、ガバナンス（ESG）の観点で、社会課題を洗い出しました。

#### 2. リスクと機会の特定

各課題におけるMIRARTHホールディングスグループにとってのリスクと機会を明確にしました。この分析を通じて、企業活動の中で直面する可能性のある課題とその機会を識別しました。

#### 3. ステークホルダーの影響の特定

MIRARTHホールディングスグループがこれらの課題にどのように影響を受けるか、またどのように影響を与えるかを評価しました。

#### 4. 重要度の評価

グループ各社の経営層が出席したワークショップでの議論を経て、特に重要な社会課題を選定しました。これらの課題はMIRARTHホールディングスグループの戦略的な意思決定に直結しており、長期的な企業成長に影響を与えます。

#### 5. 施策の検討

重要度の高い課題に対して、リスクを軽減し、機会を拡大するための施策を検討しました。ワークショップを通じて、技術革新や業務プロセスの改善など具体的な行動計画を立案しました。

#### 6. マテリアリティの特定

上記プロセスを踏まえMIRARTHホールディングスグループのマテリアリティを特定し、妥当性を検証しました。

#### 7. KPIの設定

選定されたマテリアリティに基づいて、具体的な成果を測定するためのKPIを設定しました。これにより、施策の効果を定期的に評価し、持続可能な成長を実現しています。なお、マテリアリティ及び目標・KPIの内容はサステナビリティ委員会にて承認された内容を公表しています。

＜サステナビリティ重要テーマ及びマテリアリティ＞

	サステナビリティ重要テーマ	マテリアリティ
E 環 境	脱炭素社会の実現     	・気候変動・脱炭素化への対応 ・再生可能エネルギーの安定供給と利用促進
	再生可能エネルギーの安定供給に取り組むとともに、省エネルギー化を取り入れた環境負荷の少ない開発を目指し、気候変動問題の緩和に取り組みます。	
S 社 会	サステナブルな街づくり     	・地域社会の持続的な成長の実現 ・少子高齢化、労働人口減少への対応
	地域社会の発展と人々の暮らしの豊かさの向上を図り、社会課題やニーズの変化に対応した商品・サービスの提供を通じて持続可能な未来の実現に貢献します。	
	Well-beingの向上      	・従業員の健康と安全の確保 ・ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (DE&I) の推進 ・人権の尊重、サプライチェーンへの対応
心身の健康と安全を守るとともに、多様な人材が活躍できる職場風土を醸成し、ステークホルダーとの対話を通じて共創関係を築きます。		
G ガ バ ナ ン ス	ガバナンスの強化 	・コーポレート・ガバナンスの強化 ・リスクマネジメントの強化 ・企業倫理、コンプライアンスの徹底
	健全な企業活動を推進し、意思決定の透明性を確保することで企業の社会的責任を果たし、企業価値の持続的な向上を目指します。	

③ リスク管理

当社は、当社グループのリスクを管理し、企業価値の持続的向上を図るために「リスクマネジメント規程」を定め、同規程に基づき、グループCRO（最高リスク管理責任者）を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置しています。「リスクマネジメント委員会」において毎年リスクを洗い出し、リスクシナリオを作成しており、それぞれのリスクシナリオを「影響度」と「発生頻度」で評価し、財務状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況、戦略面に重大な影響を及ぼすものを重要リスクとして特定しております。気候変動リスクを含む7つの個別リスクを最重要リスクとして認識し、リスクマネジメント委員会において、グループ各社が担うリスクマネジメントを統括的に管理し、取締役会が監督しています。

なお、詳細につきましては、「3 事業等のリスク」をご参照ください。

④ 指標及び目標

当社グループでは2022年3月期より、サステナビリティ重要テーマ及び特定したマテリアリティ（重要課題）に紐づくKPIを策定し、グループ全体で取り組みを推進しています。

2026年3月期の実績及び2027年3月期の目標は下記のとおりです。

<目標と実績>

サステナビリティ 重要テーマ	マテリアリティ	KPI	2026年3月期		2027年3月期	
			目標	実績	目標	
脱炭素社会の実現 再生可能エネルギーの安定供給に取り組むとともに、省エネルギー化を取り入れた環境負荷の少ない開発を目指し、気候変動問題の緩和に取り組めます。	・気候変動・脱炭素化への対応	CO <sub>2</sub> 排出量削減率（Scope1,2及び3）	45% <sup>※1</sup> （2022年度比） Scope1,2：70% Scope3：45%	Scope1,2：50% <sup>※2</sup>	45% <sup>※1</sup> （2022年度比） Scope1,2：70% Scope3：45%	
		省エネルギー化に寄与する社内の取り組み件数	10件	14件	10件	
	・再生可能エネルギーの安定供給と利用促進	リニューアブル・リノベーションマンションの積極展開			○	
		再生可能エネルギーの稼働済み発電規模（累計）	410MW	393MW	413MW	
		環境性能認証の取得	5棟	12棟	10棟	
		戸建住宅におけるZEH水準の採用率 <sup>※3</sup>	100%	100%	100%	
サステナブルな街づくり 地域社会の発展と人々の暮らしの豊かさの向上を図り、社会課題やニーズの変化に対応した商品・サービスの提供を通じて持続可能な未来の実現に貢献します。	・地域社会の持続的な成長の実現	海外における住宅供給プロジェクト件数	5プロジェクト	5プロジェクト	5プロジェクト	
		再開発・建替事業の取り組み件数 <sup>※4</sup>	10件	13件	10件	
		マンション管理業務に対する満足度調査	5点以上/6点	5.2点 <sup>※5</sup>	4点以上/5点	
		業務プロセス及び品質基準に関する不適合件数	10件以下	9件	10件以下	
	・少子高齢化、労働人口減少への対応	1人当たり研修時間	25時間	12時間 <sup>※6</sup>	25時間	
		DX人材の育成推進		○		
Well-beingの向上 心身の健康と安全を守るとともに、多様な人材が活躍できる職場風土を醸成し、ステークホルダーとの対話を通じて共創関係を築きます。	・従業員の健康と安全の確保	ストレスチェック受診率 <sup>※7</sup>	100%	96.5%	100%	
		有給休暇取得率	70%	74.7%	70%	
		男性育児休業取得率	85% <sup>※1</sup>	88.2%	100% <sup>※1</sup>	
		建設現場における特別パトロール（安全確認）の実施	年4回	4回	年4回	
	・ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン（DE&I）の推進	障がい者雇用率	2.5%	2.0%	2.7%	
		女性管理職比率	20% <sup>※1</sup>	16.8%	20% <sup>※1</sup>	
		女性採用比率	30%	42%	30%	
	・人権の尊重、サプライチェーンへの対応	安全大会の実施	年1回	1回	年1回	
		人権デュー・ディリジェンスの体制構築 <sup>※8</sup>		○		
		サプライチェーンマネジメントの推進		△ <sup>※9</sup>		
ガバナンスの強化 健全な企業活動を推進し、意思決定の透明性を確保することで企業の社会的責任を果たし、企業価値の持続的な向上を目指します。	・コーポレート・ガバナンスの強化	取締役会の実効性評価の実施		○		
		クローバック条項の導入検討 <sup>※10</sup>		○		
	・リスクマネジメントの強化	重要リスクの検証、管理		○		
		BCPのマニュアル策定 <sup>※11</sup>		○		
	・企業倫理、コンプライアンスの徹底	コンプライアンス教育の実施	年3回	3回	年3回	
		全従業員に対するコンプライアンスアンケートの実施	年1回	1回	年1回	
	内部通報制度の認知率	100%	96%	100%		

※1 2030年度までの中期目標として設定。

※2 Scope3算定中。

※3 断熱性能等級5級かつ一次エネルギー消費量等級6級を取得した住宅（再生可能エネルギー水準は除く）。

※4 優良建築物等整備事業含む。

※5 期中における評価基準変更（5点満点化/当期実績4.2点）に伴い、目標（6点満点）との比較可能性を担保するための換算値。

※6 一部の配信型研修は集計対象外。

※7 実施企業のみ集計。

※8 2026年度よりKPIを「人権デュー・ディリジェンスの実施・改善」に見直し。

※9 サプライヤー調査の計画を策定。

※10 2026年度よりKPIを「サクセッションプランの実効性向上」に見直し。

※11 2026年度よりKPIを「BCP体制の強化」に見直し。

## (2) 気候変動への対応（TCFD提言への取組）

### ・気候変動に対する当社の認識

MIRARTHホールディングスグループ（以下、当社グループ）は、気候変動の進行は科学的事実であると認識し、台風・豪雨の激甚化、熱波や干ばつの頻発、世界的な海面上昇などの気候変動が引き起こす自然災害被害の拡大への対策は必要不可欠なものであると考えます。加えて、気候変動を自然環境と社会構造に大きな変化をもたらし、当社グループの経営とビジネス全体に重大な影響を与える（マテリアルな）課題であると位置づけています。気候変動を緩和するための全世界的な取り組みとして、温室効果ガスの排出削減に向けた枠組みの設定や排出規制の強化など、社会経済の脱炭素化への移行が予期され、不動産事業における開発・運営段階でのGHG排出量の削減や、レジリエンスの強化に対する社会的な要請が高まっていると認識しています。一方で、エネルギー事業においては、再生可能エネルギーの需要拡大が見込まれ、重要な機会として捉えています。

### ・TCFD賛同表明（及びTCFDコンソーシアム（現 GX フューチャー・コンソーシアム）への参加）

当社及びグループ会社のMIRARTH不動産投資顧問(株)は、気候関連課題に関する情報開示を推進するため、2022年6月に金融安定理事会（FSB）により設立されたTCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明しました。

本賛同を起点として、当社グループとしての気候変動が事業に及ぼすリスクと機会についての分析と対応、TCFD提言が推奨する「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」に沿った情報開示の強化・充実を図っています。



## ① ガバナンス

当社は、気候変動のリスクと機会に対応するため、取締役会による監督とサステナビリティ委員会を中心とするガバナンス体制を構築しております。気候変動対応に係る最高責任者を代表取締役社長とし、実務上の責任者である気候変動対応に係る執行責任者は、サステナビリティ担当取締役として、気候関連課題に係る執行責任者は、サステナビリティ委員会において、気候変動による影響の識別・評価、リスクと機会の管理、適応と緩和に係る取り組みの進捗状況、指標と目標の設定等の気候変動対応に関する事項を、気候関連課題に係る最高責任者に対して、定期的に報告します。サステナビリティ委員会の出席者により、各議題について審議・検討した上で、気候関連課題に係る最高責任者により意思決定を行います。

## ② 戦略

### ・分析の範囲

シナリオ分析においては、当社グループが展開する不動産事業（新築分譲マンション、流動化、新築戸建分譲、リニューアル再販、不動産賃貸、不動産管理、不動産その他）、エネルギー事業、アセットマネジメント事業、その他の事業を含め、グループ全体の事業活動を分析の対象としています。

### ・参照した外部シナリオ

TCFDの提言では、2℃以下を含む複数シナリオを踏まえて、自社の戦略のレジリエンスについて説明することを推奨しています。当社では気候関連リスク・機会を考慮するため、当社グループの事業を対象にシナリオ分析を行いました。シナリオ分析の概要は以下のとおりです。シナリオ分析及び当社のリスク・機会の特定・評価に係るプロセスは後述の「リスク管理」に示すとおりです。

出典機関	1.5-2℃シナリオ	4℃シナリオ
IEA（国際エネルギー機関）	NZE2050	STEPS
IPCC（気候変動に関する政府間パネル）	RCP4.5	RCP8.5

### [シナリオ選定理由]

- IEA NZE2050（1.5-2℃シナリオ 移行リスク）  
GHG排出のメインはエネルギー消費となるため、参考にできるIEAを選定。
- IPCC RCP4.5（1.5-2℃シナリオ 物理リスク）  
気象条件に関する標準的な参照資料とされているIPCCの報告書のうち、物理リスクの分析シナリオに対応するものを選定。
- IEA STEPS（4℃シナリオ 移行リスク）  
GHG排出のメインはエネルギー消費となるため、参考にできるIEAを選定。
- IPCC RCP8.5（4℃シナリオ 物理リスク）  
気象条件に関する標準的な参照資料とされているIPCCの報告書のうち、物理リスクの分析シナリオに対応するものを選定。

- ・各シナリオにおいて想定される世界像  
各シナリオでは以下のような世界観を想定しています。

1.5-2℃シナリオ（移行リスク大、物理的リスク小）
パリ協定目標の達成に向けて、脱炭素のための社会政策・排出規制が強化され、気候変動への対策が進捗することで、21世紀末の地球の気温上昇を産業革命前と比較して1.5℃から2℃に抑えるシナリオです。政策や投資家、消費者といったあらゆる側面において脱炭素または低炭素を目指す動きが顕著になり、企業の気候変動対応が強く求められ、未対応の場合は競争優位性が低下する等の移行リスクが高まると想定されます。一方で、気候災害の高頻度化・激甚化については一定程度抑えられ、物理的リスクは相対的に低くなると想定されます。
4℃シナリオ（移行リスク小、物理的リスク大）
十分な気候変動緩和対策が実現せず、温室効果ガス排出が増大し続け、21世紀末の地球の気温上昇が産業革命前と比較して4℃上昇するシナリオです。自然災害の激甚化の進行が顕著となり、海面上昇や異常気象が増加するなど、物理的リスクは高まると想定されます。一方、政策や資本市場・消費者において脱炭素に向けた取り組みが停滞し、移行リスクは比較的小さく抑えられます。

・リスク、機会の特定及び対応策・戦略

当社は、脱炭素社会の実現に向かうための政策と法規制が強化される1.5-2℃シナリオと異常気象の激甚化による気候変動の物理的な影響が生じる4℃シナリオを踏まえて、リスクと機会を特定し、それらの事業への影響を以下のように評価しました。特定したリスクと機会に対し、当社は以下の取り組みを推進していきます。また移行リスク、機会の2項目について財務影響額を試算いたしました。

リスク

分類	主なリスクと機会	当社の財務的な影響	期間	財務的インパクト		対応策・戦略	
				4℃シナリオ	1.5-2℃シナリオ		
移行 リスク	政策と法	炭素税導入による課税の強化	販売価格の上昇により、販売数が減少	短期	小	中	GHG排出に関する目標設定・管理
		省エネ政策による各種規制等の強化	規制対応のための開発コストの増加	中期	大	大	サプライヤーとの協業による省エネ性能の向上・販売戦略の強化
	技術	脱炭素技術移行に伴うコスト増	新技術の開発・導入費用及び社内プロセスの刷新に係る費用が増加	中期	中	大	新技術・サービスに関する情報収集を行い、専門人材の確保及び社内制度の整備を通じて、新技術の計画的な開発・導入を実施
		市場	脱炭素ニーズ拡大を背景とした関連サプライヤーによるサービス価格の上昇	ZEB/ZEH等の環境性能の高い物件開発や建築、改修/修繕コストの増加	中期	中	中
	評判		風水害に強い立地の希少性が高まり、好立地の用地取得における競争激化	事業機会の損失による売上の減少	短期	大	大
物理 リスク	急性	ブランド価値の低下	物件販売価格・賃料の下落による売上減少及び顧客離れと資本調達制約による収益縮小	中期	小	中	新規開発案件への省エネ基準の設定及び既存物件への設備導入
		自然災害による建設中物件及び稼働中発電設備の損傷・工期長期化	建設関連費用の増加、売電量低下・修繕費増加	短期	大	中	風水害に強い工法・レジリエントな設計の採用、ハザードマップによるリスク把握、保険付保及び修繕費用の積み立て
	慢性	気温上昇による建設現場の生産性低下及び稼働中設備の故障率増加	建設期間の長期化と修繕費の増加によるコストの増加	中期	中	中	建設現場における労働安全管理の徹底及び気候変動に対応した設計思想の導入・製品基準の選定

## 機会

分類	主なリスクと機会	当社の財務的な影響	期間	財務的インパクト		対応策・戦略
				4℃シナリオ	1.5-2℃シナリオ	
製品及びサービス	低排出設備・ZEB/ZEHマンションの需要増	売上の増加	中期	小	中	低排出な設備や再エネ電力の導入を推進
	気候変動対応の技術・製品開発	売上の増加、設備投資費用等の削減	中期	小	中	低排出設備・再エネ電力、発電設備の導入
	O&M事業の拡大	O&M売上の増加	中期	小	中	O&M事業の拡大に向けた設備投資と技術者の確保
市場	ESG評価向上に伴う資金調達コストの低減	株価上昇・金融コスト削減及び資金調達機会の拡大・調達額の増加	短期	中	中	事業拡大を推進するとともに、グリーンファイナンスに関する専門人材を確保し、調達基盤を強化
	住替え機会の創出	売上の増加	中期	中	小	ZEH/防災マンションの開発・推進
	公的支援スキームの活用	キャッシュアウトの削減	中期	中	中	市街地再開発事業等による事業拡大
政策と法	再エネ普及を加速する法制度と需要拡大	開発の速度と量に好影響	中期	小	大	資産拡大に向けた資金確保と人員補強
資源の効率	再エネの利用促進・自社利用	再エネ投資の拡大及び資産拡大に向けた資金確保・人員補強	短期	小	小	市場調査及び新たなビジネスモデルの構築の推進、再エネ・不動産双方の知見を持つ人材によるPJチームの組成

### (財務影響額の定量評価)

当社グループは、事業への影響が特に大きく、かつデータに基づく定量的な試算が可能と判断した以下の項目について、財務影響額を試算しています。なお、今回示した財務影響額に関しては、現段階の政策動向や現在入手可能なデータを用いて試算しているため限定的な財務影響の開示となっています。

#### 評価を行った項目

1. 省エネ政策による各種規制等の強化による財務的影響
2. 低排出設備・ZEB/ZEHマンションの需要増による財務的影響

#### 詳細

##### 1. [移行リスク] 省エネ政策による各種規制等の強化

ZEB/ZEH水準の義務化や建築物省エネ基準の段階的強化が進んだ場合、新築分譲マンション・流動化・新築戸建分譲・リニューアル再販の各事業において、省エネ仕様への対応コストが建築原価に上乗せされます。2025年3月期を基準とした場合、1.5-2℃シナリオにおける影響額は約1.5億円と試算しております。なお、4℃シナリオにつきましては規制強化の進捗が限定的なため、定量的影響は軽微と評価しています。

##### 2. [機会] 低排出設備・ZEB/ZEHマンションの需要増

脱炭素化の加速に伴い、ZEB・ZEH仕様をはじめとする環境性能の高い物件への需要が高まり、標準仕様の物件と比較して、販売価格への上乗せ（グリーンプレミアム）が見込まれます。1.5-2℃シナリオにおける2025年3月期を基準とした場合のプレミアム試算値は約5.6億円～27.9億円です。試算幅については、IEA（国際エネルギー機関）のデータに基づくグリーンプレミアムの推定レンジを反映しています。なお、グリーンプレミアムの発生は、脱炭素化への移行が進む1.5-2℃シナリオに限定されるため、4℃シナリオにおける定量評価は実施していません。

③ リスク管理

当社が気候変動関連のリスクを管理するプロセスは以下のとおりです。

1. リスクと機会を特定、評価するプロセス

気候関連課題に関する重要なリスクと機会については、サステナビリティ委員会において議論され、気候変動対応に係る執行責任者は、年に1度、気候関連のリスクと機会の特定及び評価のために、社内の担当者を招集し、関連リスク・機会の洗い出しを行います。

2. リスク管理するプロセス及び全社的なリスク管理プログラムへの統合

気候関連課題に係る最高責任者は、サステナビリティ委員会において特定、評価された事業・財務計画上重要な気候関連リスクについて、管理担当者または部署を指定し、その対策立案を指示します。

また、リスクの軽減管理または機会の実現に向けた取り組みに当たっては、可能な場合、関連するKPI（重要指標）を定義し、モニタリング及び目標設定を行うことを試みるものとします。

気候変動対応に係る執行責任者は、各取り組みの進捗、KPIについて、年に1度以上その状況を取りまとめ、サステナビリティ委員会に報告します。

また、気候変動対応に係る最高責任者は、事業・財務計画上重要な気候関連リスクを、既存の全社リスク管理プログラムにおいても可能な範囲で考慮するよう指示し、リスク特定・評価・管理プロセスの統合を図ります。

④ 指標と目標

当社はリスクと機会を管理、モニタリングするために重要な指標（KPI）と目標を設定しています。設定した指標と目標は以下のとおりです。

・温室効果ガスの排出量

1. 2050年ネットゼロの実現

[長期目標]

2050年度までに当社グループ全体のScope1・2及び3<sup>\*1</sup>排出量をネットゼロ。

2. 温室効果ガス排出量の削減

[中期目標]

2030年度までに当社グループ全体のScope1・2及び3排出量を2022年度比で45%削減。

Scope1・2排出量を2030年までに2022年度比で70%削減 [SBT認定]

Scope3排出量<sup>\*2</sup>を2030年までに2022年度比で45%削減 [SBT認定]

<温室効果ガス排出量削減目標と実績>

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

	2022年度 基準年度	2023年度 実績	2024年度 実績	2030年度 目標 [SBT認定]
Scope1+Scope2	3,593 —	2,191 (△39.0%)	2,113 (△41.2%)	1,078 (△70.0%)
Scope3	616,368 —	587,132 (△4.7%)	727,432 (18.0%)	339,002 (△45.0%)

※1 Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（都市ガス等燃料の燃焼）。

Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出。

Scope3：Scope1,2 以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）。

※2 Scope3排出量については、カテゴリー1（購入した商品及びサービス）、カテゴリー2（資本財）及びカテゴリー11（販売商品の使用）を対象としております。

2030年度目標は、国際的な気候変動イニシアチブであるSBTi（Science Based Targets initiative）より、科学的根拠に基づいた「SBT（Science Based Targets）」の認定を取得しています。

なお、各種パフォーマンス指標の実績はサステナビリティサイト上で順次開示予定です。

<https://mirarth.co.jp/sustainability/environment/data/>

### (3) 人権の尊重

当社グループは、事業活動を通じて社会課題を解決し、すべてのステークホルダーの皆さまとともにサステナブルな社会と成長を実現するためには、人権の尊重が不可欠な基盤であると認識しております。こうした認識のもと、グループ全体における人権リスクへの対応と管理体制の構築を強化・推進しています。

#### ① ガバナンス

当社グループでは、グループCHRO（最高人事責任者）を責任者として、人権ワーキンググループを中心に人権尊重への取り組みを推進しています。人権ワーキンググループは、グループ人事戦略部が事務局となり、グループ法務部、グループ総務部、サステナビリティ推進室と連携して、重要人権リスクの特定、重要人権リスクを防止・低減するための体制整備に取り組んでいます。取り組み内容について、サステナビリティ委員会及び取締役会への報告を行い、定期的なモニタリングや見直しを行うことで、継続的な改善を図っています。

#### ② 戦略

当社グループは、国際人権基準（国連「ビジネスと人権に関する指導原則」等）を尊重する考え方を明確にした「MIRARTHホールディングスグループ人権方針」を制定しています。本方針は、当社グループの事業に関わるすべてのステークホルダーを対象としており、自社のみならずバリューチェーン全体における人権尊重への理解と実践を求めています。

当社グループの事業特性及びステークホルダーへの影響度を考慮し、経営及び事業活動において特に注視すべき重要人権リスクの特定を行いました。この特定にあたっては、以下のプロセスに則り実施いたしました。

#### <重要人権リスクの特定プロセス>

##### STEP 1

ステークホルダーの確認・整理：事業に関わるステークホルダーを包括的に識別。

##### STEP 2

人権リスクの洗い出し：バリューチェーン全体に潜在する人権リスクの網羅的な抽出。

##### STEP 3

外部機関による妥当性検証：専門的な知見を持つ外部機関を交え、抽出したリスクの妥当性を客観的に検証。

##### STEP 4

重要度評価：識別されたリスクを深刻度と発生可能性の2軸でマトリクス評価。

##### STEP 5

重要人権リスクの抽出：評価結果に基づき、当社グループが優先的に対処すべき重要人権リスクを決定。

上記特定プロセスを経て、当社グループが認識・特定した重要人権リスクの8項目は以下のとおりであります。

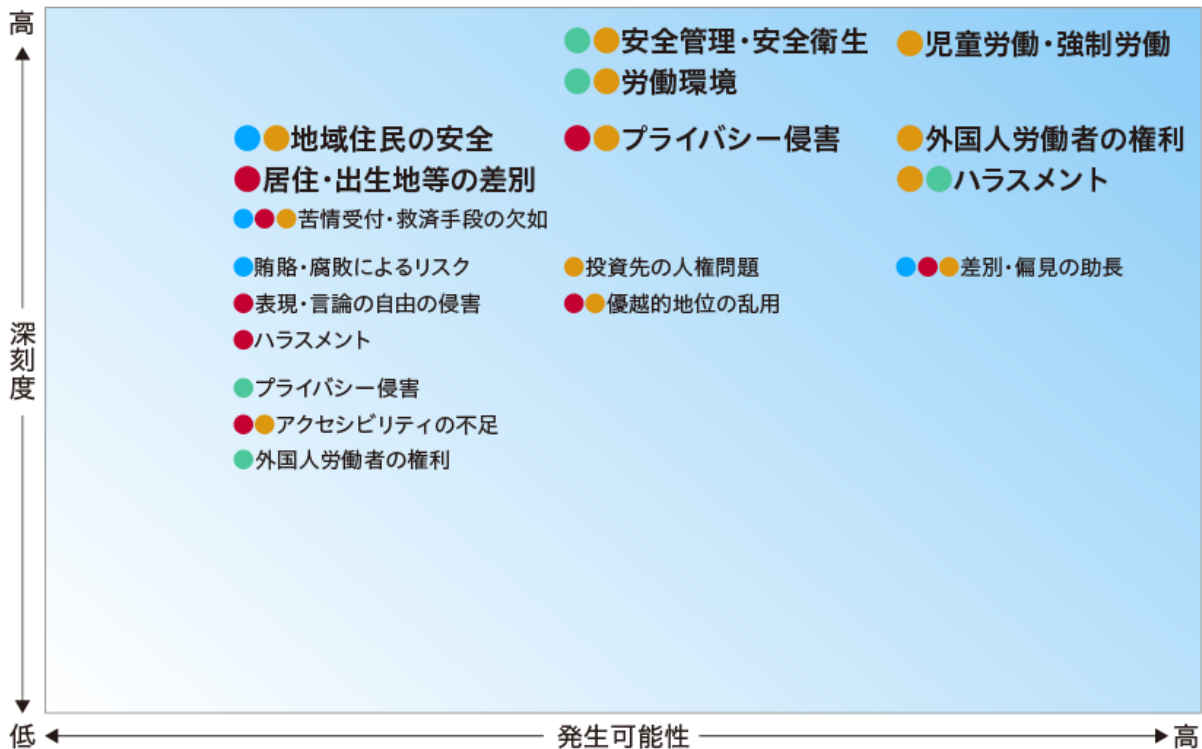
これら特定した重要人権リスクは、いずれも当社グループの不動産事業やエネルギー事業のバリューチェーン全体に関わる重大な人権リスクであると捉えております。これらに対する具体的な対応策として、当社グループでは人権デュー・ディリジェンスの枠組みを構築し、リスクの予防及び負の影響の緩和に向けた取り組みを推進しています。

#### <重要人権リスク>

- 労働環境
- 安全管理・安全衛生
- ハラスメント
- 居住・出生地等の差別
- プライバシー侵害
- 地域住民の安全
- 外国人労働者の権利
- 児童労働・強制労働

<人権リスクマップ>

● 従業員 ● 地域住民 ● 顧客・入居者 ● サプライヤー・請負業者 太字 重要リスク



③ リスク管理

特定された重要人権リスクについては、人権デュー・ディリジェンスの枠組みを通じて、定期的なアセスメントの実施、是正措置を講じる仕組みの構築を進めております。万が一、人権への負の影響が生じた、あるいは関与したことが明らかになった場合に備え、適切な救済・是正措置及び苦情処理メカニズム（内部通報制度等）へのアクセスを確保する体制整備に取り組んでおります。また、既存の全社的なリスク管理プログラムとの統合を図り、統括的に管理・監督する仕組みの構築を進めております。

④ 指標及び目標

当社グループでは、サステナビリティ重要テーマ及び特定したマテリアリティに基づき、人権デュー・ディリジェンスの体制構築及びサプライチェーンマネジメントの推進をKPIとして設定し、その進捗を管理しております。2025年度においては、人権方針の周知徹底を図るとともに、上記のリスク特定ステップに則り、グループ全体における重要人権リスクの抽出及び人権デュー・ディリジェンスの基盤となる体制を構築いたしました。次年度に向けては、特定した重要人権リスクごとの現状把握に基づいて作成した予防・低減施策の実施計画を推進していきます。具体的には、サプライヤー向けのサステナブル調達方針やガイドラインの策定、人権アセスメントのためのアンケート調査、人権研修の実施などを順次進め、サプライチェーンマネジメントの実効性をさらに高めていく方針です。

#### (4) 人的資本

当社グループは、パーパス「サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。」の実現に向け、経営戦略の重要な基盤として人的資本戦略を位置づけています。長期ビジョン達成のために私たちが目指す「あるべき姿」と、人的資本における「リスクと機会」を踏まえ、具体的な「人材戦略」及び「指標・目標」を設定しています。これらの戦略を通じて、人材育成と働きがいのある環境構築を推進し、経済価値と社会価値の双方を創造することで、持続的な価値向上を目指します。

##### <人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針>

当社グループは、事業領域や事業エリアの拡大に伴い、従業員に求められるスキルや適性も多様化しております。ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進により、新卒・中途採用を問わず、優秀な人材確保に努めてまいります。階層別研修の拡充や適正な評価・報酬制度の運用により、強固な組織体制を構築するとともに、人的資本への積極的な投資を引き続き行ってまいります。また、リモートワーク環境の整備や地域限定社員制度の導入など働き方改革を推進することで、従業員の幸福度を高めると共に企業価値を向上させてまいります。

##### <人材育成方針>

パーパスの実現に向け、高いビジネス基礎力と信頼される人格を持ち、自らが率先してチャレンジすることでチームを目標達成へ導ける人材の育成を目指します。

当社グループは、従業員一人ひとりが未来に向けた持続的な成長を共に創造する存在であるという考えのもと、人事制度を運用しています。

㈱タカラレーベンでは、変化する時代への対応とパーパスに基づき、経営計画達成に必要な人材を安定的に生み出す新人事制度に改定しました。

新制度では、昇格昇給に関わる行動評価において、パーパス・バリューズに基づく評価項目とし、体現する従業員を評価できる評価基準に設定することで、従業員の自己成長と働き甲斐の創出を目指します。

また、ベースアップはもとより、転勤する従業員へのサポートとして転勤手当や寒冷地手当を新設するなど、安心して働ける環境の構築も推進しています。併せて、昨今の物価上昇や政府方針に基づき平均3.4%（定期昇給分を含む昇給率は6.8%）の賃上げを行い、従業員が安心して就労できる環境構築に努めるとともに、従業員のエンゲージメントの向上とタカラレーベンの企業競争力強化を図っていきます。

##### <人事制度基本方針>

経営計画達成に必要な人材を安定的に生み出す人事制度


- ・パーパスに基づき策定したバリューズを軸とした、会社が求める人材像を明確に打ち出し、従業員がキャリアビジョンを描ける仕組みの構築
- ・適正な人件費配分による優秀な人材の獲得・定着とモチベーション向上
- ・優秀な管理職人材を生み出すための教育と選抜の実施
- ・期中での評価者と被評価者の面談を義務付けることによる公平性・透明性の高い評価・処遇の実行による従業員の納得感と成長意欲の向上


また、従業員一人ひとりの成長と組織としての総合力の向上を目指し、以下のとおり、教育研修基本方針を定め、さまざまな研修を実施しています。

##### <教育研修基本方針>


- ・ビジョンに基づく育成だけでなく、一社会人としてステークホルダーに対し誇れる人材の育成
- ・各従業員が、自己成長感を覚え、キャリアデザインを構築できるプログラムの実施
- ・人事評価制度と連動した、階層ごとに必要となる指導育成力、組織管理能力等、組織や仕事のマネジメント能力の向上
- ・各業務の遂行に必要な専門知識、技術等、業務処理能力の習得


<人的資本戦略の全体像>


 **パーパス**  
「サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。」  
**バリューズ**  
● 情熱・感動 ● 持続可能 ● 価値創出 ● 多様性・共創 ● 誠実・信頼


 **長期ビジョン**  
「地域社会のタカラであれ。」

 **経営戦略**  
● 中期経営計画 ● 財務戦略 ● 非財務戦略 ● 事業戦略

 **あるべき姿**  
● 従業員幸福度が高い持続可能な組織  
● チャレンジ、変革を推進する企業風土の持続、向上

 **人的資本におけるリスクと機会**  
● 労働人口の減少  
● リスキリングなどの人材育成の重要性向上  
● 働き方改革、well-beingの浸透  
● 多様性を受容し、活かす組織風土  
● デジタルネイチャー世代の台頭

 **人材戦略**  
● やりがいのある職場環境の構築  
● 多様性のある組織、職場環境の構築  
● グループタレントマネジメントの推進  
● 地域採用の強化  
● 柔軟な働き方、環境の更なる推進(テレワーク、ABWなど)  
● 人材の育成  
● サクセッションプランの推進  
● 戦略的ジョブローテーションの推進  
● 階層別研修制度の更なる充実

 **指標・目標**  
● 従業員幸福度 70%以上  
● 女性採用比率 30%以上  
● 女性管理職比率 20%以上  
● 従業員離職率 10%以下



### 3【事業等のリスク】

#### 1. リスクマネジメント基本方針

MIRARTHホールディングスグループは、お客さま・パートナー・役員・従業員及びその家族の安全の確保及び社会的責任の遂行、地球環境との調和、永続的な事業の継続、企業価値の向上をリスクマネジメントの基本方針とし、各リスクの抽出・管理を行っております。

また、推進体制として「リスクマネジメント委員会」を設置し、グループ全体においてリスクマネジメントの徹底を図っております。

#### 2. リスクマネジメント体制

##### (1) リスクマネジメント委員会について

当社ではグループの安定的かつ持続可能な成長を支えるために、グループ全体のリスクを統括するリスクマネジメント委員会を定期的に開催することで、積極的かつ戦略的なリスク管理を実践しております。

##### ① 開催頻度

リスクマネジメント委員会は年4回の定例会議に加え、業界や市場の変化等に対応するため必要に応じて開催しております。これにより、リスクに対する迅速な意思決定と適切な対応が確保されております。

##### ② 委員構成

原則として、当社のリスクマネジメント委員会は、グループCROを委員長に、グループCFOと2名の社外取締役を委員とする構成となっており、これにより、機動的かつ専門的な視点からリスクを評価・意思決定できる体制となっております。また、法務部門の責任者を委員会に加えることで、法的観点からの検討を強化し、より包括的なリスク管理を実現しています。加えて、監査役がオブザーバーとして参加することで、リスクマネジメントプロセスの監督機能と客観性を確保しております。

##### ③ 議事内容

リスクマネジメント委員会の議事は多岐にわたりますが、主に以下の項目に焦点を当て議事を行っております。

2025年度においては、リスク事案に対する適切な意思決定プロセスを確保するため、新たにリスクマネジメント委員会諮問基準及びフローを策定し、それに基づいた報告・諮問体制を構築いたしました。当該体制による運用を開始することにより、更なるガバナンスの強化を図っております。

- ・リスクマネジメント委員会にて、「リスクマップ」にあげられたリスク項目の対応状況
- ・上記以外のリスク項目について、対応方針の変更や見直し等のリスク対応状況
- ・新たなリスクについて、重要度や対応優先度についての協議、決定
- ・企業戦略とリスクポートフォリオの整合性の確認
- ・今後のリスクマネジメント運営方針の協議、決定
- ・リスクマネジメント委員会諮問基準に該当するリスク事案についての協議、答申

##### ④ 開催実績

2025年度においては、リスクマネジメント委員会を定例会議4回、臨時会議2回の計6回開催しました。これらの会議では、当社グループの事業を取り巻く多様なリスクを適切に管理し、企業価値の維持・向上を目指し、主に次の点について協議等を行いました。

###### [定例会議]

第1回（4月14日開催）：第53期リスク管理状況を報告のうえ、全社的な潜在リスクを網羅的に洗い出し、発生可能性と影響度を評価し、優先対応リスクを特定。

第2回（7月7日開催）：個別プロジェクトのリスク分析及び軽減策の報告に加え、グループ全体のリスク管理表の運用及びチェックリストの精度向上に向けた改善策を協議。

第3回（10月14日開催）：個別プロジェクトの諮問基準策定に向けた定義及び運用の改善、紛争事案に伴うリスク管理の高度化に関する審議。

第4回（1月13日開催）：事業部門の人的体制確立、BCP対応、個別案件のリスクチェックリスト運用改善及び海外事業の潜在リスクに関する審議。

###### [臨時会議]

第1回（9月8日開催）：国際事業における既存投資事業の状況報告及び新規参入に伴うリスクに関する審議。

第2回（2月9日開催）：再開発事業における計画変遷に伴うシミュレーションの妥当性やアセットポートフォリオでの位置づけに関する審議。

(2) 個別重要事業におけるリスクチェックリストについて

当社グループは、各事業が内包する多様なリスクをより早期かつ精緻に特定・評価するため、新規事業や一定規模以上の大型プロジェクト等の個別重要事業を対象とした、独自の「リスクチェックリスト」の運用を開始いたしました。本チェックリストでは、多角的な視点からリスクを検証できるよう、網羅的な項目を設定しております。具体的には、事業計画の実現可能性や市場・競合優位性などを評価する「戦略リスク」、初期投資額や資金調達コストに加え、全社的なBS（貸借対照表）やPL（損益計算書）等へ与える財務インパクトを検証する「財務リスク」を含んでいます。さらに、関連法規制の遵守状況、業務フローの確立度、人材確保、サプライチェーンの安定性などの「オペレーショナルリスク・コンプライアンスリスク」、ならびに気候変動やBCP（事業継続計画）策定状況などを評価する「環境リスク」まで、広範なリスクファクターを網羅しております。また、事業部門等による自己評価にとどまらず、グループ財務部やグループ経営管理部等のコーポレート部門が客観的な意見・評価を付記する仕組みを取り入れています。

これにより、これまで定性的に捉えられがちであったプロジェクト単体のリスクが具体的に可視化されるとともに、全社的な業績や経営計画に与える影響を適切に把握することが可能となりました。事業推進の初期段階から本チェックリストを活用して実務的なリスク回避策を立案することで、戦略的リスクテイクと確実なプロジェクト完遂の両立を支える重要なツールとして機能しております。

(3) リスクマネジメント委員会諮問基準・フロー策定について

上記のリスクチェックリスト導入に伴い、経営の意思決定におけるリスク評価の実効性と客観性を高めるため、リスクマネジメント委員会への諮問に関する明確な基準と新たなプロセス（フロー）を策定し、運用を開始いたしました。

具体的には、主要事業会社である株式会社タカラレーベン取締役会基準に準拠し、大型プロジェクト等を委員会の事前諮問対象として明確化しました。また、金額の大小にかかわらずすべての「新規事業」、及び国際事業などが参画する「リスクマネジメント委員会が個別に指定した事業」についても、必須の諮問対象として定めております。

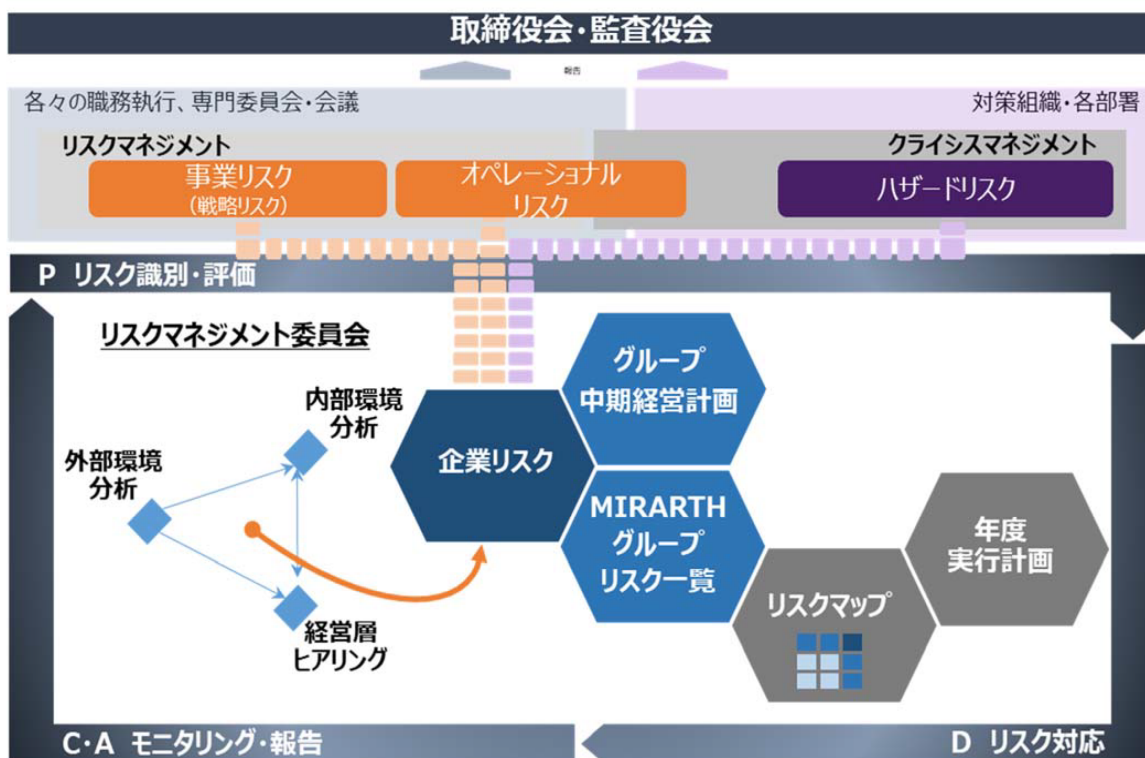
運用フローとしては、各事業部が各社取締役会へ議案として上程する前に、事業概要と前述の「リスクチェックリスト」をリスクマネジメント委員会事務局へ提出、グループCROの検証を踏まえ、リスクマネジメント委員会において事業の潜在的リスクや回避策の妥当性を多角的に審議し、その答申を取締役会での決議に反映させる一貫通貫の仕組みを構築いたしました。

本基準・フローの定着により、堅牢なガバナンスの維持と機動的な事業展開の両立を実現しております。

3. リスクマネジメントプロセス

当社グループのリスクマネジメントプロセスは以下のとおりです。

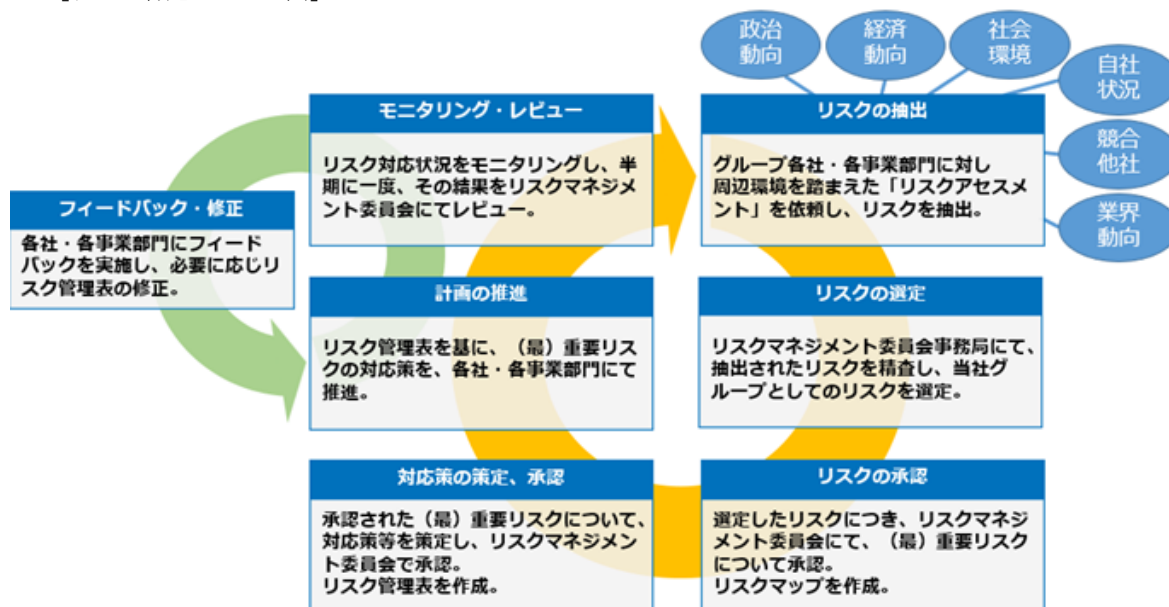
[概念図]



(1) リスクの特定

リスクマネジメントにおいては、世の中にある無数のリスクの中から、当社が対処すべきリスクの特定と、その優先順位付けが欠かせない要素となっております。当社グループでは以下フローに従い、リスクの特定と優先順位付けを行いました。

[リスク特定のフロー図]



① グループ各社におけるリスクの洗い出し

グループ各社に対し「事業戦略リスク」「オペレーショナルリスク」「ハザードリスク」について網羅的に洗い出し、その「影響度」と「発生頻度」等を評価し定量的なスコアリングを行い、この評価に基づいて優先順位を付けます。高い影響度と頻度を持つリスクは、優先的に対応を検討します。

あわせてそれぞれのリスクの現況やリスクシナリオ、機会や対応案についても一次的な検討を行います。

また、内部監査室やグループ経営管理部との緊密な情報共有を通じて、グループ各社固有の潜在的リスクを特定したうえで、事務局の視点から適切な助言を行い、グループ各社の検討内容を精緻化させることで、リスク管理の実効性を高めております。

② リスクの抽出

①にて提出されたリスクについて、提出されたリスクを横断的に俯瞰・比較し、52項目を抽出しました。

抽出に際しては内外の環境分析や経営層のヒアリングを行い、優先度はもとより、当社グループの中期経営計画や、置かれている環境等を考慮いたしました。また、一次的な検討を行ったそれぞれのリスクの現況やリスクシナリオ、機会や対応案について、記載レベルの平準化、統一化を行い確定させました。

③ リスクの特定（リスクマップ掲載事項）

②にて抽出された52の重要リスクについて、リスクマネジメント委員会の委員それぞれから、リスクマップに掲載すべき事項、及び最優先事項について個別に意見を聞き、リスクマネジメント委員会での協議を経て、リスクマップに掲載すべき15項目を抽出しました。

④ 最重要リスクの特定

③にて抽出されたリスクマップ掲載事項となる15のリスク項目から、当社グループが最優先で対応し、ウオッチすべき最も重要なリスクを7項目特定しました。

①にて提出された全リスクのうち、リスクマップ掲載事項となる最重要リスク（Aランク）、Aランクを除くリスクマップ掲載事項となる重要リスク（Bランク）、②にて抽出されたリスクからAランクとBランクを除いたリスク（Cランク）の分類は次のとおりです。

	2025年度			2026年度		
	事業戦略リスク	オペレーショナルリスク	ハザードリスク	事業戦略リスク	オペレーショナルリスク	ハザードリスク
Aランク	7個	—	—	7個	—	—
Bランク	6個	—	—	8個	—	—
Cランク	5個	30個	2個	4個	31個	2個

(2) リスクの評価

リスクの評価方法は、各社各部門にて洗い出されたリスクについて、「影響度」と「発生頻度／発生可能性」を掛け合わせてスコアリングを行い、評価しました。

① 「影響度」について

人的な被害や、金銭的な損害、売上・利益の棄損、信用、監督官庁等からの処分・指導の5つの定義に基づき、それぞれの影響の大きさを「大・中・小」の3段階で評価しております。

② 「発生頻度・発生可能性」の評価について

「発生頻度」は当該リスクがどの程度の頻度で発生する可能性があるか、また「発生可能性」については、当該リスクの発生確率を当社所定の基準に従い「高・中・低」の3段階で評価しております。なお、リスクの項目により「頻度」あるいは「可能性」で評価することとしております。

なお、判断基準は次のとおりです。

リスク分析の判断基準

影響度		定義					
等級	表記	人	金銭	売上/利益		信用	処分・指導
3	大	顧客や従業員、ステークホルダーに死傷者が発生するもの。	1億円以上の財政的損失	売上高の目標（あるいは想定）を、10%以上の下方修正させる要因となるもの。	営業利益、経常利益、当期純利益の目標（あるいは想定）のいずれかを、30%以上の下方修正させる要因となるもの。	・年単位の長期にわたり売り上げや利益に影響を及ぼす。 ・ステークホルダーとの良好な関係が破綻する。	監督官庁等から、免許停止処分以上の処分を受けるもの。
2	中	顧客や従業員、ステークホルダーに身体的・精神的な影響が相当程度およびぶもの。	1,000万円以上、1億円未満の財政的損失	売上高の目標（あるいは想定）を、5%以上10%未満の下方修正させる要因となるもの。	営業利益、経常利益、当期純利益の目標（あるいは想定）のいずれかを10%以上30%未満の下方修正させる要因となるもの。	・数か月に売り上げや利益に影響を及ぼす。 ・ステークホルダーとの間で一時的に良好な関係が停止する。	監督官庁等から、免許業上その他、法令や規約に基づく処分を受ける（処分内容が外部に開示される。）
1	小	顧客や従業員、ステークホルダーに身体的・精神的な影響が軽微ながらおよびぶもの。	1,000万円未満の財政的損失	売上高の目標（あるいは想定）を、5%未満の下方修正させる要因となるもの。	営業利益、経常利益、当期純利益の目標（あるいは想定）のいずれかを10%未満の下方修正させる要因となるもの。	・一時的に売り上げや利益に影響を及ぼす。 ・ステークホルダーが当社に対し、不快な印象を持つ。	監督官庁等から、口頭注意、指摘を受ける（外部には開示されない）。

発生可能性（頻度）			発生可能性（確率）		
等級	表記	内容	等級	表記	内容
3	高	1年に1度以上の頻度	3	高	80%以上の確率で発生
2	中	数年に1度の頻度	2	中	20%以上80%未満の確率で発生
1	低	10年に1度の頻度	1	低	20%未満の確率

③ 「リスク」について

抽出された各リスクについて、関係する各社各部門がその現況をどのように理解し認識しているかについて、また当該リスクが顕在化した時に各社各部門において、どのようなことが想定されるのかを取りまとめしております。

これらにより、漠然としたリスクを具体化し、リスク対応のイメージをより明確にしております。

④ 「機会」について

当該リスクを「機会」と捉えたときに、どのようなシナリオが想定されるかを具体的にイメージさせ、リスクテイクしていく際の検討資料とします。

(3) リスクの対応

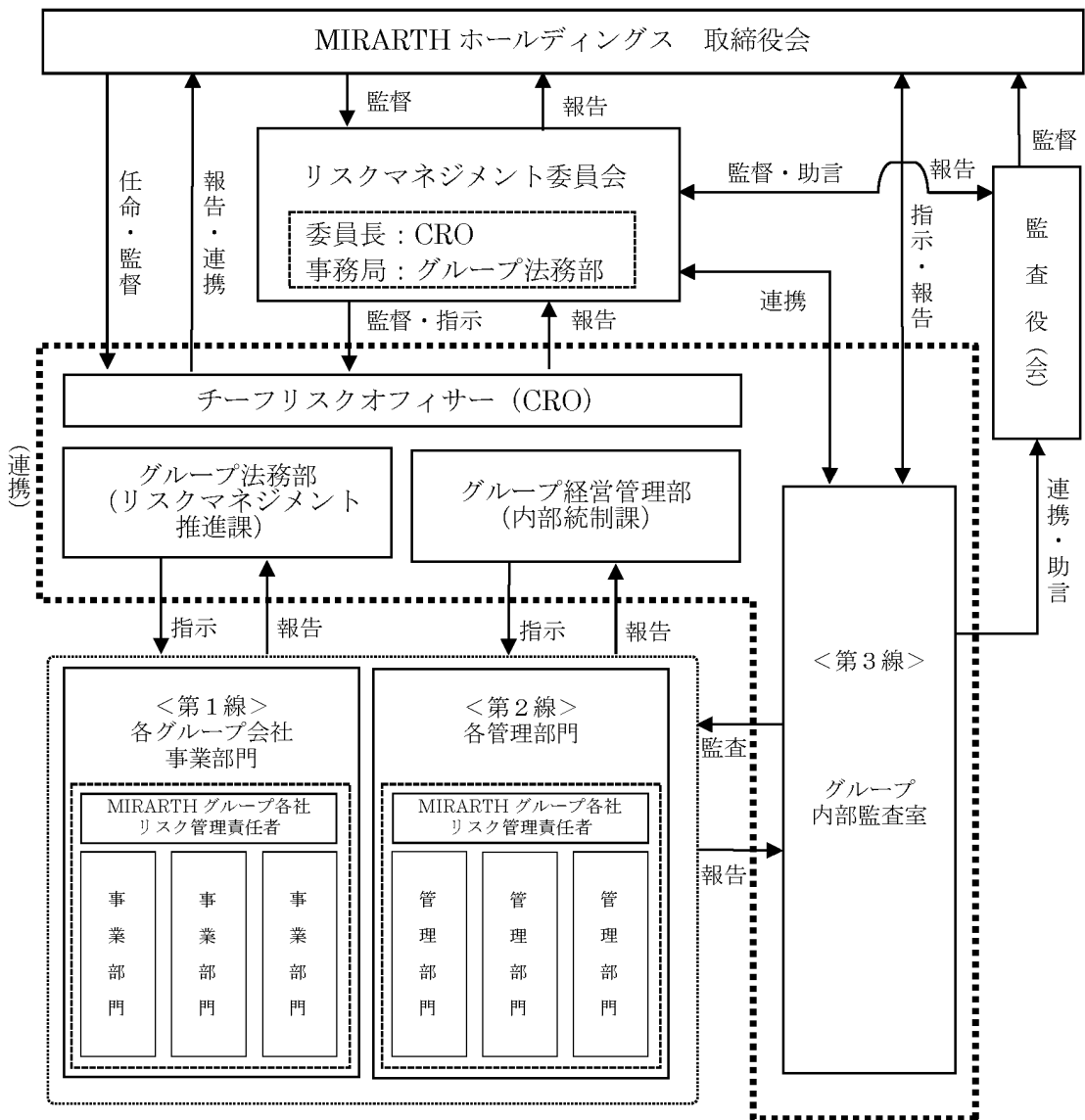
特定されたリスクに対する適切な対策や対処策を策定します。対処策にはリスクの軽減、回避、転嫁、受容などが含まれます。リスクが許容範囲内に収まるようにすべく、アクションレベルで具体的に記載します。

2025年度においては、各社各部門によるリスク対策の進捗報告制度を開始しました。個々のアクションの実施状況を具体的に把握し、進捗を可視化することで、当初策定した対処策の確実な実行を促し、リスク評価値の計画的な低減を推進しました。

(4) リスクのモニタリングと報告

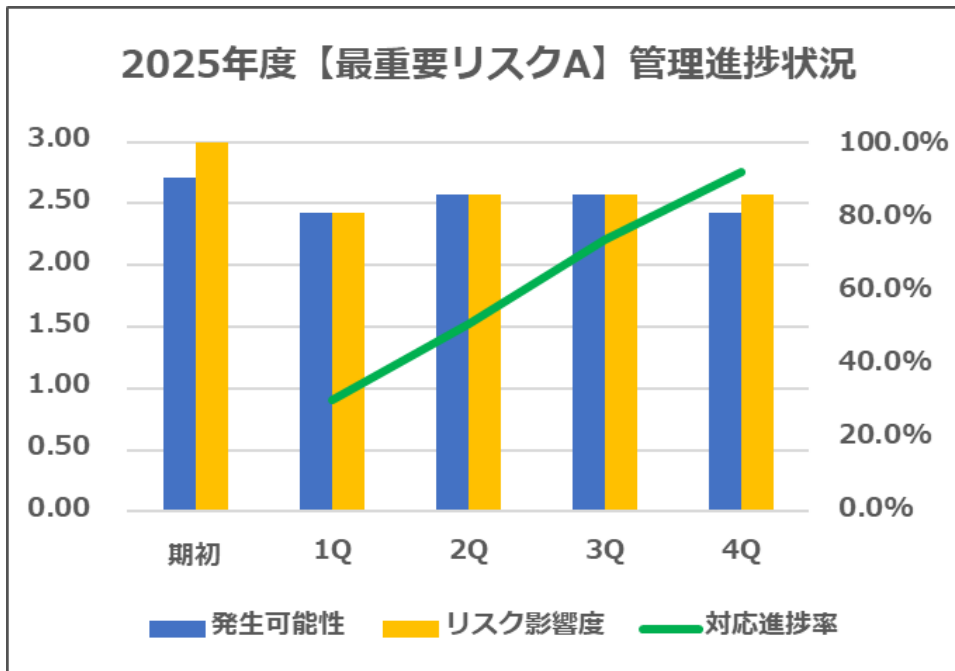
抽出されたリスク項目の内、リスクマップに掲載した15のリスク項目については、四半期に一度の頻度で開催されるリスクマネジメント委員会において、それぞれのリスクの状況をモニタリングし、必要に応じて戦略やプロセスの修正を行ってまいります。なお、最優先リスクとして特定された7項目につきましては、これらとは別により詳細に現況とリスクシナリオ、機会、リスク対応についての効果を確認することで、リスクの変動を追跡し、報告を行うとともに、必要に応じた修正や調整をより詳細に行います。

[体制図及び運用フロー]

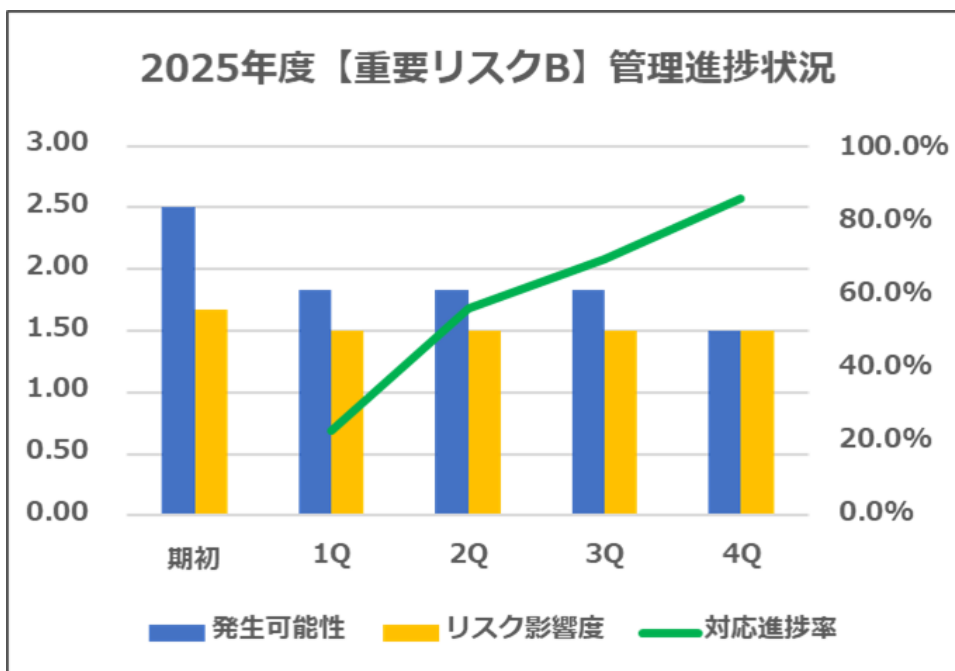


(5) リスクマネジメントの対応状況（2025年度）

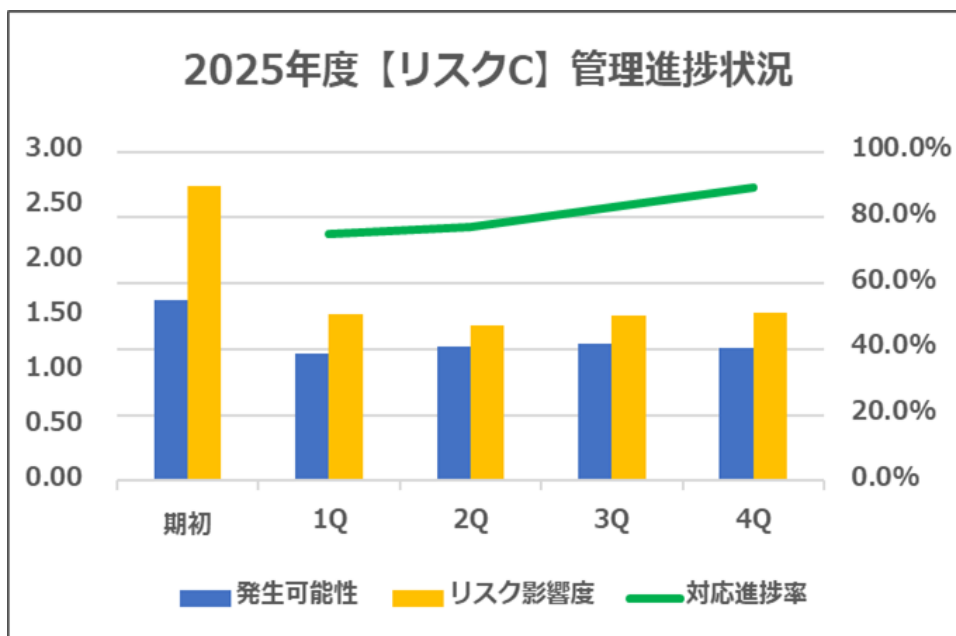
2025年度は、新たに導入したリスク対策の進捗報告制度により、個々のアクションの実施状況を具体的に把握・可視化できたことで、各ランクにおいて高い対応進捗率を達成し、確実なリスク低減効果を確認いたしました。なお、年間を通じてリスク評価の厳格化を推進しており、当社グループを取り巻く最新の社会情勢及び市場環境等を適切に反映させた結果、期中において一部のリスク評価値の上昇がみられました。しかしながら、これはリスクマネジメント運用の精度向上と現状把握の適正化を不断に実施していることによるものであります。一方で、外部環境に起因するリスク評価の下げ止まりや、各社・各部門間におけるリスク評価精度のばらつきといった課題も明確となっております。今後は、継続的なPDCAサイクルの定着を通じて評価精度の平準化を図るとともに、具体的な損失回避効果の測定等を行い、引き続きより実効性の高いリスク管理体制の構築に努めてまいります。



2025年度はリスク対策の進捗報告制度を開始したことにより年間を通じて対応が順調に進み、大半の項目が対応進捗率80~100%に達しました。中でも「不動産市場の動向」「ガバナンスの強化」「気候変動」については、期初対応策が定着し進捗率100%を達成しております。一方で、外部要因に強く依存する構造的なリスクであるため、評価自体は劇的に低減せず低位安定に留まっており、今後は施策の対応進捗のみならず、具体的な損失回避効果を測定・設定していくことが重要課題であると認識しております。



重要リスク（Bランク）においても年間を通じて対応が順調に進み、大半の項目で対応進捗率80～100%に達しました。特に「品質管理の維持」「原材料コストの変動」については進捗率100%を達成しております。最重要リスク（Aランク）とは異なり、現場主導の具体的な改善活動が着実に機能したことで、リスク評価値が抑制されリスク低減に効果を発揮している点が特徴であります。



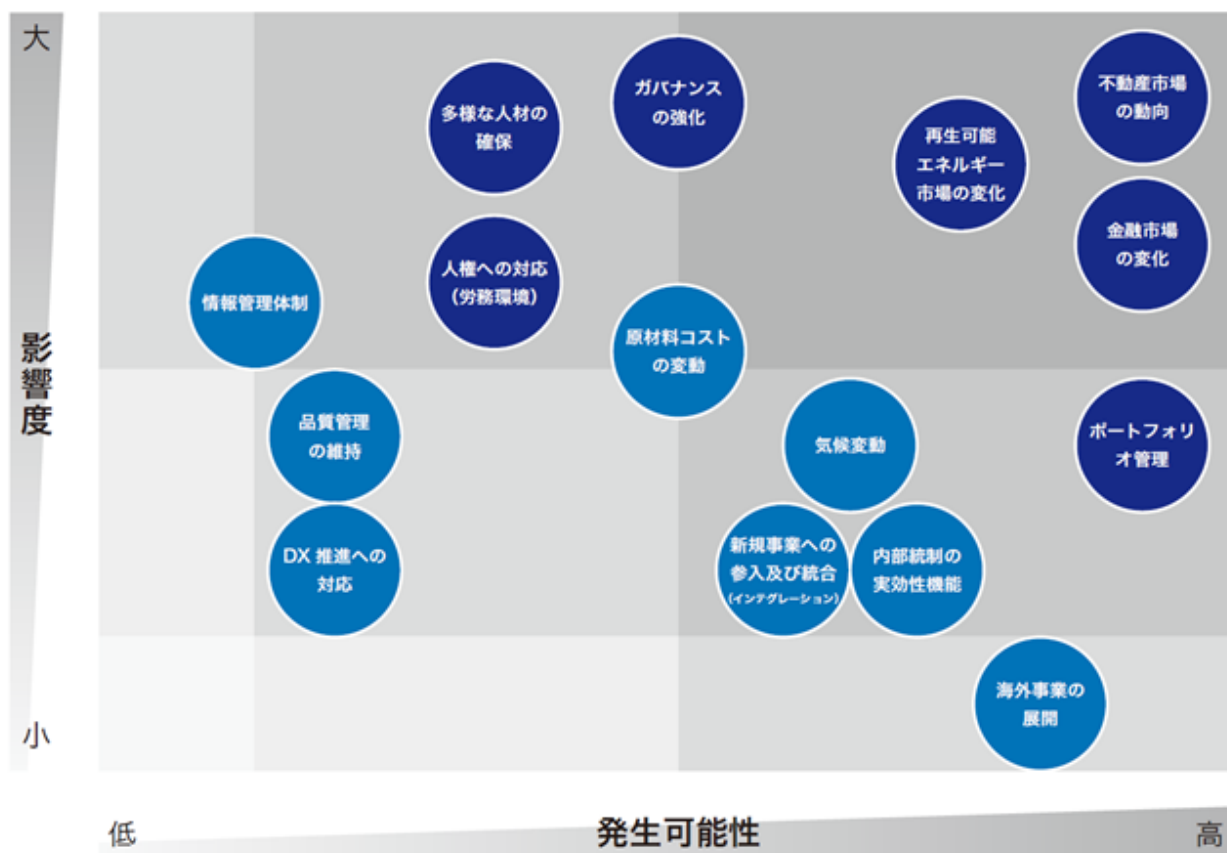
今年度より、各グループ会社及び各部門においてリスク（Cランク）の管理を新たに開始し、全社的なリスクマネジメントの裾野を拡大いたしました。対応進捗率は第1四半期から第4四半期にかけて着実に上昇し、多くの項目で最終的に進捗率100%を達成しており、主要なグループ各社においては80～100%に近い高水準まで上昇しております。これに伴い、リスクの発生可能性及び影響度のスコアも期初と比較して低減傾向にあり、具体的な対応策の実行がリスクの低減に確実な効果を発揮していることが確認されております。

一方で、各社各部門によっては対応の進捗度合いやリスク評価の精度にばらつきがみられ、事務局から改善や見直しを求めるケースもありました。今後は、グループ全体におけるさらなるリスク管理体制の標準化やルール可視化を図るとともに、形骸化を防ぐための継続的なPDCAサイクルの定着が重要課題であると認識しております。

#### 4. 当社グループの具体的なリスクについて

##### (1) リスクマップ

リスクマップは、特定されたリスクの重要度と優先順位を可視化し、経営戦略の立案段階からリスク管理の視点を組み込むとともに、実効性のあるリスク対応策を策定・実行するための重要なツールとして活用しております。



##### (2) リスク見直しの実施

変更前	変更後	変更理由
人材の確保 (Bランク)	多様な人材の確保 (Aランク)	多様な視点や専門性を持つ人材の確保は、イノベーションの創出や持続的な企業価値向上に向けた経営基盤の強靱化に不可欠であるため
気候変動 (Aランク)	気候変動 (Bランク)	脱炭素社会の実現に向けた政府指針に対応する社内体制整備に一定の目処が立ち、リスク管理の優先順位が相対的に変化したこと、また市場や社会的要請に対し適切な対応・開示が継続できているため
新規事業への参入 (Bランク)	新規事業への参入及び統合 (インテグレーション) (Bランク)	市場環境の激化に伴い、既存事業との相乗効果を生む組織統合プロセスの重要性が増しており、グループ全体の持続的成長に不可欠であるため
情報管理体制 (Cランク)	情報管理体制 (Bランク)	ITインフラの脆弱性が事業継続に直結するリスクが拡大しており、情報セキュリティの強化と適切なガバナンス体制の構築が強く求められているため
(新規)	内部統制の実効性機能 (Bランク)	グループ拡大に伴う組織の複雑化に対応し、意思決定の透明性と法令遵守を徹底する体制構築が、持続的な企業価値向上のために不可欠であるため

※変更点は下線部です。

(3) 重要リスク一覧

項番	重要リスク	リスクの内容	機会	対応	関連マテリアリティ
1	不動産市場の動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加利上げによる支払利息の増加</li> <li>・保有不動産の時価下落と減損の発生</li> <li>・建築コスト高止まりによる利益の圧迫</li> <li>・購買力低下による成約の長期化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他社の資産売却による物件取得の好機</li> <li>・好立地物件の適正、割安価格での取得</li> <li>・環境やDX対応への改装で価値向上</li> <li>・再生後の高い賃料収益や売却益の獲得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部専門家との情報共有と社内展開</li> <li>・製販一体の強みでニーズを商品に反映</li> <li>・徹底した財務や指標管理で耐性を確保</li> <li>・戸建や再販事業への投資加速でリスクを分散</li> </ul>	地域社会の持続的な成長の実現
2	金融市場の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利上昇による借入増と購入層の減少</li> <li>・融資厳格化による資金繰りへの影響</li> <li>・資材難による工期遅延や建設費の超過</li> <li>・エネルギー事業の資本コスト増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中古や賃貸の需要増によるインフレ耐性</li> <li>・都心既存ビルの希少化や割安物件の取得</li> <li>・デジタル技術活用と蓄電池の収益源化</li> <li>・国産エネルギー投資による持続的な成長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務基盤の強化と調達手法の多様化</li> <li>・アセットライト経営によるリスク低減</li> <li>・買取再販や多角化による資材リスク回避</li> </ul>	地域社会の持続的な成長の実現
3	再生可能エネルギー市場の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度移行や市場価格変動等の環境変化</li> <li>・需給不均衡による出力制御の発生と拡大</li> <li>・価格転嫁が困難な収益構造</li> <li>・事業計画の見直しや減損損失の発生</li> <li>・コスト増や制度変更による業績への影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素化に伴う中長期的な市場の成長</li> <li>・蓄電池や環境価値取引などの新事業機会</li> <li>・培ったノウハウ活用による収益の改善</li> <li>・既存資産の入れ替えや安定事業への転換</li> <li>・多角的な周辺領域での企業価値の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存発電資産のモニタリングと運営改善</li> <li>・低利回り太陽光の売却と新規資産の導入</li> <li>・土地や開発権利をパッケージ化して売却</li> <li>・売却後の運営、管理によるフィービジネス</li> <li>・有利子負債の抑制による健全な財務経営</li> </ul>	再生可能エネルギーの安定供給と利用促進
4	ポートフォリオ管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過度な高リスク投資による損失拡大</li> <li>・安定事業への偏重による期待収益率の低下</li> <li>・既存事業への依存による成長分野への投資の遅れ</li> <li>・低収益事業の温存による株価低迷</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業への依存を防ぐ多角的な投資拡大</li> <li>・次なる成長を牽引する新規収益機会の獲得</li> <li>・指標に基づく徹底した資産の入れ替えの実践</li> <li>・効率的な経営体制提示による株価の好循環</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月次の残高確認による過度な投資の抑制</li> <li>・定量評価に基づく事業方針のタイムリーな見直し</li> <li>・指標を用いた四半期ごとの採算性検証</li> <li>・仕入れ抑制や物件売却の機動的な執行</li> </ul>	コーポレート・ガバナンスの強化

項番	重要リスク	リスクの内容	機会	対応	関連マテリアリティ
5	人権への対応 (労務環境)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働環境不備による人材獲得の競争劣後</li> <li>・モチベーション低下に伴う生産性への悪影響</li> <li>・社会的評価の低下による深刻な競争劣位</li> <li>・労働環境の不備が招く企業の持続性への影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先んじた環境整備による優秀な人材の確保</li> <li>・厳格な就業環境の構築による生産性の向上</li> <li>・法令遵守の徹底による事業継続の優位性</li> <li>・一連の取り組みを通じた持続的な企業価値向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅勤務や幸福度調査による環境の維持</li> <li>・月次労働時間の監視による労務リスク軽減</li> <li>・面談や研修の実施によるモチベーションの向上</li> <li>・役員評価への反映や多面評価制度の実施</li> <li>・人権方針の策定と定期的なリスクの特定</li> </ul>	<p>従業員の健康と安全の確保</p> <p>ダイバーシティ・エクイティ&amp;インクルージョン (DE&amp;I) の推進</p>
6	ガバナンスの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の誤りによる損害賠償や信頼喪失</li> <li>・経営者や従業員による不正行為の発生</li> <li>・法令違反や規則への抵触事案の発生</li> <li>・監視機能の不全による問題対処の長期化</li> <li>・初期対応の遅れによる被害の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理の実践による社会的信頼の向上</li> <li>・業務プロセス改善による組織全体の品質向上</li> <li>・形式の確立による経営判断の迅速性の確保</li> <li>・環境変化に対応する機動的な事業運営の実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機動的なオフサイト監査によるリスク低減</li> <li>・グループ全社のガバナンス維持と強化</li> <li>・組織間の緊密な連携による内部統制の強化</li> <li>・3ディフェンスラインによる体制の深化</li> <li>・連結会社との強固な管理体制の構築</li> </ul>	<p>コーポレート・ガバナンスの強化</p> <p>リスクマネジメントの強化</p>
7	多様な人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働負荷の増大による人材流出の悪循環</li> <li>・組織の硬直化と多様な人材の不足</li> <li>・モチベーション低下に伴う生産性への悪影響</li> <li>・付加価値創出の停滞と社会的評価の低下</li> <li>・経営基盤を揺るがす深刻な競争劣位の到来</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な人材の活躍による生産性と品質の向上</li> <li>・労働市場における競争力の強化の実現</li> <li>・多様な視点の融合による新アイデアの創出</li> <li>・イノベーション誘発による中長期的な成長</li> <li>・取り組みの推進による企業価値の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定拠出年金の拡大による待遇の強化</li> <li>・共通研修やeラーニングによる能力開発</li> <li>・多様性推進プロジェクトと女性や障がい者などの採用強化</li> <li>・パーパス等を基準とした行動評価の推進</li> <li>・個別相談窓口や役員ミーティングによる組織健全化</li> </ul>	<p>少子高齢化、労働人口減少への対応</p> <p>ダイバーシティ・エクイティ&amp;インクルージョン (DE&amp;I) の推進</p>

項番	重要リスク	リスクの内容	機会	対応	関連マテリアリティ
8	気候変動	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ規制強化による建築コスト増と減益</li> <li>自然災害の激甚化による建物被害や工期遅延</li> <li>工事期間の延長に伴う追加コストの発生</li> <li>環境配慮の不備に伴う投資家の投資見送り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池開発への厳選投資による他社差別化</li> <li>環境性能の高い建物開発による需要の喚起</li> <li>再生エネルギー電力の導入に伴う住み替え需要創出</li> <li>リニューアル再販拡大による物件の有効活用</li> <li>防災意識の高まりを背景とした事業成長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全領域を対象とした気候変動の定量分析</li> <li>算出したデータの経営判断や開示への活用</li> <li>計画推進による温室効果ガスの段階的削減</li> <li>委員会での定期審議と取締役会への報告</li> <li>目標達成に向けた必要な社内体制の構築</li> </ul>	気候変動・脱炭素化への対応 再生可能エネルギーの安定供給と利用促進
9	新規事業への参入及び統合（インテグレーション）	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存事業と異なる市場や法規制への適応難</li> <li>想定した事業計画や投資回収の未達成</li> <li>買収後のシステムや組織統合の進捗遅延</li> <li>シナジー未達や追加コストによる業績悪化</li> <li>のれんや固定資産の減損損失による影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の顧客基盤を活用した新規収益の創出</li> <li>バリューチェーン拡大による収益源多様化</li> <li>補完関係の事業取込による顧客接点の強化</li> <li>成長市場への参入による企業価値の向上</li> <li>パーパス達成とサステナブルな未来の創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多面的な検証による投資判断の精度向上</li> <li>精緻な調査に基づくリスク把握と統合計画の策定</li> <li>リスクマネジメント委員会への諮問によるリスク管理の強化</li> <li>投資後における業績やシナジーの継続監視</li> <li>状況に応じた計画見直しや経営資源の再配分</li> <li>撤退基準の検討による損失拡大の未然防止</li> </ul>	地域社会の持続的な成長の実現
10	海外事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地の法改正や為替変動による損失</li> <li>価格の変動や売却困難に伴う市場リスク</li> <li>工期の遅延や現地パートナーとの関係悪化</li> <li>商慣習の違いや法理解不足による契約不履行</li> <li>予期せぬ自然災害やテロによる事業中断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日系大手実績物件への共同投資による成功</li> <li>国内実績スキームの海外での再構築と模倣</li> <li>高齢化地域におけるヘルスケア物件の開発</li> <li>人口増に伴う需要を見据えた物流倉庫投資</li> <li>中古再生による回転の速い再販スキーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定例会議や外部レポートによる影響の精査</li> <li>競合や開発予定の物件分析と販売戦略立案</li> <li>月次での財務書類の確認と改善案の提案</li> <li>複数部門や専門家による多角的な契約確認</li> <li>地政学的リスクを見据えた確認項目の見直し</li> </ul>	地域社会の持続的な成長の実現

項番	重要リスク	リスクの内容	機会	対応	関連マテリアリティ
11	原材料コストの変動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開始時予算と請負契約時の金額の乖離</li> <li>・原材料の高止まりによる建築コストへの影響</li> <li>・時間規制等に伴う工期長期化と労務費高騰</li> <li>・見積協力の減少に伴うスケジュール管理の必須化</li> <li>・法改正による標準労務費遵守に伴う更なる高騰</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引先との目線合わせによる関係の確立</li> <li>・標準労務費を含む市況原価の正確な把握</li> <li>・安価でかつ高品質な建築材料の選定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概算見積時の的確な精査と適正予算の確保</li> <li>・取り組むべきプロジェクトの的確な取捨選択</li> <li>・施工会社の早期選定による確実な着工</li> <li>・予算の見直しと定期的な事業の再評価</li> <li>・期間効率を意識した適正な仕入れの実施</li> </ul>	地域社会の持続的な成長の実現
12	品質管理の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客対応の長期化に伴う満足度や信用の失墜</li> <li>・SNSへの書き込み等による悪評の拡散</li> <li>・契約不履行時の法的責任や売買上の履行責任</li> <li>・施工会社の廃業に伴う責任履行不備への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行き届いた顧客対応による満足度の向上</li> <li>・品質と信頼の積み重ねによるブランド価値向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質管理システムの制定による対応者の牽制</li> <li>・プロセスや予測の管理によるエラー発生の抑制</li> <li>・定期監査と原因追究による不具合の再発防止</li> <li>・継続的な教育による属人的要素の排除と維持</li> <li>・デジタルツールの導入による関係部署との連携</li> </ul>	地域社会の持続的な成長の実現 人権の尊重、サプライチェーンへの対応
13	DX推進への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他社のDX進展に伴う市場競争力の低下</li> <li>・生産性向上や省力化の遅れによるコスト増大</li> <li>・セキュリティ不足によるサイバー攻撃の脅威</li> <li>・高度な情報管理の不備に伴う情報漏洩</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ活用による迅速かつ精緻な経営判断</li> <li>・先進的な企業としての認知による社会的評価向上</li> <li>・DX推進による優秀な人材確保への優位性確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先度の高い案件を絞り込み追加投資を抑制</li> <li>・新会計システムなど基幹のグループ展開推進</li> <li>・AI活用による業務効率化施策の具体化</li> <li>・最新ネットワーク導入によるセキュリティ強化</li> <li>・教育や監視体制の構築によるサイバー対策</li> </ul>	少子高齢化、労働人口減少への対応

項番	重要リスク	リスクの内容	機会	対応	関連マテリアリティ
14	情報管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部不正やシステム暗号化による業務停止</li> <li>・重要データ漏洩に伴うJ-SOX上の不備</li> <li>・行政処分や多額の損害賠償責任の発生</li> <li>・内部からのガバナンス崩壊とブランド喪失</li> <li>・市場からの信頼失墜による経営基盤の危機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ基盤による強力な他社差別化</li> <li>・データの安全な取扱いに伴う新事業の創出</li> <li>・DX推進による飛躍的な生産性向上の実現</li> <li>・積極的な投資と情報開示による社会的評価</li> <li>・高度な統制の認知による有利な資金調達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客観的なログ監視による不備の是正と再発防止</li> <li>・実務に即した規程見直しによる遵守環境の整備</li> <li>・EDR製品の導入による脅威の検知と対処</li> <li>・SOCの活用による専門家の迅速な初期対応</li> <li>・SASEの導入による強固なセキュリティ基盤</li> </ul>	コーポレート・ガバナンスの強化 リスクマネジメントの強化
15	内部統制の実効性機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場の実態把握の遅れによる誤った経営判断</li> <li>・相互牽制の低下に伴う資本効率や収益の悪化</li> <li>・不適切な報告による市場信用の失墜と株価急落</li> <li>・モニタリング不足に伴う突発的な巨額損失</li> <li>・人的リスクの見落としによる人材流出の加速</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロセスの可視化による資本効率の向上</li> <li>・横断的監視によるリスクの早期検知と是正</li> <li>・透明性の高い経営による資金調達力の強化</li> <li>・ガバナンス強化に伴う統合企業価値の向上</li> <li>・業務フローの標準化による組織生産性の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要案件への事前レビュー制度の導入</li> <li>・決裁確認項目の整理による意思決定の仕組み化</li> <li>・網羅的チェックによる不備の早期発見体制構築</li> <li>・現行実務に合わせた規程改訂とエラーの抑制</li> <li>・現場の環境整備による自律的内部統制の定着</li> </ul>	コーポレート・ガバナンスの強化 リスクマネジメントの強化

## (4) 最重要リスク説明

## ① 不動産市場の動向

大分類	事業戦略リスク	中分類	事業環境リスク
小分類	不動産市場の動向	担当部署（本部／部）	グループ経営企画部
発生頻度／可能性	高	リスク影響度	大
リスクシナリオ	<p>当社グループの収益は、その多くを不動産関連事業が占めております。特に、新築分譲マンション事業及び投資開発における流動化事業の利益貢献度が高く、これら両事業が直面する各種リスクは、当社グループ全体の業績に対しても同等の規模で影響を与える構造となっております。</p> <p>金利及び金融環境においては、中央銀行による段階的な利上げ方針が定着したことに伴い、借入コストが上昇傾向にあります。これにより、不動産の期待利回りであるキャップレートへの押し上げ圧力が強まっております。今後、想定を超える追加利上げが実施された場合には、支払利息の大幅な増加を招くほか、保有不動産の時価下落に伴う棚卸資産の低価法適用や固定資産の減損リスクが顕在化し、さらには出口戦略としての売却計画に遅延が生じるなどの可能性が考えられます。</p> <p>住宅・マンション市場においては、建築コストの高止まりや供給不足を背景に、都心部のマンション価格は依然として高値圏を維持しております。一方で、金利上昇による実需層の購買力低下を背景に、成約に至るまでの期間が長期化する傾向がみられ、特に一部の地方エリアにおいてはその影響がより顕著に現れるものと予想されます。さらに、今後も建設労務費の上昇が継続した場合には、新規開発や大規模修繕等のコストが当初計画を大幅に超過し、プロジェクト自体の断念や営業利益の著しい逼迫に繋がるリスクが想定されます。</p>		
機会	<p>金利の上昇局面においては、過度なレバレッジをかけていた投資家や資金繰りが悪化した企業による優良資産の売却動向が加速するものと想定されます。このような市場環境下においては、当社グループが有する自己資金や高い信用力を背景に、好立地の物件を適正価格あるいは割安な価格で取得できる好機が生じる可能性があります。</p> <p>また、立地条件には優れているものの環境性能が低い築古・低機能物件などを割安に取得し、ZEB化やDX対応等の適切なリノベーションを施すことで、物件のバリューアップを図ることも可能であります。これにより、再生後の高い賃料収益の獲得や売却益の創出といった、持続的な企業価値の向上に資する成果が期待できます。</p>		
対応策	<p>不動産市場の動向については、月に1度、外部の専門家を交えた定期的な情報交換の場を設けるとともに、その分析結果を社内に共有する体制を整えております。市場のトレンドや顧客ニーズにおいては、当社グループの強みである「製販一体」のメリットを最大限に活かし、顧客の嗜好や購買動向を迅速に商品企画へ反映させる仕組みを構築しており、これにより多様なニーズに応える商品の提供を行っております。</p> <p>また、定期的なストレスシミュレーションの実施、借入比率の適正な抑制、及びROIC（投下資本利益率）による事業資産の管理を徹底することにより、急激な環境変化に対しても高い耐性を有する財務体質の確保に努めております。</p> <p>さらに、新築分譲マンション事業及び流動化事業のみならず、新築戸建事業やリニューアル再販事業への投資を一層加速させ、事業ポートフォリオの分散を図ることで、経営基盤のさらなる安定化とリスク分散を推進しております。</p>		

② 金融市場の変化

大分類	事業戦略リスク	中分類	事業環境リスク
小分類	金融市場の変化	担当部署（本部／部）	グループ財務部
発生頻度／可能性	高	リスク影響度	大
現況及び リスクシナリオ	<p>当社グループは、事業運営のため金融機関等から有利子負債による資金調達を行っております。主要事業を取り巻く現況及び想定されるリスクシナリオは以下の通りであります。</p> <p>不動産事業においては、政策金利の利上げに伴う変動金利の上昇が、実需層の購買力低下と中古市場へのシフトを招いております。さらに中東情勢の緊迫化による資材調達難が重なり、事業環境は厳しさを増しております。今後のリスクとしては、借入コストの急増が支払利息の膨張を招きプロジェクトの収益性を直接圧迫するほか、金融機関の融資姿勢厳格化による資金繰りへの影響、建材の供給停滞に伴う工期の長期化や建設費の超過が懸念されます。これらが販売停滞と重なることで、業績に重大な影響を及ぼす可能性が考えられます。</p> <p>再生可能エネルギー事業においては、排出量取引制度の本格稼働に伴い、市場連動型のFIP制度や企業間直接取引への移行が進展しております。電力需要の激増を背景に、大型蓄電池等への資金流入が加速する一方、本事業は初期投資が大きい装置産業であるため、金利上昇による資本コストの増加がプロジェクトの収益性を直接圧迫するリスクを内包しております。さらに、太陽光パネルや蓄電池に必要な重要鉱物のサプライチェーンが特定国へ依存しているため、地政学的な貿易摩擦や輸出規制が勃発した際には、資材調達コストの急騰や工期の遅延を招き、事業の継続性に大きな影響を及ぼす可能性が考えられます。</p>		
機会	<p>不動産事業においては、新築の高騰に伴う中古リノベーション物件への実需シフトや、持ち家層の流入による賃貸需要の底堅さがインフレ耐性を強めております。さらに供給制約による都心既存ビルの希少性向上や、金利上昇局面での優良資産の割安な取得機会の到来は、ポートフォリオの質を抜本的に高める好機であります。</p> <p>再生可能エネルギー事業においては、資本コストの上昇が市場の淘汰を促す一方、デジタル技術を活用した運用効率の高度化や、大型蓄電池による複数収益源の構築が進展しております。また、経済安全保障の観点から国産エネルギーや蓄電池への投資の優先順位は高まっており、これらは持続的な成長に向けた機会となります。</p>		
対応策	<p>当社グループは、事業別でのROIC管理の徹底や完成在庫の圧縮による財務基盤の強化を前提として、不動産事業においては、金利上昇に備えた借入依存度の抑制やグリーンボンド（環境債）やサステナビリティ・リンク・ローン等のサステナブルファイナンスによる調達手法の多様化、デリバティブ活用による金利固定化のほか、在庫回転率の向上と売却加速によるアセットライト経営、及び資材不足リスクを回避する買取再販事業の拡大等により、財務基盤の強化とリスク低減を図っております。</p> <p>再生可能エネルギー事業においては、適切な保険加入等によるリスク管理や地域共生、サプライチェーンの多角化を進めるほか、デジタル技術を活用した発電効率向上や蓄電等の新ビジネスモデルの創出、グリーンファイナンス等を活用した円滑な資金調達により、急激な環境変化へのレジリエンスを高めております。</p>		

③ 再生可能エネルギー市場の変化

大分類	事業戦略リスク	中分類	事業環境リスク
小分類	再生可能エネルギー市場の変化	担当部署（本部／部）	グループ経営企画部
発生頻度／可能性	高	リスク影響度	大
現況及び リスクシナリオ	<p>当社グループは、再生可能エネルギー事業を不動産事業に次ぐ第二の柱と位置づけ、その拡大に取り組んでおります。</p> <p>一方で、再生可能エネルギー市場においては、FIT制度からFIP制度への移行、電力市場価格の変動、出力制御の増加、系統接続の制約、さらには発電設備・工事費・保守費用の高騰や金利上昇、各種制度変更など、事業環境が大きく変化しております。また、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、需給バランスの不均衡や系統制約を背景とした出力制御が今後さらに発生・拡大する可能性が考えられます。</p> <p>当社グループが保有する発電所の大部分はFIT制度の適用を受けており、これら一連のコスト増加分等を売電収入に転嫁できないという構造的特徴を有しております。そのため、今後の市場動向によっては事業計画の見直しを余儀なくされるほか、固定資産の減損損失が発生すること等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼすリスクが想定されます。</p>		
機会	<p>再生可能エネルギー市場は、脱炭素化の進展やエネルギー安全保障の強化、ならびに企業における再生可能エネルギー電力需要の拡大などを背景に、中長期的にはさらなる成長機会を有する市場であると認識しております。また、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、従来の発電事業に留まらず、蓄電池事業、需給調整、PPA（電力購入契約）、再生エネルギー電力の小売・仲介、さらには環境価値取引など、周辺領域における新たな事業機会が創出される可能性が考えられます。</p> <p>さらに、これまでの発電所の取得・開発・運営を通じて当社グループが培ったノウハウや知見を最大限に活用することで、既存資産の収益改善や適切なポートフォリオの入れ替え、及び安定収益型事業への転換を着実に推進することで、持続的な企業価値の向上を図る好機になるものと考えております。</p>		
対応策	<p>既存の発電資産においては、発電実績、稼働状況、修繕費用、売電収入、及びキャッシュ・フロー等の定期的なモニタリングを実施しており、その結果に基づき、必要に応じて運営改善やコスト削減、保守体制の見直し、さらには資産の入れ替えや売却、減損の可否検討等を機動的に行っております。特に、相対的に低利回りとなっている太陽光発電所については、ファンド等への早期売却を推進し、蓄電池をはじめとする高利回りが期待できる新規資産への入れ替えを進めております。また、事業の初期段階において土地及び開発権利をパッケージ化してSPC（特別目的会社）等へ売却し、売却後は買主より運営・管理等のフィービジネスを受託するスキームを拡大予定です。</p> <p>これらにより、有利子負債による借入比率を適正に抑制した、財務健全性の高い経営を実践しております。</p>		

④ ポートフォリオ管理

大分類	事業戦略リスク	中分類	事業環境リスク
小分類	ポートフォリオ管理	担当部署（本部／部）	グループ経営企画部 グループ経営管理部
発生頻度／可能性	高	リスク影響度	大
現況及び リスクシナリオ	<p>当社グループは、不動産事業を中心にエネルギー、アセットマネジメント、その他（建設・ホテル等）事業の4セグメントによる多角化を進めており、永続的発展には迅速な事業判断とバランスの良いポートフォリオの維持が不可欠です。</p> <p>事業ポートフォリオの管理が疎かになった場合、変動リスクの高い事業へ過度に資金が配分され、失敗時の想定損失が拡大して利益が資本コストを下回るリスクが想定されます。逆に、安定収益事業へ過度な投資を行った場合には、期待収益率の低下を招き、想定した業績を達成できず、市場評価や信用力の低下に繋がる可能性が考えられます。</p> <p>さらに、サンクコストへの懸念から採算性の低下した既存事業への投資を継続し、成長分野へのシフトが遅れるリスクや、単体事業の赤字に固執するあまり、グループ全体の資本コスト（WACC）を上回る投下資本利益率（ROIC）を創出できない事業が温存され、結果としてPBRの1倍割れや株価低迷を招くリスクが想定されます。</p>		
機会	<p>効果的な資産配分と投資戦略を実践することにより、各種リスクを適切にコントロールしながら、中長期的な成長機会と高いリターンを追求できるものと認識しております。</p> <p>具体的には、高い市場占有率と利益水準を誇る新築分譲マンション事業及び投資開発事業を安定的な原動力としつつ、その他多様なセグメントへの投資を戦略的に拡大することで、特定事業への依存リスクを分散させるとともに、次なる成長を牽引する新たな収益機会の獲得に繋げることができます。また、ROICを基準としたポートフォリオ管理を徹底し、低収益事業からの撤退や機動的な資産の入れ替えを実践することは、資本効率とガバナンスが機能した経営体制を資本市場へ示す好機となります。これにより、株価プレミアムの獲得や資金調達条件の改善など、企業価値をより高める好循環を創出できるものと考えております。</p>		
対応策	<p>当社グループにおいては、月次に一度開催される取締役会にて事業ごとのアセット残高を提示し、月末実績及び期末見込みに基づくポートフォリオの更新・報告を行っております。これを月次単位で継続して実施することにより、特定の事業への過度な投資を抑制し、最適なポートフォリオ管理を推進しております。</p> <p>また、四半期に一度の取締役会においては、ROIC（投下資本利益率）及びWACC（加重平均資本コスト）を用いた事業ごとの採算性リスクの検証と把握を行っております。この定量的な評価に基づき、各事業における今後の方針（推進・維持・縮小）の適時適切な見直しを行うとともに、用地仕入れの抑制、売れ残り住戸や完成物件の売却推進、あるいはハードルレートの改定といった、具体的な対応策を機動的に検討・執行する体制を構築しております。</p>		

⑤ 人権への対応（労務環境）

大分類	事業戦略リスク	中分類	人事労務
小分類	人権への対応（労務環境）	担当部署（本部／部）	グループ人事戦略部
発生頻度／可能性	中	リスク影響度	大
現況及び リスクシナリオ	<p>労働環境は、企業の持続可能性を左右するものであり、人的資本経営の基盤となる重要なファクターであると認識しております。特に昨今では、適正な労働時間の管理はもとより、リモートワークへの対応や従業員の健康管理をはじめとする、健全に就業できる職場環境の構築が、優秀な人材の確保及び定着に大きく影響するものと考えております。また、労働基準法を巡る議論の動向などからも、単なる労働時間の定量的な管理に留まらず、労働の「質」の確保や、労働と私生活の分離（生活のメリハリ）を両立させることが強く求められる状況となっております。</p> <p>このような状況下において、従業員の健全な労働環境の整備に不備や遅延が生じた場合には、優秀な人材の獲得競争における劣後や、従業員のモチベーション低下に伴う生産性への悪影響を及ぼす可能性が考えられます。さらに、これらは当社グループの社会的評価の低下を招く要因にもなり得るため、事業を継続していく上での深刻な競争劣位に繋がるリスクを含んでいるものと想定しております。</p>		
機会	<p>周囲に先んじて社会情勢の変化に即応した労務環境や、法令を遵守した厳格な就業環境を構築することは、優秀な人材の確実な確保や従業員の生産性向上をもたらすものと考えております。このような取り組みを推進することにより、当社グループの事業継続における優位性を強固なものとし、中長期的かつ持続的な企業価値の向上に資する好機に繋がるものと認識しております。</p>		
対応策	<p>当社グループはウェルビーイング（Well-being）の方針のもと、在宅勤務の拡大や幸福度調査に基づく施策展開、ハラスメント防止研修等により、健全な職場環境の維持に努めております。</p> <p>労務管理においては、労働時間の月次モニタリング体制を構築しリスク軽減を図っているほか、グループ会社の人事担当者向け勉強会の実施によりグループ全体でのチェック体制を強化しております。エンゲージメント向上に向けては、1on1の推進や管理職研修のほか、取締役の評価項目への反映や360度診断を導入しております。また、人権方針の策定とデューデリジェンスによるリスク特定を行い、四半期ごとの継続的なモニタリング体制を徹底しております。</p>		

⑥ ガバナンスの強化

大分類	事業戦略リスク	中分類	組織・ガバナンスリスク
小分類	ガバナンスの強化	担当部署（本部／部）	グループ内部監査室
発生頻度／可能性	中	リスク影響度	大
現況及び リスクシナリオ	<p>当社グループにおいては、ガバナンス強化における内部統制機能の現況をアシュアランスする方策として、会社法及び金融商品取引法等の法規に対応する「J-SOX評価業務」ならびに「内部監査業務」を適切に実施し、その有効性を担保しております。この有効な内部統制機能の構築は、当社のみならずグループ各社においても極めて重要であります。各グループ会社におけるガバナンスを有効に機能させるための重要な手段であるとの認識のもと、その実効性を確実に確保すべく、グループ内部監査室が中心となって業務を推進しております。</p> <p>すなわち、当社及びすべてのグループ会社を対象領域とした内部監査業務及びJ-SOX評価業務のさらなる深化を推進することにより、以下に掲げるリスクシナリオの予防、防止、及び低減を図っております。</p> <p>想定されるリスクシナリオとしては、業務上の誤謬の発生に伴う損害賠償請求や社会的信頼の逸失リスク、経営者及び従業員による不正行為の発生リスク、ならびにコンプライアンス抵触事案の発生リスクが挙げられます。さらに、組織内における各監視機能が機能不全に陥ることによって問題の発覚や対処が長期化するリスクや、万一リスクが顕在化した際に迅速な初期対応ができないことによって被害が拡大するリスクなどを想定しております。</p>		
機会	<p>リスクの早期発見及び適切なリスクマネジメントを実践することが、企業の社会的信頼度の向上をもたらすとともに、継続的な事業成長を支える強固な基盤に繋がるものと認識しております。また、これらの取り組みを通じた業務プロセスの改善等により、組織全体における業務品質及びパフォーマンスの向上が期待できます。さらに、適切な業務マニュアルに従い、統制上の意思決定フローや損益管理体制を一定の形式として確立・定着させることは、各種手続きや経営判断における迅速性の確保に寄与し、ひいては変化の激しい経営環境下における機動的な事業運営を可能にする好機になるものと考えております。</p>		
対応策	<p>年度計画に基づき実施する通常の監査に加え、必要に応じて独立的評価やモニタリング等を機動的に行う「オフサイト監査」を実践しております。これにより、予期せぬリスクの低減を図るとともに、グループ全体におけるガバナンス体制の維持及び強化を多角的に支援しております。また、内部統制システムに関わる組織や人員の連携を緊密にすることで、すべてのグループ会社における内部統制機能の有効性確保に直結する「内部統制体制の強化・維持」を強力に推進しております。さらに、連結グループ会社との間で強固な連携及び管理体制を構築し、いわゆる「3ディフェンスライン」機能の有効性向上により、グループ一体となったリスクマネジメント体制の深化に努めております。</p>		

⑦ 多様な人材の確保

大分類	事業戦略リスク	中分類	組織・ガバナンス
小分類	多様な人材の確保	担当部署（本部／部）	グループ人事戦略部
発生頻度／可能性	中	リスク影響度	大
現況及び リスクシナリオ	<p>少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少に加え、リモートワークの拡大や求職者における働き方への志向の変化などを背景に、優秀な人材の獲得競争は深刻さを増しております。</p> <p>このような環境下において、人材の流出や多様な人材の不足が生じた場合には、在籍する従業員の時間外労働の増加や業務負荷の深刻な増大を招くほか、組織の硬直化を引き起こし、さらなる人材の流出という悪循環に繋がる懸念があります。また、これらは優秀な人材の確保を困難にし、従業員のモチベーション低下に伴う生産性への悪影響を及ぼすだけでなく、当社グループの社会的評価の低下や新たな付加価値創出の停滞にも直結いたします。</p> <p>結果として、中長期的な事業継続における深刻な競争劣位を招くなど、当社グループの経営基盤や業績に重大な影響を及ぼすリスクを含んでいるものと認識しております。</p>		
機会	<p>本リスクに対して適切に対応し、多様な人材が活躍できる環境を整備することは、業務の生産性や品質の向上、及び市場における競争力の強化をもたらすものと考えております。</p> <p>さらに、多様な視点や価値観が交わることで、新しいアイデアの創出やイノベーションの誘発が期待でき、これらがひいては当社グループの中長期的な成長と企業価値の向上に大きく寄与する好機になるものと認識しております。</p>		
対応策	<p>優秀な人材の確保及び定着に向け、競争力のある待遇や福利厚生 の提供として確定拠出年金（DC）制度のグループ全体への適用拡大を進めております。また、教育プログラムやトレーニングの充実化を図るため、グループ共通研修の実施やeラーニング対象者の拡大を進め、従業員の能力開発を支援しております。</p> <p>多様な人材を受け入れる文化の醸成（DE&amp;I）に向けては、グループ横断の専門プロジェクトを推進し、その取り組みをグループ内へ広く発信しているほか、女性採用比率の向上や障がい者雇用の推進を強化しております。さらに、人事制度の適切な評価とその運用として、グループのパーパスやバリューズを基準とした行動評価を推進しております。</p> <p>組織のコミュニケーション及びガバナンスの強化においては、1on1ミーティングのグループ展開を推進しているほか、従業員相談窓口をこれまでのグループ一括管理から各社個別設置へと拡大し、より身近で迅速な相談体制を構築しております。加えて、離職防止及びハラスメントの根絶を目的として、経営トップ層による役員ミーティングを定期的 to開催するなど、経営レベルでの健全な組織運営を徹底しております。</p>		

## 5. 危機管理体制（クライシスマネジメント）

当社は、不測の事態が発生した場合に迅速かつ的確に対応を行うために、危機管理体制を整備しています。事業にもたらす損害の影響度に応じ危機を以下の4段階の管理レベルに分け、危機管理チームを設置し対応にあたります。

### (1) 委員会体制

危機が発生した場合、対策組織長が危機の管理レベルに応じて直ちに対策組織の設置を命じ、事態の早期終息を図ります。

		管理レベルA	管理レベルB	管理レベルC	管理レベルD
対策組織	設置区分	対策組織設置		各部署	
	対策組織長（※1）	社長		総務業務管掌役員、経営企画業務管掌役員	
		事務局長：総務業務管掌役員（※2）			
	事務局	総務業務担当部署		-	
主管部署	対象危機に対する直接責任部署、または対策組織に指名された部署				
連絡窓口		総務業務担当部署			
管理レベルの設定		管理レベルの決裁は社長が行う (不在の場合は、グループCROとし、尚も不在の場合には総務業務管掌役員が代行する)			

※1 対策組織長が出張等により不在の場合は、管理レベルA、BについてはグループCROが代行し、尚も不在の場合は総務業務管掌役員がこれを代行する。

管理レベルC、Dにおいては発生した危機に基づく職責に応じた最上位の者が責任者を代行する。

※2 対策組織長を代行する等事務局長が不在の場合、管理レベルA・Bは総務業務担当部署の長が代行する。

### (2) 委員会構成（メンバー）

危機の管理レベルA、Bは、対策組織長を社長、事務局長を総務業務管掌の本部長として、危機の管理レベルC、Dは、発生した対象危機について業務分掌表に基づく職責ある各部署を主管部署として委員会を構成します。

### (3) 運用基準

対象危機に対して対策組織長である社長が管理レベルの設定を行います。管理レベルA・Bは、対策組織長を社長として事務局を設置し、管理レベルC・Dは、対策組織長を各事業本部長（または本部長）として責任部署を指名し、危機対応にあたります。

## < 事業継続計画（BCP） >

当社は、地震などの大規模自然災害や感染症、人為的な災害（戦争、テロ、事故等）の事態が発生した場合において、役員・従業員等の人命の安全を確保し、会社資産の被害を最小限に留め、事業の継続・早期復旧を果たすために、事業継続計画（BCP）策定の取り組みをしています。

### (1) 基本方針

当社は従業員の安全を確保し、組織全体の事業活動を可能な限り維持または早期復旧に努めることで、ステークホルダーに対して社会的責任を果たすことを基本方針とします。

具体的には、以下の3点を柱として事業継続体制を構築・運用してまいります。

- ① 人命の安全確保を最優先する。
- ② 重要業務を継続・早期復旧し、経営の損失の最小化を図る。
- ③ 地域社会の安全や復興に貢献する。

(2) 運用体制（サイクル）

当社は、グループ全体に影響を与える可能性のある重大事項等は、即時報告として情報を把握して必要に応じて意思決定を行います。即時報告に該当する項目は以下のとおりです。

項番	項目	例
1	人命に関する重大事項	従業員や事業に関する者等における死亡者の発生
2	資産の保全に関する重大事項	保有資産・建設現場等に火災・倒壊等の重大被害が発生
3	事業継続に関する重大事項	重要業務が継続困難となる状況の発生（システム障害、資金の枯渇、本社立入禁止等）
4	企業としての信用に関する事項	個人情報流出等の法的紛争が生じる危険性を含む事項、顧客トラブル等レピュテーションリスクに繋がる可能性がある事項、対外広報に関する事項
5	その他グループに重大な損害を生じさせるおそれがある事項	

即時報告に該当しない項目は、定期報告として発災3時間後を第一報として、以降17時まで3時間ごとに情報を把握し、発災翌日以降から1週間が経過するまで行います。

事業継続計画（BCP）の策定に伴い、事業継続マネジメント（BCM）の体制を構築します。

(3) 対象リスク

大地震や風水害等の自然災害に限定せず、当社の操業度を著しく低下させるリスクを対象とします。

(4) BCP対応範囲

当社の組織全体の操業度が著しく低下し、復旧まで時間がかかる局面を対応範囲とします。

(5) 発動基準

当社は、日本国内及び海外事業拠点に震度6弱以上の地震の発生時、または不測の事態により組織全体の事業継続が維持できない等の非常事態の発生時に、対策組織長がBCPを発動するものとします。

(6) 事業継続マネジメント（BCM）体制の構築

当社は、事業継続計画（BCP）関連文書において、平時の点検や訓練による検証等に基づき、定期的な見直しと改善を図ります。昨年度においては、全従業員を対象とした「危機管理・BCP研修」を実施し、不測の事態における基本的な考え方の習得や、組織全体での意識の醸成を図りました。また、事業の大幅な変更・再構築、事業拡大、拠点の移転、重要業務の変更等が生じた場合にも事業継続計画（BCP）を見直すものとします。これらのPDCAサイクルを確立することで、事業継続マネジメント（BCM）体制を構築します。

## 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

#### ① 経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が見られ、インバウンド需要の増加等により緩やかな回復基調が続く一方、中東地域をめぐる情勢や米国の通商政策の動向、金融資本市場の変動による影響等については依然として不透明感があり、引き続き注視が必要な状況です。

当社グループが属する不動産業界における事業環境は、新築分譲マンション市場においては、原材料高や深刻な人手不足による建築コストの高騰といった調達環境を背景に販売価格は依然として上昇傾向にあるものの、実需層の需要は底堅く推移しております。エンドユーザーの世帯構成や働き方、価値観の変化を背景に、住まいに求められる機能や立地、生活利便性のニーズは多様化しており、新築分譲マンション販売は堅調に推移しております。

不動産経済研究所の調べによりますと、2025年の全国における新築分譲マンションの発売戸数は59,940戸と前年比で0.8%増加、4年ぶりの増加となりました。2025年のマンション平均価格は6,556万円（2024年6,082万円、7.8%増）で9年連続の上昇となり、1973年調査開始以来の最高値を更新しております。

なお、同研究所の調べによりますと2026年の全国におけるマンション発売戸数は全国で約6.2万戸を見込んでおり、新築分譲マンション市場は今後も需給バランスの均衡状態が続いていくものと考えております。そのような中、当社グループは2025年売主グループ別供給戸数ランキングで全国5位となり、新築分譲マンション市場において安定的に供給を行う役割を担っております。

当社は、当社グループのパーパス「サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。」を具現化するために2030年3月期に向けた「長期ビジョン」を2023年10月に策定いたしました。

「地域社会のタカラであれ。」

不動産デベロッパーには、どんなミライがあるのか。

現場で鍛えたチカラは地域社会の価値になるのか。

ミラースは2030年に向け、自らを改革し答えを出す。

フロー型をストック循環型へつなぎ、私たちはモデルを進化させる。

不動産を街・地域・環境へつなぎ、私たちはドメインを拡張する。

不動産収益を社会価値へつなぎ、私たちはバリューを再定義する。

ミラースは各地域に根ざした「らしさ」を徹底的に学び、

「点」の開発を「線」でつなぎ、「面」の活性化を推進することで、

地域社会にとってタカラのような存在になる。

地域を元気に、日本を元気に、そして世界を元気にする。

策定にあたり、メッセージのメインターゲットを当社グループ社員とすることで、当社グループの社員が自らに問いを發し続け、地域活性に資する存在となって欲しいとの想いを込めております。

また、2030年までに行う具体的な「指標」を別途設定し、長期ビジョンの想いを当社グループ会社の各セグメントに接続し、事業の成長や変化の方向性を揃え、促す役割を果たしています。

今後はこの長期ビジョンに基づき、グループ各社が2030年までのあるべき姿を描いていくとともに、各社の目標と各社員の日々の業務にも反映させることで、「不動産事業」「エネルギー事業」「アセットマネジメント事業」等グループ間の垣根を越えたシナジーを生み出し、不動産総合デベロッパーの枠を超え「未来環境デザイン企業」として、人と地球の未来を幸せにすることを目指してまいります。

当連結会計年度の経営成績は、売上高214,369百万円（前年同期比9.1%増）、営業利益17,649百万円（前年同期比22.9%増）、経常利益14,182百万円（前年同期比14.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益4,758百万円（前年同期比42.0%減）となっております。

#### (売上高)

不動産事業においては、新築分譲マンション2,767戸（JV持分含む）、収益不動産の売却、新築戸建分譲、中古マンションの販売、アパート、マンション、オフィス等の賃貸収入及び管理戸数80,581戸からの管理収入等により、192,446百万円となっております。

エネルギー事業においては、発電施設の売電収入等により、11,465百万円となっております。

アセットマネジメント事業においては、運用報酬等により、1,226百万円となっております。

その他事業においては、建設の請負、大規模修繕工事の受注、ホテルの運営、各種手数料収入等により、9,231百万円となっております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は214,369百万円と前年同期比9.1%の増加となっております。

#### (売上原価)

新築分譲マンション及び開発不動産等の工事価格の上昇等に伴い、168,710百万円と前年同期比9.4%の増加となっております。

#### (販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、人的資本やDX基盤の構築への積極的な投資等により、28,009百万円と前年同期比0.2%の増加となっております。

#### (営業外損益)

営業外収益は、受取保険金が減少したこと等により、1,299百万円と前年同期比3.1%の減少となっております。

営業外費用は、支払利息の増加等により、4,766百万円と前年同期比45.4%の増加となっております。

#### (特別損益)

特別利益は、投資有価証券売却益及び関係会社株式売却益の計上があったこと等により、1,116百万円と前年同期比971百万円の増加となっております。

特別損失は、減損損失の計上があったこと等により、5,578百万円と前年同期比4,564百万円の増加となっております。

セグメントごとの経営成績は次のとおりとなっております。

#### (不動産事業)

新築分譲マンション、流動化、新築戸建分譲、リニューアル再販、不動産賃貸、不動産管理、不動産その他等により、当事業売上高は192,446百万円（前年同期比7.8%増）となっております。

#### (エネルギー事業)

稼働済み発電施設の売電収入等により、当事業売上高は11,465百万円（前年同期比15.6%増）となっております。

#### (アセットマネジメント事業)

運用報酬については、運用資産規模が着実に積み上がった結果、当事業売上高は1,226百万円（前年同期比5.5%増）となっております。

#### (その他事業)

建設の請負、大規模修繕工事の受注、ホテルの運営、各種手数料収入等により、当事業売上高は9,231百万円（前年同期比33.3%増）となっております。

## ② 財政状態の状況

当社グループの当連結会計年度の資産、負債及び純資産の状況は、新築分譲マンションや収益不動産の仕入等により、総資産は419,512百万円と前連結会計年度末に比べ47,003百万円増加しております。

### (流動資産)

事業用資産の順調な仕入等により、流動資産は257,954百万円と前連結会計年度末に比べ42,691百万円増加しております。

### (固定資産)

事業用資産を順調に購入したこと等により、固定資産は161,520百万円と前連結会計年度末に比べ4,322百万円増加しております。

### (流動負債)

短期借入金の増加等により、流動負債は143,940百万円と前連結会計年度末に比べ9,865百万円増加しております。

### (固定負債)

新規仕入に伴う長期借入金の増加等により、固定負債は185,453百万円と前連結会計年度末に比べ36,127百万円増加しております。

### (純資産)

親会社株主に帰属する当期純利益の計上額が剰余金の配当等を上回ったことにより、純資産の合計は90,118百万円と前連結会計年度末に比べ1,010百万円増加しております。

## ③ キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ、10,872百万円増加し、57,881百万円となっております。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は5,597百万円（前連結会計年度は7,877百万円の増加）となっております。これは主に税金等調整前当期純利益による資金の増加があったことによるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は31,923百万円（前連結会計年度は24,807百万円の減少）となっております。これは主に有形固定資産の取得による支出によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増加は37,180百万円（前連結会計年度は22,042百万円の増加）となっております。これは主に長期借入金の増加によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a) 売上高の実績

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比 (%)
不動産事業 (百万円)	192,446	107.8
エネルギー事業 (百万円)	11,465	115.6
アセットマネジメント事業 (百万円)	1,226	105.5
報告セグメント計 (百万円)	205,138	108.2
その他 (百万円)	9,231	133.3
合計 (百万円)	214,369	109.1

(注) セグメント間の取引については、相殺消去しております。

b) 期中契約戸数

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)		前年同期比 (%)
	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	
不動産事業	3,103	170,575	2,995	143,485	84.1
合計	3,103	170,575	2,995	143,485	84.1

c) 契約残高

セグメントの名称	前連結会計年度末 (2025年3月31日現在)		当連結会計年度末 (2026年3月31日現在)		前年同期比 (%)
	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	
不動産事業	1,727	81,568	1,383	54,308	66.6
合計	1,727	81,568	1,383	54,308	66.6

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は、コア事業であります不動産事業における新築分譲マンション事業では、全国の主要な中心市街地や都心部の駅至近等、用地を厳選して供給することで、顧客ニーズに即した付加価値の高い物件に強い購買意欲が見られた結果、販売進捗は堅調に推移し2,767戸（JV持分含む）の引渡しを行いました。

エネルギー事業においては、保有発電施設等からの継続的な売電収入によるストック収益の獲得に加え、一部の発電施設及び権利等の売却を実施しております。一方で、一部発電施設等に係る減損損失の計上やインフレ・金利上昇等の外的要因による収益性の低下等が同セグメントの課題と認識しており、今後のエネルギー関連政策の動向を注視するとともに、エネルギー事業セグメント内における資産ポートフォリオの最適化を推進しております。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因として、外部環境では主にはマーケット環境等が挙げられますが、内部環境面では特に借入比率（LTV）について注視しております。コア事業である不動産事業は、金融機関等からの借入金を前提とした事業となっており、適切な自己資本の確保と持続的な事業成長の両立を図るため、LTVを重要経営指標の1つと捉え、数値目標を設定しております。2025年5月12日に公表した中期経営計画ではLTV目標を原則65%未満としております。なお、当連結会計年度末におけるLTVは63.9%となっております。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性について、当社グループでは、コア事業であります不動産事業において、用地取得及び建設資金の一部を金融機関等からの借入により調達しております。また、主要取引銀行等とコミットメントライン契約を締結しており、迅速な資金手当てが可能となっております。なお、近年の事業領域の拡大、投資事業の伸展により、借入金が増加傾向にありますが、投資回収サイクルの確立を図ると共に、自己資本比率を向上させ、適切なポートフォリオを構築することで、安定した資金を確保出来るものと考えております。

② 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの主力であります不動産事業は、購入者マインド及び供給者の供給動向に左右される傾向があります。購入者マインドは、景気動向、金利動向、住宅税制、消費税、地価動向等の影響を受け、また、供給者の供給動向は、土地の仕入代、ゼネコン等外注業者の外注価格の変動、外注業者の破綻、金融動向の影響を受けやすいことから、これらの動向が変動した場合には、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

## 5 【重要な契約等】

(財務上の特約が付された金銭消費貸借契約)

当社の連結子会社である合同会社グリーンエネルギーは、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約を締結しております。

契約に関する内容等は、以下のとおりであります。

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

- |          |               |
|----------|---------------|
| ① 名称     | 合同会社グリーンエネルギー |
| ② 住所     | 東京都港区         |
| ③ 代表者の氏名 | 栗国 正樹         |

(2) 契約締結日

2023年9月15日

(3) 金銭消費貸借契約の相手方の属性

株式会社三井住友銀行

(4) 金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

- |         |   |
|---------|---|
| ① 期末残高  | 44,388百万円(2026年3月31日現在)                             |
| ② 弁済期限  | 2040年3月31日  |
| ③ 担保の内容 | 当社の有する太陽光発電設備等(帳簿価額49,529百万円)に対し、根譲渡担保権等が設定されております。 |

(5) 財務上の特約の内容

各事業年度における事業計画に基づいて合理的に計算される優先貸付元本最終返済期日までの各2半期通期(毎年4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで)又は、直前の2半期通期の各計算期における債務返済カバー率(DSCR)を1.05以上に維持すること。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、有形固定資産等の取得により、不動産事業で28,716百万円、エネルギー事業で2,884百万円、アセットマネジメント事業で14百万円、その他事業で18百万円等、総額で32,362百万円の設備投資を実施いたしました。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (東京都千代田区)	不動産事業	統括業務施設	155	—	— (—)	—	985	1,141	33 (2)
賃貸マンション他 (東京都中央区 他)	不動産事業	賃貸用マンシ ョン、賃貸店 舗、事務所	7,059	8	8,913 (42,630.15)	—	234	16,217	— (—)
メガソーラー施設 (茨城県桜川市 他)	エネルギー 事業	メガソーラー 施設	15	2,082	417 (163,017.30)	—	17	2,532	— (—)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主に工具、器具及び備品、借地権等であります。

2. 従業員数欄の( )内は外書で、臨時従業員の年間平均雇用人数(1人当たり1日8時間換算)であります。

##### (2) 国内子会社

2026年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
㈱タカラレーベン	賃貸マンション他 (東京都中央区 他)	不動産事業	賃貸用マンシ ョン、賃貸店 舗、事務所	14,510	36	16,266 (28,691.98)	—	2,843	33,656	503 (9)
㈱レーベン コミュニティ	本社 (東京都港区)	不動産事業	統括業務施設	141	1	— (—)	—	174	317	392 (72)
㈱レーベン ホームビルド	本社 (東京都中央区)	不動産事業	統括業務施設	77	—	— (—)	—	16	93	144 (2)
㈱タカラレーベン リアルネット	本社 (東京都中央区)	不動産事業	統括業務施設	67	—	— (—)	—	27	95	61 (7)
㈱レーベン ゼストック	本社 (東京都千代田区)	不動産事業	統括業務施設	28	—	— (—)	—	6	34	36
㈱レーベン トラスト	本社 (東京都港区)	不動産事業	統括業務施設	115	0	— (—)	9	12	138	136 (13)
MIRARTH エナジーソリュー ションズ㈱	本社 (東京都新宿区)	エネルギー 事業	統括業務施設	25	12	— (—)	—	10	49	58 (1)
MIRARTH アセットマネジメ ント㈱	本社 (東京都千代田区)	アセットマ ネジメント 事業	統括業務施設	23	—	— (—)	—	2	26	20 (2)
MIRARTH 不動産投資顧問㈱	本社 (東京都千代田区)	アセットマ ネジメント 事業	統括業務施設	34	—	— (—)	0	31	65	16 (1)
合同会社グリーン エネルギー 他	メガソーラー施設 (栃木県那須郡他)	エネルギー 事業	メガソーラー 施設	264	35,660	8,073 (5,150,287.45)	—	6,144	50,143	—

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主に工具、器具及び備品、建設仮勘定、ソフトウェア等であります。

2. 従業員数欄の( )内は外書で、臨時従業員の年間平均雇用人数(1人当たり1日8時間換算)であります。

##### (3) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	248,000,000
計	248,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	140,300,000	137,940,000	東京証券取引所 プライム市場	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は 100株であります。
計	140,300,000	137,940,000	—	—

(注) 2026年5月15日開催の取締役会において、自己株式の消却を決議し、2026年5月26日付で自己株式2,360,000株の消却を実施しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

イ. 第1回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2012年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 1
新株予約権の数（個）※	76
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 30,400（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2012年7月10日 至 2052年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 51,700 資本組入額 25,850（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。
- なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ロ. イ.にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
- (i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合
- (ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社グループの株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。
6. 2013年7月1日付で、普通株式1株を4株に株式分割いたしました。それに伴い、新株予約権の目的である株式の数は1個当たり100株から400株へと調整されております。

ロ. 第2回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2013年4月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 1
新株予約権の数（個）※	70
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 28,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2013年5月15日 至 2053年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 123,100 資本組入額 61,550（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

ロ. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。

(i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合

(ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社グループの株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。
6. 2013年7月1日付で、普通株式1株を4株に株式分割いたしました。それに伴い、新株予約権の目的である株式の数は1個当たり100株から400株へと調整されております。

ハ、第3回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2014年4月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 2
新株予約権の数（個）※	69
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 27,600（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2014年5月14日 至 2054年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 74,800 資本組入額 37,400（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。  
ロ. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。  
(i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合  
(ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社グループの株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。

二. 第4回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2015年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 3
新株予約権の数（個）※	80
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 32,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2015年7月15日 至 2055年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 189,200 資本組入額 94,600（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

ロ. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。

(i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合

(ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社グループの株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。

ホ. 第5回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2016年4月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 2
新株予約権の数（個）※	80
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 32,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2016年5月11日 至 2056年5月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 192,400 資本組入額 96,200（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

ロ. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。

(i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合

(ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社グループの株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。

へ、第6回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2017年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社執行役員 5
新株予約権の数（個）※	160
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 64,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2017年7月12日 至 2057年7月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 126,800 資本組入額 63,400（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。
- なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ① 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。
- イ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
- ロ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
- ハ. 新株予約権の割当てを受けた日から3年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任または退職は含まない）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
- ニ. 当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
- ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。

ト、第7回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2018年8月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 7
新株予約権の数（個）※	180
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 72,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年8月29日 至 2058年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 101,600 資本組入額 50,800（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ① 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。  
② 上記①にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。  
イ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき  
ロ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき  
ハ. 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任または退職は含まない）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき  
ニ. 当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき  
ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。

チ. 第8回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2019年7月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 6
新株予約権の数（個）※	180
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 72,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年7月31日 至 2059年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 116,400 資本組入額 58,200（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ① 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。  
② 上記①にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。  
イ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき  
ロ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき  
ハ. 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任または退職は含まない）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき  
ニ. 当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき  
ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。

リ、第9回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2020年7月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 5
新株予約権の数（個）※	269
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 107,600（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年8月2日 至 2060年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 91,600 資本組入額 45,800（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ① 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。  
② 上記①にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。  
イ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき  
ロ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき  
ハ. 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任または退職は含まない）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき  
ニ. 当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき  
ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。

ヌ. 第10回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2021年7月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 4
新株予約権の数（個）※	1,173
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 117,300（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	100（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年8月1日 至 2061年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 24,200 資本組入額 12,100（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式分割又は株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ① 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。  
② 上記①にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。  
イ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき  
ロ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき  
ハ. 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任又は退職は含まない）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき  
ニ. 当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき  
ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。

ル. 第11回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2022年7月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 7
新株予約権の数（個）※	1,457
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 145,700（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	100（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年8月24日 至 2062年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 26,200 資本組入額 13,100（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式分割又は株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ① 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。  
② 上記①にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。  
イ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき  
ロ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき  
ハ. 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任又は退職は含まない）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき  
ニ. 当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき  
ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。

フ. 第12回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2023年7月3日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 子会社の取締役 6 子会社の執行役員 9
新株予約権の数（個）※	1,513
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 151,300（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	100（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年8月2日 至 2063年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 32,100 資本組入額 16,050 （注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式分割又は株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

3. ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4. ①新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

②上記①にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。

イ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき

ロ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき

ハ. 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任又は退職は含まない）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき

ニ. 当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、又は当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき

ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

- ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。

ワ、第13回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2024年7月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社執行役員 1 グループ会社の取締役 8 グループ会社の執行役員 5
新株予約権の数（個）※	1,307
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 130,700（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	100（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年7月31日 至 2064年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 34,200 資本組入額 17,100（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。
- なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- また、当社が合併、会社分割、株式分割又は株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。
- ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ①新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ②上記①にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。
- イ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
- ロ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
- ハ. 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任又は退職は含まない）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
- ニ. 当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、又は当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
- ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

- ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。

カ. 第14回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2025年7月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社執行役員 2 グループ会社の取締役 21 グループ会社の執行役員 5
新株予約権の数（個）※	2,938
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 293,800（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	100（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2025年8月27日 至 2065年8月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 24,300 資本組入額 12,150（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。
- なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- また、当社が合併、会社分割、株式分割又は株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。
- ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ①新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ②上記①にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。
- イ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
- ロ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
- ハ. 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任又は退職は含まない）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
- ニ. 当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、又は当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
- ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

④新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

⑤新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記3. に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年6月4日 (注) 1、3	16,000,000	137,000,000	3,512	8,332	3,512	8,329
2024年7月2日 (注) 2、3	3,300,000	140,300,000	724	9,056	724	9,054

(注) 1. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格	458円
発行価額	439.08円
資本組入額	219.54円
払込金総額	7,025百万円

2. 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

発行価格	439.08円
資本組入額	219.54円
割当先	S M B C 日興証券株式会社

3. 2024年5月20日付「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関するお知らせ」、2024年5月29日付「発行価格、処分価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ」及び2024年6月28日付「第三者割当増資における発行新株式数の確定に関するお知らせ」にて公表していた資金用途について、以下のとおり一部変更が生じております。

① 変更の理由

当社は、当初公表していた調達資金のうち9,057百万円を2026年9月までに当社の連結子会社であるM I R A R T H エナジーソリューションズ株式会社への投融資資金に充当することを予定しておりました。そして、かかるM I R A R T H エナジーソリューションズ株式会社への投融資資金は、2026年3月までに太陽光発電施設の取得及び開発等の設備投資資金に、2024年11月までにバイオマス発電施設を取得及び保有するSPCへの出資資金に、2026年9月までにバイオマス発電施設の燃料となるカシューナッツの加工工場を取得及び保有するSPCへの連結子会社を通じた出資資金に、それぞれ充当することを予定しておりました。

しかしながら、インフレの影響や継続的な金利上昇が見込まれる中で当社が事業検討を進めております太陽光発電設備やバイオマス発電施設における収益性が低下する見通しであること、及び、カシュー事業をエネルギー事業から分離し、次世代事業として再定義したことで、資本配分の見直しを実施した結果、当社グループの創業以来のコア事業である不動産事業（新築戸建分譲事業及びリニューアル再販事業）への投資にも資金を充当するよう方針を転換し、株式会社レーベンホームビルド及び株式会社レーベンゼストックへの投融資資金に充当することといたしました。かかる方針転換によっても、当初予定していた太陽光発電施設の取得及び開発等の設備投資資金への充当については引き続きこれを推進しており、2025年5月12日公表の新中期経営計画で掲げた重要テーマ①事業ポートフォリオの最適化と②サステナビリティの更なる推進への試みを損なうものではないと考えております。

これに伴い、当社の事業運営方針等や関係者との協議を踏まえ、下記「② 変更の内容」のとおり、本資金用途の一部変更を行うことといたしました。

② 変更の内容

本資金用途の変更内容は、以下のとおりとなります（変更箇所は、下線で示しております。）。

（変更前の資金用途）

具体的な使途（概要）	具体的な使途（詳細）	金額（百万円）	支出予定時期
イ. M I R A R T H エナジーソリューションズ株式会社への投融資資金	(i) 太陽光発電設備の取得及び開発等の設備投資資金 (ii) <u>バイオマス発電施設を取得及び保有するSPCへの出資資金</u> (iii) バイオマス発電施設の燃料となるカシューナッツの加工工場を取得及び保有するSPCへの出資資金	9,057	2026年9月まで
ロ. 株式会社タカラレーベンへの投融資資金	ホテルの取得資金の一部への充当	2,000	2025年4月まで
合計		11,057	—

(変更後の資金使途)

具体的な使途 (概要)	具体的な使途 (詳細)	金額 (百万円)	支出予定時期
イ. MIRARTH エナジーソリューションズ株式会社への投融資資金	(i) 太陽光発電設備の取得及び開発等の設備投資資金 (ii) バイオマス発電施設の燃料となるカシユーナッツの加工工場を取得及び保有するSPCへの出資資金	2,971 ※1	2026年3月まで
ロ. 株式会社タカラレーベンへの投融資資金	ホテルの取得資金の一部への充当	2,000 ※2	2028年3月まで
ハ. 株式会社レーベンホームビルド及び株式会社レーベンゼストックへの投融資資金	不動産事業 (新築戸建分譲事業及びリニューアル再販事業) への投資に充当	6,086	2028年3月まで
合計		11,057	—

※1. 2026年3月9日時点で(i)太陽光発電設備の取得及び開発等の設備投資資金として2,664百万円及び(ii)バイオマス発電施設の燃料となるカシユーナッツの加工工場を取得及び保有するSPCへの出資資金として307百万円を充当しており、①MIRARTH エナジーソリューションズ株式会社への投融資資金として合計2,971百万円の全額の充当を完了しております。

※2. 2026年3月9日時点でホテルの取得資金として1,500百万円を充当しております。

4. 2026年5月15日開催の取締役会決議により、2026年5月26日付で自己株式を消却し、発行済株式総数が2,360,000株減少しております。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	19	31	335	101	472	79,848	80,806	—
所有株式数(単元)	—	190,020	34,843	327,793	91,958	4,139	752,019	1,400,772	222,800
所有株式数の割合(%)	—	13.56	2.49	23.40	6.56	0.30	53.69	100	—

(注) 1. 自己株式数4,321,408株は、「個人その他」に43,214単元及び「単元未満株式の状況」に8株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が16単元含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
一般社団法人村山財産管理	東京都千代田区永田町2丁目12番4号	25,633	18.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	14,245	10.48
有限会社村山企画	東京都板橋区成増4丁目33番10号	1,800	1.32
M I R A R T Hホールディングス取引先 持株会	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	1,650	1.21
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2丁目15番1号)	1,490	1.10
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,449	1.07
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エ イ東京支店)	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,438	1.06
M I R A R T Hホールディングス従業員 持株会	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	1,382	1.02
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号)	1,376	1.01
ルーデン・ホールディングス株式会社	東京都渋谷区桜丘町20番1号	1,316	0.97
計	—	51,781	38.08

(注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は14,245千株であります。

2. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は1,449千株であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 4,321,400	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 135,755,800	1,357,558	同上
単元未満株式	普通株式 222,800	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	140,300,000	—	—
総株主の議決権	—	1,357,558	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,600株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数16個が含まれております。

② 【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
MIRARTHホールディングス(株)	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	4,321,400	—	4,321,400	3.08
計	—	4,321,400	—	4,321,400	3.08

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2026年3月9日) での決議状況 (取得期間 2026年4月1日～2026年5月31日)	3,000,000	1,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	2,359,900	999,988,900
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(注) 1. 有価証券報告書提出日までに取得が完了しているため、提出日現在の未行使割合は記載していません。  
2. 自己株式の取得方法は、東京証券取引所における市場買付であります。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	—	—
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日(2026年6月24日)までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	2,360,000	922,760,000
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使)	123,000	45,879,000	—	—
保有自己株式数	4,321,408	—	4,321,308	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日(2026年6月24日)までに取得又は処理した株式は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

利益還元については、会社の最重要課題の一つとして位置づけており、事業展開と経営基盤の強化に必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた適正な配当を安定的、継続的に行うことを基本方針としております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

また当社は「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる」旨の定款を定めておりますが、当事業年度におきましては、期末配当を株主総会の決議をもって決定しました。

当期においては、外部環境の変化にも自社の企業体力で乗り切れる体制を構築しつつ、今後の再成長のための内部留保とのバランスを考えた配当を行う予定であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。期末配当に関する配当金の総額2,175百万円及び1株当たり配当額16.0円につきましては、2026年6月25日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2025年11月10日 取締役会	679	5.0
2026年6月25日 定時株主総会決議(予定)	2,175	16.0

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。」を「Our Purpose（存在意義）」とし、サステナビリティを巡る課題への対応は重要な経営課題であるとの認識のもと、単に利益を追求するだけでなく、法令及び企業倫理を遵守し、企業社会の一員として社会的責任を果たし、企業価値の持続的な向上を目指します。

そのために当社グループでは、お客さま・従業員・取引先・地域社会・株主といったすべてのステークホルダーの皆さまの幸せを常に考え、経営環境の変化に柔軟に対応すべく、迅速な意思決定を行うとともに、コンプライアンスを徹底することで健全な企業活動を推進し、意思決定の透明性を確保することをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

###### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

###### ア. 企業統治の体制の概要

当社は、業務執行状況の適切な監督・監査のため、取締役会による監督と、監査役による監査体制、そして執行役員制度により、取締役の経営監督責任と執行役員の業務執行責任を明確にする体制を採用しております。

###### (取締役会)

取締役会は「企業戦略等の大きな方向性を示す」「経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う」「独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行う」ことを主要な役割・責務として、これを実践するための権限が与えられております。取締役は本報告書提出日現在、社外取締役4名を含む7名であり、代表取締役島田和一を議長として、取締役中村大助、同秋澤昭一、社外取締役山岸直人、同内田要、同金丸祐子及び同小野保子を構成員とした取締役会を原則月1回の頻度で開催し、また必要に応じ臨時取締役会を開催することで、慎重かつ迅速な意思決定を行うとともに業務執行状況を取締役相互に監督しております。

2025年度の各取締役の取締役会への出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況
		取締役会
代表取締役	島田 和一	17回／17回（100%）
取締役	中村 大助	17回／17回（100%）
取締役	秋澤 昭一	17回／17回（100%）
社外取締役	山平 恵子	3回／3回（100%）
社外取締役	山岸 直人	17回／17回（100%）
社外取締役	内田 要	17回／17回（100%）
社外取締役	金丸 祐子	17回／17回（100%）
社外取締役	小野 保子	14回／14回（100%）

(注) 1. 社外取締役小野保子氏の取締役会の出席状況は、2025年6月25日就任以降、2025年度に開催された取締役会の回数に基づくものであります。

2. 社外取締役山平恵子氏の取締役会の出席状況は、2025年6月25日退任までに2025年度に開催された取締役会の回数に基づくものであります。

取締役会における2025年度の具体的な検討内容として、持株会社体制における経営と執行の分離による経営機能の強化、C x O体制の導入等による各機能の責任の明確化、取締役会におけるグループ全体の戦略や方向性に関する大局的な議論の充実化等を図りました。また、資本コストや収益性を意識した経営計画や事業ポートフォリオ構成、中核人材の多様性確保を含む人的資本への投資や人材戦略、DX戦略の推進についても意見交換を実施しております。経営上の重要事項については、取締役会だけでなくオフサイトミーティングや事前の説明機会等を積極的に活用し、早期段階から社内外役員間で情報共有及び活発な意見交換を行いました。経営上の重要事項として、取締役会において審議した事項は以下のとおりであります。

- ・経営戦略の立案及び執行の管理

個別事業案件の業務執行等に係る経営判断の迅速化を図るため、グループC O Oを議長とするグループ経営会議を設置し、グループ経営会議において決定された事項について取締役会においてその監督を行いました。持続的成長に向けた事業ポートフォリオの最適化について、資本コストの分析等を踏まえた活発な議論を行い、中期経営計画の更新を決定しております。また、当社及び当社グループ各社における重要な業務執行の決定を行い、当社グループ各社の財務状況を鑑みながら適宜投融資や債務保証等の資本政策の立案及び執行を行いました。

- ・内部統制及びリスク管理の監督

リスクマネジメント委員会からの報告体制を通じて、サイバーセキュリティリスクを含むグループ全体の潜在的リスクへの対応や、危機管理体制のさらなる強化について監督するとともに、その機能の強化について議論を行いました。

- ・取締役会の実効性評価

その結果、監督機能をさらに強化するための各役員の日線合わせや、議論すべきポイントを絞った取締役会の改善、人材戦略についての集中的な議論、実効的なサクセッションプラン（後継者計画）の構築等について、今後の取り組みを議論しました。

(監査役会)

監査役会は、取締役の職務の執行の監査や、会計監査を、独立した客観的な立場から適切に実施することを主要な役割・責務として、これを実践するための権限が与えられております。監査役会は、原則月1回の頻度で開催し、現在、常勤監査役三浦由布子、同木村正樹及び非常勤監査役渡部彰仁の3名で構成されており、その全員を社外監査役とすることで、取締役会の運営状況や取締役の業務執行状況等の、より適正な監査が行われる体制を確保しております。監査役及び監査役会の活動状況については、(3) 監査の状況 ① 監査役監査の状況をご参照ください。

(その他委員会)

その他、当社は、取締役等の人事や報酬等に関する決定プロセスの客観性及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的として、任意の諮問機関である指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しております。指名諮問委員会は本報告書提出日現在、社外取締役山岸直人を委員長として、同内田要及び代表取締役島田和一を構成員としており、報酬諮問委員会は本報告書提出日現在、社外取締役内田要を委員長として、同山岸直人及び代表取締役島田和一を構成員としております。

2025年度の各委員の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会への出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況	
		指名諮問委員会	報酬諮問委員会
社外取締役 (指名諮問委員会委員長)	山岸 直人	12回／12回 (100%)	12回／12回 (100%)
社外取締役 (報酬諮問委員会委員長)	内田 要	12回／12回 (100%)	12回／12回 (100%)
社外取締役	山平 恵子	3回／3回 (100%)	3回／3回 (100%)
社外取締役	金丸 祐子	3回／3回 (100%)	3回／3回 (100%)
代表取締役	島田 和一	12回／12回 (100%)	12回／12回 (100%)

(注) 社外取締役山平恵子氏及び同金丸祐子氏の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の出席状況は、2025年6月25日退任までに2025年度に開催された指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の回数に基づくものであります。

指名諮問委員会における2025年度の具体的な検討内容として、CEO等の後継者の育成や選定のためのサクセッションプランを元に後継候補者に対する研修や360度診断、評価を実施し、その他必要に応じて委員である社外取締役による後継候補者との面談を行いました。これらの情報を参考にし、グループ各社含めた取締役の選任についての検討を行いました。また、新たなC x O職の設置及びその運用についても検討し、取締役会に対して助言・提言を行いました。

報酬諮問委員会における2025年度の具体的な検討内容として、現状の役員報酬制度に関する問題点を元に、報酬構成含めた役員報酬制度の見直しに向けた検討を行いました。また、役員の不祥事防止を目的としたクローバック・マルス条項の導入に向け、取締役会に対して助言・提言を行いました。その他会社業績、役員の評価を元に、各役員に対するインセンティブ支給の検討を行いました。

また、当社は、コンプライアンス委員会を原則月1回の頻度で開催し、リスクマネジメント委員会を原則四半期に1回開催するほか、必要に応じて都度開催することとしており、当社及び子会社並びに関連会社のコンプライアンスの徹底、リスクの評価・管理等を行うとともに、グループ内部監査室長及び各監査役等が定期的な監査を子会社及び関連会社へ実施することにより、子会社及び関連会社の業務の適正を確保するための体制としております。コンプライアンス委員会は本報告書提出日現在、社外取締役金丸祐子を委員長として、同小野保子、取締役秋澤昭一及び常務執行役員山地剛を構成員としており、リスクマネジメント委員会は本報告書提出日現在、常務執行役員山地剛を委員長として、取締役中村大助、社外取締役金丸祐子及び同小野保子を構成員としております。なお、コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会には、監査役がオブザーバーとして参加しているほか、他の役員が必要に応じてオブザーバーとして参加しております。

2025年度の各委員のコンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会への出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況	
		コンプライアンス委員会	リスクマネジメント委員会
社外取締役 (コンプライアンス委員会委員長)	金丸 祐子	12回／12回 (100%)	6回／6回 (100%)
グループCRO (リスクマネジメント委員会委員長)	山地 剛	12回／12回 (100%)	6回／6回 (100%)
代表取締役	島田 和一	3回／3回 (100%)	1回／1回 (100%)
取締役	中村 大助	3回／3回 (100%)	6回／6回 (100%)
取締役	秋澤 昭一	12回／12回 (100%)	1回／1回 (100%)
社外取締役	山平 恵子	3回／3回 (100%)	1回／1回 (100%)
社外取締役	山岸 直人	3回／3回 (100%)	1回／1回 (100%)
社外取締役	内田 要	3回／3回 (100%)	1回／1回 (100%)
社外取締役	小野 保子	9回／9回 (100%)	5回／5回 (100%)
常勤監査役	三浦 由布子	3回／3回 (100%)	1回／1回 (100%)
常勤監査役	木村 正樹	3回／3回 (100%)	1回／1回 (100%)
非常勤監査役	渡部 彰仁	3回／3回 (100%)	1回／1回 (100%)

- (注) 1. 社外取締役小野保子氏のコンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会の出席状況は、2025年6月25日就任以降、2025年度に開催されたコンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会の回数に基づくものであります。
2. 取締役島田和一氏、社外取締役山平恵子氏、同山岸直人氏、同内田要氏、常勤監査役三浦由布子氏、同木村正樹氏及び非常勤監査役渡部彰仁氏のコンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会の出席状況は、2025年6月25日にコンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会の委員を退任までに2025年度に開催されたコンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会の回数に基づくものであります。
3. 常勤監査役三浦由布子氏は、2025年6月25日にコンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会の委員を退任以降もオブザーバーとしてコンプライアンス委員会に7回、リスクマネジメント委員会に4回参加しております。
4. 常勤監査役木村正樹氏及び非常勤監査役渡部彰仁氏は、2025年6月25日にコンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会の委員を退任以降もオブザーバーとしてコンプライアンス委員会に9回、リスクマネジメント委員会に5回参加しております。

5. 取締役中村大助氏のコンプライアンス委員会の出席状況は、2025年6月25日にコンプライアンス委員会の委員を退任までに2025年度に開催されたコンプライアンス委員会の回数に基づくものであります。なお、取締役中村大助氏は、2025年6月25日にコンプライアンス委員会の委員を退任以降もオブザーバーとしてコンプライアンス委員会に1回参加しております。
6. 取締役秋澤昭一氏のリスクマネジメント委員会の出席状況は、2025年6月25日にリスクマネジメント委員会の委員を退任までに2025年度に開催されたリスクマネジメント委員会の回数に基づくものであります。なお、取締役秋澤昭一氏は、2025年6月25日にリスクマネジメント委員会の委員を退任以降もオブザーバーとしてリスクマネジメント委員会に1回参加しております。

コンプライアンス委員会における具体的な活動内容として、事業活動における法令遵守及び倫理的行動の徹底を図るため、内部通報窓口寄せられた通報への迅速な調査や是正措置、通報者の保護に継続して取り組むとともに、係争情報の共有や法令等の浸透方策について協議を行っております。2025年度においては、これらに加え、コンプライアンス教育における課題について協議し、より実効性のあるハラスメント防止対策の構築に向けて、これまでの研修実績やコンプライアンスアンケートの結果を踏まえた効果的な施策の分析・検討を実施いたしました。さらに、管理体制の実効性を高めるべくコンプライアンス規程の見直しを行い、各部署にコンプライアンス推進責任者を設置するための規程改定を検討・実施するなど、グループ全体におけるコンプライアンス体制のさらなる強化と意識浸透を図っております。

リスクマネジメント委員会における具体的な活動内容として、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクを適切に管理し、企業価値の維持・向上を図るため、全社的な視点から事業活動における潜在的なリスクを洗い出し、その発生可能性と影響度を評価しました。これらの評価に基づき、優先的に対応すべきリスクを特定し、リスクアセスメントを作成・運用しております。特に2025年度は、リスク事案に対する適切な意思決定プロセスを確保するため、新たにリスクマネジメント委員会諮問基準及びフローを策定し、それに基づいた報告・諮問体制を構築・運用することで、更なる内部統制の強化を図っております。委員会では、「リスクマップ」掲出項目の対応状況やその他項目の対応方針の見直し、新たなリスクの重要度・優先度の協議及び決定、企業戦略とリスクポートフォリオの整合性の確認、今後の運営方針の策定に加え、諮問基準に該当する個別事案の協議・答申を行うなど、全社的なリスク管理体制の継続的な改善に努めております。

さらに、当社は、サステナビリティ委員会を原則四半期に1回開催するほか、必要に応じて都度開催し、当社グループのサステナビリティに係る方針の策定、重要課題であるマテリアリティの特定と定期的な見直し、環境に関する方針と施策の決定及びサステナビリティ推進活動の取締役会への報告等を行っております。サステナビリティ委員会は本報告書提出日現在、代表取締役島田和一を委員長、取締役中村大助を副委員長として、同秋澤昭一、社外取締役山岸直人、同内田要、同金丸祐子、同小野保子、(株)タカラレーベン取締役高橋衛及び常務執行役員山地剛を構成員としております。

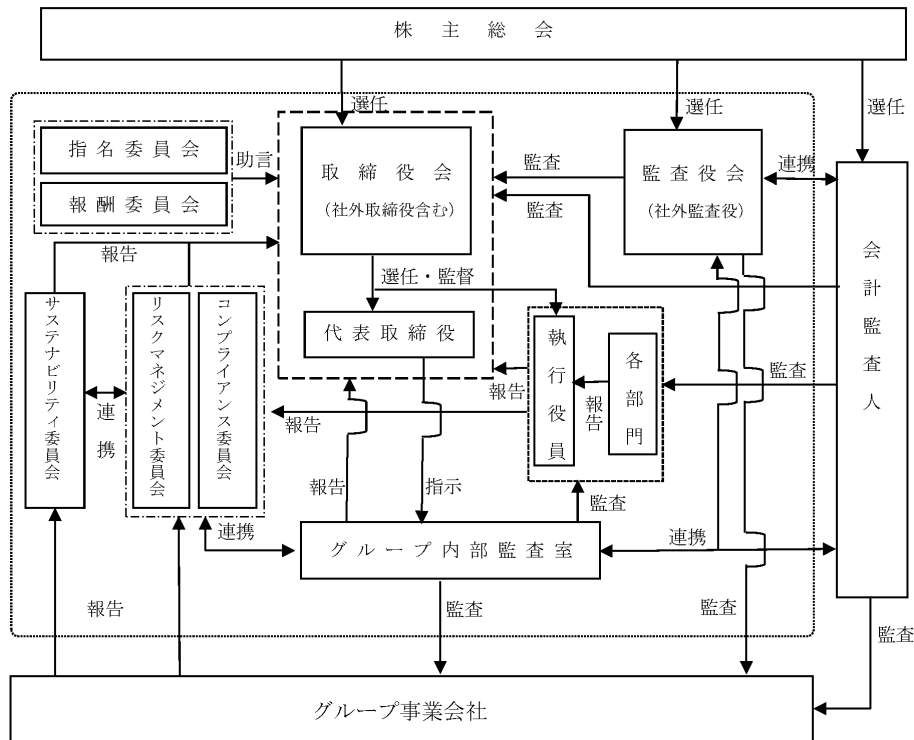
2025年度の各委員のサステナビリティ委員会への出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況
		サステナビリティ委員会
代表取締役（委員長）	島田 和一	4回／4回（100%）
取締役	中村 大助	4回／4回（100%）
取締役	秋澤 昭一	4回／4回（100%）
社外取締役	山平 恵子	1回／1回（100%）
社外取締役	山岸 直人	4回／4回（100%）
社外取締役	内田 要	4回／4回（100%）
社外取締役	金丸 祐子	4回／4回（100%）
社外取締役	小野 保子	3回／3回（100%）
(株)タカラレーベン取締役	高橋 衛	4回／4回（100%）
常務執行役員	山地 剛	4回／4回（100%）

- (注) 1. 社外取締役小野保子氏のサステナビリティ委員会の出席状況は、2025年6月25日就任以降、2025年度に開催されたサステナビリティ委員会の回数に基づくものであります。
2. 社外取締役山平恵子氏のサステナビリティ委員会の出席状況は、2025年6月25日退任までに2025年度に開催されたサステナビリティ委員会の回数に基づくものであります。

サステナビリティ委員会における2025年度の具体的な検討内容として、サステナビリティに関するKPIの達成状況報告と目標の見直し、サステナビリティ情報の開示拡充に関する事項、人権デュー・ディリジェンスにおける推進体制の構築、重要リスクの特定と予防・低減施策の策定に関する事項、ならびにCDP気候変動質問書への回答及びスコア向上に向けた対応策の審議等を行いました。また、気候変動への対応として、SBT認定の取得を踏まえた温室効果ガス排出量削減計画の見直しを行ったほか、環境データ管理クラウドシステムの導入による算定精度の向上、建設時GHG排出量の算定手法の検討を行いました。

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制図は、以下のとおりであります。



イ. 当該体制を採用する理由

当社は、業務の意思決定及びその執行を監督・監査し、当社グループ全体のリスク管理、コンプライアンスの徹底及び内部統制の向上を図る一方で、迅速な意思決定を行うことができる体制を確保するため、上記のような体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

ア. 内部統制システムの整備の状況

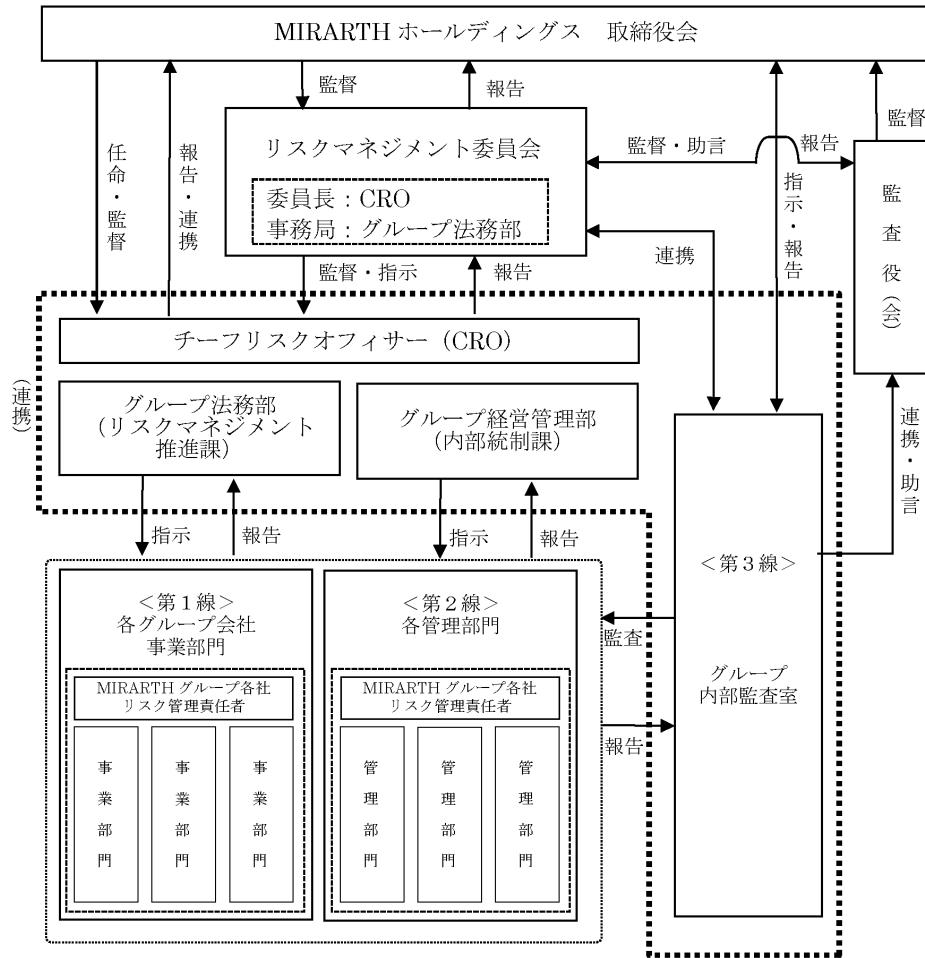
当社は、「内部統制基本規程」を設け、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社の業務の適正を確保する内部統制の基本体制、整備、運用、評価、更新及びこれらに付帯する基本的事項と手続きについて定めております。

イ. リスク管理体制の整備の状況

a) リスク管理体制

当社は、当社グループのリスクを管理し、企業価値の持続的向上を図るために「リスクマネジメント規程」を定め、同規程に基づき、グループCRO（最高リスク管理責任者）を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、経営全般に係るあらゆるリスクの検証と報告及びこれらのリスクの回避や低減のために実施すべき施策や管理についての協議、又は決定を行い、内部統制強化と財務報告を含む運営全般に係る不祥事やコンプライアンス欠如等の防止を徹底しております。同委員会において当社グループのリスク管理体制の整備及び継続的改善を行うために、同委員会は取締役又は執行役員の中からグループCRO（最高リスク管理責任者）を任命し、また、リスクマネジメント委員会を必要に応じ適宜、招集権者に対して招集を要請することにより、個々のリスク管理に応じた積極的な提案がなされる体制としております。また、「リスクマネジメント委員会」での協議・決定事項は「リスクマネジメント委員会規程」に基づき、適宜、検証をし、その内容に応じ取締役会への報告をすることで、リスク発生時を想定したうえでの迅速な意思決定を行う体制としております。

当社グループのリスク管理体制図は、以下のとおりであります。



b) 反社会的勢力への対策

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、断固とした姿勢で対応することを基本方針として、顧問弁護士の指導のもと、暴力団排除活動に積極的に参加しております。また、反社会的勢力との取引等を未然に防止するためのルール整備の一環として「反社会的勢力対応規程」を定め、所轄警察署及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。反社会的勢力による被害を防止するため、平素より、警察署や関係機関が開催する反社会的勢力に関するセミナー等に参加する等情報の収集に努めております。

また、取引先等に対しては「反社会的勢力との絶縁に関する覚書」の取り交わしをお願いするか、或いは各種契約書類内に「反社会的勢力排除条項」を盛り込む等し、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底して実践しております。

ウ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、「関係会社管理規程」において子会社及び関連会社に関する管理方針、管理組織について定め、当社の取締役、執行役員及び監査役を子会社及び関連会社へ派遣し、また、子会社及び関連会社からの報告会を定期的に行うことにより、情報の共有化、経営の効率化を図っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、社外監査役及び会計監査人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、社外監査役及び会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限り、法令が規定する最低責任限度額としております。

オ. 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社（MIRARTH不動産投資顧問㈱を除きます。）におけるすべての取締役、監査役、執行役員及び管理監督・指揮命令を行う従業員を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、株主代表訴訟及び第三者訴訟を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。
- ・被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、役員等の犯罪行為・不正行為等に起因する損害については、填補の対象外としております。

カ. 取締役の定数

当社は、取締役を15名以内とする旨定款に定めております。

キ. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、定款により、取締役の選任について、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととする旨を定めております。

また、取締役会の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

ク. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

・剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によっても定めることができる旨定款に定めております。剰余金の配当等を取締役会の決議によっても定めることができることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

・中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議をもって中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

・自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

・取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ケ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

a. 提出日（2026年6月24日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性 7名 女性 3名 （役員のうち女性の比率30.0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 兼 グループCEO 兼 社長執行役員	島田 和一	1965年12月4日生	1987年5月 当社入社 1998年6月 当社取締役開発部長 2000年6月 当社常務取締役開発本部長 本社開発部長兼建築部長 2006年6月 当社代表取締役副社長兼開発本部長 2012年4月 当社代表取締役副社長兼最高執行責任者(COO) 兼最高財務責任者(CFO)兼総合企画本部長 2014年4月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO) 兼最高執行責任者(COO) 兼最高財務責任者(CFO) 2019年4月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO) 2019年6月 当社代表取締役兼最高経営責任者(CEO) 兼社長執行役員 2022年10月 当社代表取締役 兼グループCEO 兼グループCOO 兼社長執行役員 ㈱タカラレーベン 代表取締役 兼CEO兼社長執行役員 2024年6月 ㈱タカラレーベン 取締役副会長(現任) 住宅産業信用保証㈱ 社外取締役(現任) 2025年6月 (一社) 全国住宅産業協会 理事(現任) 2026年4月 当社代表取締役 兼グループCEO 兼社長執行役員(現任)	(注) 3	1,301
取締役 兼 グループCFO 兼 グループCSO 兼 専務執行役員 兼 サステナビリティ 推進室長	中村 大助	1968年2月12日生	1991年4月 ㈱太陽神戸三井銀行(現㈱三井住友銀行) 入行 2014年4月 同行 所沢法人営業部長 2016年4月 同行 法人戦略部 部付部長 2017年4月 同行 日本橋東法人営業部長 2019年4月 同行 神田法人営業第一部長 2020年4月 同行 執行役員 神田法人営業第一部長 2021年4月 同行 執行役員 東日本第一法人営業本部長 2023年4月 同行 常務執行役員 ホールセール部門副責任役員 ㈱三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 ホールセール事業部門事業部門長補佐 2024年5月 当社常務執行役員 2024年6月 当社取締役 兼グループCFO 兼常務執行役員(グループ財務部・グループ経 理部管掌) ㈱タカラレーベン 取締役 兼専務執行役員 2025年4月 当社取締役 兼グループCFO 兼専務執行役員 兼サステナビリティ推進室長 2026年4月 当社取締役 兼グループCFO 兼グループCSO 兼専務執行役員 兼サステナビリティ推進室長(現任)	(注) 3	4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役（不動産セグメント管掌） 兼 副社長執行役員	秋澤 昭一	1965年5月10日生	<p>1988年4月 藤和不動産㈱（現三菱地所レジデンス㈱）入社</p> <p>1997年5月 ㈱エイテック 代表取締役</p> <p>2002年1月 ㈱インタス 取締役</p> <p>2004年2月 パシフィックマネジメント㈱ （パシフィックホールディングス㈱）執行役員</p> <p>2008年6月 パシフィックリアルティ㈱ 代表取締役 ㈱パシフィック・プロパティーズ・インベストメント 代表取締役</p> <p>2011年1月 スター・マイカ㈱ 戦略事業部長</p> <p>2012年2月 同社 取締役戦略事業本部長 ファン・インベストメント㈱（現スター・マイカ・プロパティ）代表取締役</p> <p>2014年12月 スター・マイカ㈱ 代表取締役</p> <p>2016年6月 ライジング・フォース㈱ （現大東建託アセットソリューション㈱） 代表取締役</p> <p>2019年6月 当社取締役 兼執行役員投資開発本部長</p> <p>2020年4月 当社取締役 兼常務執行役員投資開発本部長</p> <p>2021年4月 当社取締役 兼常務執行役員投資開発事業本部事業本部長</p> <p>2022年10月 当社執行役員 ㈱タカラレーベン 代表取締役 兼COO 兼副社長執行役員</p> <p>2024年6月 当社取締役（不動産セグメント管掌） ㈱タカラレーベン 代表取締役 兼社長執行役員（現任）</p> <p>2026年4月 当社取締役（不動産セグメント管掌） 兼 副社長執行役員（現任）</p>	(注) 3	224
取締役	山岸 直人	1961年8月5日生	<p>1986年4月 警察庁 入庁</p> <p>1990年4月 香川県警察本部刑事部捜査第二課長</p> <p>1991年8月 埼玉県警察本部警備部公安第一課長</p> <p>1993年8月 警察庁交通局交通規制課課長補佐</p> <p>1994年8月 建設省（現国土交通省）道路局路政課長補佐</p> <p>1996年9月 警察庁交通局運転免許課課長補佐</p> <p>1998年8月 奈良県警察本部警務部長</p> <p>2000年8月 兵庫県警察本部警備部長</p> <p>2002年8月 警察庁警備局警備課理事官</p> <p>2004年8月 警察庁警備局付（内閣情報調査室）</p> <p>2006年9月 神奈川県警察本部警備部長</p> <p>2008年8月 総務省人事・恩給局参事官</p> <p>2010年8月 和歌山県警察本部長</p> <p>2012年8月 神奈川県警察本部警務部長</p> <p>2013年8月 警察庁交通局運転免許課長</p> <p>2014年6月 皇宮警察本部副本部長</p> <p>2016年2月 新潟県警察本部長</p> <p>2018年3月 警察大学校国際警察センター所長 兼警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）</p> <p>2019年1月 北海道警察本部長</p> <p>2020年8月 退職</p> <p>2021年1月 三井住友海上火災保険㈱ 顧問</p> <p>2022年6月 当社取締役（現任）</p> <p>2022年12月 （一社）全国道路標識・標示業協会 参与</p> <p>2023年5月 （一社）全国道路標識・標示業協会 専務理事（現任）</p> <p>2023年6月 （一社）UTMS協会 監事（非常勤）（現任）</p>	(注) 3	8

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	内田 要	1954年6月14日生	1978年4月 建設省（現国土交通省）入省 2004年7月 国土交通省総合政策局政策課長 2005年8月 同省 総合政策局総務課長 2006年7月 同省 大臣官房総務課長 兼大臣官房審議官（大臣官房） 2007年7月 同省 大臣官房審議官（総合政策局） 2009年7月 同省 大臣官房総括審議官 2010年8月 同省 土地・水資源局長 2011年7月 同省 土地・建設産業局長 2012年7月 （独）都市再生機構副理事長 2014年7月 内閣官房 内閣審議官 兼内閣官房地域活性化統合事務局長 2015年1月 内閣官房 内閣審議官 兼内閣官房地域活性化総括官（内閣審議官 内閣官 房産業遺産の世界遺産登録推進室長） 併内閣府地方創生推進室長 2015年7月 辞職 2015年11月 （一社）不動産協会 副理事長 専務理事 2017年4月 麗澤大学 客員教授（現任） 2023年7月 （一社）不動産協会 顧問（現任） 2023年7月 （一財）土地総合研究所 理事長 2024年6月 当社取締役（現任）	(注) 3	—
取締役	金丸 祐子	1979年8月25日生	2006年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 森・濱田松本法律事務所入所 2013年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2018年1月 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 2022年7月 アキュリスファーマ㈱ 社外監査役 2023年1月 外苑法律事務所 パートナー弁護士（現任） 2023年2月 B l e a f ㈱ 社外監査役 2023年6月 ㈱エーアイ 社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年7月 H E R O Z ㈱ 社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年6月 当社取締役（現任） 2025年6月 ソフトバンクグループ㈱ 社外監査役（現任）	(注) 3	—
取締役	小野 保子	1965年11月4日生	1989年4月 ㈱太陽神戸銀行（現 ㈱三井住友銀行）入行 1997年4月 同行 金融市場営業部 部長代理 2006年11月 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe（イギリ ス）（現 SMBC Bank Internatio n a l p l c） 上席部長代理 2009年12月 ㈱三井住友銀行 国際法人営業部 融資オフィサー 2010年4月 同行 国際法人営業部 グループ長 2012年4月 同行 国際法人営業部 副部長 2014年4月 SMBC SSC（マレーシア）社長 2016年5月 ㈱三井住友銀行 総務部 上席推進役 2017年4月 同行 資産監査部 部付部長 2019年4月 SMBCコンシューマーファイナンス㈱ 顧問 2019年6月 同社 常勤監査役 ㈱SMBCモビット 非常勤監査役 2022年6月 SMBC信用保証㈱ 非常勤監査役 2023年7月 SMBCコンシューマーファイナンス㈱ 海外担当 顧問 2024年5月 イオンフィナンシャルサービス㈱ 社外監査役（現任） 2025年6月 当社取締役（現任）	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	三浦 由布子	1984年3月10日生	2005年12月 中央青山監査法人(現 PwC Japan 有限責任監査法人)入所 2008年5月 公認会計士登録 2012年2月 ノバルティスファーマ(株)入社 コーポレート経理部 2019年6月 (株)スタディスト常勤監査役 2020年6月 当社常勤監査役(現任) 2020年10月 (株)日興タカラコーポレーション(現 (株)レーベンホームビルド) 監査役 (株)タカラレーベンリアルネット 監査役 2022年3月 (株)モンスターラボホールディングス(現(株)モンスターラボ) 社外監査役 2022年6月 (株)レーベンゼストック 監査役(現任) 2022年10月 (株)タカラレーベン 監査役(現任) 2023年12月 パシフィックコンサルタンツ(株) 社外監査役(現任) 2024年5月 (株)タカラレーベンリアルネット 監査役 2025年6月 アズワン(株) 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	—
常勤監査役	木村 正樹	1964年6月11日生	1987年4月 (株)協和銀行(現(株)りそな銀行) 入行 2006年4月 同行 弘明寺支店 支店長 2008年4月 (株)りそなホールディングス 内部監査部監査員 2008年7月 同社 内部監査部上席監査員 2011年7月 (株)りそな銀行 信託業務管理部グループリーダー 2016年10月 同行 運用管理室 室長 2017年4月 同行 信託管理室 室長 2020年1月 りそなアセットマネジメント(株) 出向 運用リスク管理部長 2021年4月 同社 出向 執行役員業務部長 兼IT戦略部担当 兼運用リスク管理部長 2021年10月 同社 転籍 執行役員業務部長 兼IT戦略部担当 兼運用リスク管理部長 2024年4月 (株)りそな銀行 入行 りそなアセットマネジメント(株) 出向 顧問 2024年6月 当社常勤監査役(現任) (株)タカラレーベン 監査役(現任) MIRARTHアセットマネジメント(株) 監査役(現任) MIRARTHエナジーソリューションズ(株) 監査役(現任)	(注)4	—
非常勤監査役	渡部 彰仁	1961年12月3日生	1984年4月 (株)商工組合中央金庫 入庫 2005年7月 同金庫 福島支店長 2007年7月 同金庫 新潟支店長 2010年7月 同金庫 総務部参事役 2011年7月 同金庫 業務推進部参事役 2012年6月 同金庫 コンプライアンス統括室長 2013年12月 同金庫 与信統括部長 2015年8月 (株)商工中金経済研究所 常務執行役員 2019年4月 商工中金リース(株) 常務執行役員 2024年6月 当社非常勤監査役(現任) (株)タカラレーベン 監査役(現任) (株)レーベントラスト 監査役(現任) 2025年6月 (株)レーベンホームビルド 監査役(現任) MIRARTH不動産投資顧問(株) 監査役(現任) 2026年6月 (株)タカラレーベンリアルネット 監査役(現任)	(注)4	—
計					1,538

- (注) 1. 取締役山岸直人氏、内田要氏、金丸祐子氏及び小野保子氏の4氏は社外取締役であります。
2. 監査役三浦由布子氏、木村正樹氏及び渡部彰仁氏の3氏は社外監査役であります。
3. 2025年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2024年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

5. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
本間 朝美	1959年1月21日生	1981年4月 ㈱埼玉銀行（現㈱りそな銀行） 入行 1999年11月 ㈱あさひ銀行（現㈱りそな銀行） 新狭山支店長 2001年10月 同行 池袋支店長 2003年3月 ㈱りそな銀行 池袋支店営業第二部長 2005年9月 りそなビジネスサービス㈱ 出向 2010年2月 同社 転籍 ローン融資サポート 部長 2015年4月 同社 執行役員経営企画部長 2016年4月 同社 取締役 2017年4月 同社 常務取締役 2018年6月 当社 社外監査役 2019年4月 りそなビジネスサービス㈱ 顧問 2019年6月 当社 常勤監査役 2019年10月 ㈱レーベントラスト 監査役 2020年5月 ㈱タカラレーベン西日本（現㈱タカラレーベン） 監査役 2022年5月 ㈱タカラレーベンリアルネット 監査役 2022年10月 当社 非常勤監査役 2023年6月 ㈱レーベンコミュニティ 監査役	—

6. 当社では、執行役員制度を導入しており、執行役員は上記のほか、以下の14名であります。

執行役員 手島 芳貴  
 執行役員 吉田 正広  
 執行役員 原 忠行  
 執行役員 山地 剛  
 執行役員 高荒 美香  
 執行役員 岩本 大志  
 執行役員 吉村 典彦  
 執行役員 横田 新哉  
 執行役員 駒橋 亨  
 執行役員 三浦 淳  
 執行役員 安田 健  
 執行役員 山本 康裕  
 執行役員 江間 隆一  
 執行役員 高木 幸子

b. 2026年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役8名選任の件」、「監査役1名選任の件」、「補欠監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が原案どおり承認可決されると、当社の役員の状況及びその任期は、以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性 7名 女性 4名 （役員のうち女性の比率36.4%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 兼 グループCEO 兼 社長執行役員	島田 和一	1965年12月4日生	1987年5月 当社入社 1998年6月 当社取締役開発部長 2000年6月 当社常務取締役開発本部長 本社開発部長兼建築部長 2006年6月 当社代表取締役副社長兼開発本部長 2012年4月 当社代表取締役副社長兼最高執行責任者(COO) 兼最高財務責任者(CFO)兼総合企画本部長 2014年4月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO) 兼最高執行責任者(COO) 兼最高財務責任者(CFO) 2019年4月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO) 2019年6月 当社代表取締役兼最高経営責任者(CEO) 兼社長執行役員 2022年10月 当社代表取締役 兼グループCEO 兼グループCOO 兼社長執行役員 ㈱タカラレーベン 代表取締役 兼CEO兼社長執行役員 2024年6月 ㈱タカラレーベン 取締役副会長(現任) 住宅産業信用保証㈱ 社外取締役(現任) 2025年6月 (一社) 全国住宅産業協会 理事(現任) 2026年4月 当社代表取締役 兼グループCEO 兼社長執行役員(現任)	(注) 3	1,301
取締役 兼 グループCFO 兼 グループCSO 兼 専務執行役員 兼 サステナビリティ 推進室長	中村 大助	1968年2月12日生	1991年4月 ㈱太陽神戸三井銀行(現㈱三井住友銀行) 入行 2014年4月 同行 所沢法人営業部長 2016年4月 同行 法人戦略部 部付部長 2017年4月 同行 日本橋東法人営業部長 2019年4月 同行 神田法人営業第一部長 2020年4月 同行 執行役員 神田法人営業第一部長 2021年4月 同行 執行役員 東日本第一法人営業本部長 2023年4月 同行 常務執行役員 ホールセール部門副責任役員 ㈱三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 ホールセール事業部門事業部門長補佐 2024年5月 当社常務執行役員 2024年6月 当社取締役 兼グループCFO 兼常務執行役員(グループ財務部・グループ経理 部管掌) ㈱タカラレーベン 取締役 兼専務執行役員 2025年4月 当社取締役 兼グループCFO 兼専務執行役員 兼サステナビリティ推進室長 2026年4月 当社取締役 兼グループCFO 兼グループCSO 兼専務執行役員 兼サステナビリティ推進室長(現任)	(注) 3	4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 兼 グループCRO 兼 グループCHRO 兼 上席執行役員 兼 グループ人事戦略 部長	山地 剛	1971年8月9日生	2016年4月 当社入社	(注) 3	39
			2021年4月 当社上席執行役員 経営企画本部長 兼 IT推進部長 兼 人事部長		
			2022年4月 当社上席執行役員 経営企画本部長 兼 人事部長		
			2022年10月 当社執行役員 経営管理本部長 兼 グループ人事戦略部長 兼 社長室長 ㈱タカラレーベン 上席執行役員 経営管理本部長 兼 人事部長		
			2023年4月 当社グループCRO 兼 執行役員 兼 グループ人事戦略部長 兼 社長室長 ㈱タカラレーベン 上席執行役員 兼 経営管理本部長		
			2024年4月 当社グループCRO 兼 執行役員 兼 グループ人事戦略部長 ㈱タカラレーベン 上席執行役員 兼 経営管理本部長		
			2025年4月 当社グループCRO 兼 常務執行役員 グループ人事戦略部長 ㈱タカラレーベン 上席執行役員 兼 総合管理本部長		
			2025年6月 当社グループCRO 兼 常務執行役員 グループ人事戦略部長 ㈱タカラレーベン 取締役 兼 上席執行役員 兼 総合管理本部長		
			2026年4月 当社グループCRO 兼 グループCHRO 兼 常務執行役員 グループ人事戦略部長 ㈱タカラレーベン 取締役		
			2026年6月 当社取締役 兼 グループCRO 兼 グループCHRO 兼 上席執行役員 兼 グループ人事戦略部長 (現任)		

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 兼 グループCBO 兼 上席執行役員	高荒 美香	1966年8月8日生	2000年1月 当社入社 2016年6月 当社取締役 兼執行役員営業本部 営業統括グループ統括部長 兼営業推進部長 兼業務部長 2018年4月 当社取締役 兼執行役員営業本部 営業統括グループ統括部長 2019年4月 当社取締役 兼執行役員営業本部副本部長 2021年4月 当社取締役 兼執行役員事業開発推進室 室長 兼事業開発推進部 部長 2022年10月 当社執行役員 ㈱タカラレーベン 取締役 兼執行役員事業開発推進室長 兼事業開発推進部長 2024年4月 当社執行役員 グループ事業リーディング室長 ㈱タカラレーベン 取締役 兼執行役員 事業リーディング室長 兼事業リーディング部長 2025年4月 当社常務執行役員 兼グループ事業リーディング室長 ㈱タカラレーベン 取締役 2025年6月 当社常務執行役員 兼グループ事業リーディング室長 2026年4月 当社グループCBO 兼常務執行役員 2026年6月 当社取締役 兼グループCBO 兼上席執行役員 (現任)	(注) 3	192
取締役	内田 要	1954年6月14日生	1978年4月 建設省 (現国土交通省) 入省 2004年7月 国土交通省総合政策局政策課長 2005年8月 同省 総合政策局総務課長 2006年7月 同省 大臣官房総務課長 兼大臣官房審議官 (大臣官房) 2007年7月 同省 大臣官房審議官 (総合政策局) 2009年7月 同省 大臣官房総括審議官 2010年8月 同省 土地・水資源局長 2011年7月 同省 土地・建設産業局長 2012年7月 (独) 都市再生機構副理事長 2014年7月 内閣官房 内閣審議官 兼内閣官房地域活性化統合事務局長 2015年1月 内閣官房 内閣審議官 兼内閣官房地域活性化総括官 (内閣審議官 内閣官 房産業遺産の世界遺産登録推進室長) 併内閣府地方創生推進室長 2015年7月 退職 2015年11月 (一社) 不動産協会 副理事長 専務理事 2017年4月 麗澤大学 客員教授 (現任) 2023年7月 (一社) 不動産協会 顧問 (現任) 2023年7月 (一財) 土地総合研究所 理事長 2024年6月 当社取締役 (現任) 2026年6月 (一財) 土地総合研究所 シニア・フェロー (現 任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	金丸 祐子	1979年8月25日生	2006年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 森・濱田松本法律事務所 入所 2013年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2018年1月 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 2022年7月 アキュリスファーマ㈱ 社外監査役 2023年1月 外苑法律事務所 パートナー弁護士（現任） 2023年2月 B l e a f ㈱ 社外監査役 2023年6月 ㈱エーアイ 社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年7月 H E R O Z ㈱ 社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年6月 当社取締役（現任） 2025年6月 ソフトバンクグループ㈱ 社外監査役（現任）	(注) 3	—
取締役	小野 保子	1965年11月4日生	1989年4月 ㈱太陽神戸銀行（現 ㈱三井住友銀行） 入行 1997年4月 同行 金融市場営業部 部長代理 2006年11月 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe（イギリス）（現 SMBC Bank International plc） 上席部長代理 2009年12月 ㈱三井住友銀行 国際法人営業部 融資オフィサー 2010年4月 同行 国際法人営業部 グループ長 2012年4月 同行 国際法人営業部 副部長 2014年4月 SMBC SSC（マレーシア） 社長 2016年5月 ㈱三井住友銀行 総務部 上席推進役 2017年4月 同行 資産監査部 部付部長 2019年4月 SMBCコンシューマーファイナンス㈱ 顧問 2019年6月 同社 常勤監査役 ㈱SMBCモビット 非常勤監査役 2022年6月 SMBC信用保証㈱ 非常勤監査役 2023年7月 SMBCコンシューマーファイナンス㈱ 海外担当 顧問 2024年5月 イオンフィナンシャルサービス㈱ 社外監査役（現任） 2025年6月 当社取締役（現任）	(注) 3	—
取締役	矢部 延弘	1960年1月22日生	1982年4月 丸紅㈱ 入社 2006年9月 同社 食料総括部長 2009年4月 丸紅米国会社 CFO 兼 CAO 2012年4月 丸紅㈱ 執行役員 財務部長 2014年4月 同社 執行役員 経営企画部長 2016年4月 同社 代表取締役 常務執行役員 CFO、投融资委員会委員長、CSR・環境委員会委員長、IR・格付担当役員 2019年4月 同社 代表取締役 専務執行役員 CFO、投融资委員会委員長、サステナビリティ推進委員会委員長、IR・格付担当役員 2020年4月 同社 専務執行役員 欧州CIS統括 兼 丸紅欧州会社 社長 2022年4月 みずほ丸紅リース㈱ 代表取締役社長 2025年6月 東京汽船㈱ 社外取締役（現任） 2025年9月 ㈱高橋書店 取締役（現任） 2026年6月 当社取締役（現任）	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	三浦 由布子	1984年3月10日生	2005年12月 中央青山監査法人(現 PwC Japan 有限責任監査法人)入所 2008年5月 公認会計士登録 2012年2月 ノバルティスファーマ(株)入社 コーポレート経理部 2019年6月 (株)スタディスト常勤監査役 2020年6月 当社常勤監査役(現任) 2020年10月 (株)日興タカラコーポレーション(現 (株)レーベンホームビルド) 監査役 (株)タカラレーベンリアルネット 監査役 2022年3月 (株)モンスターラボホールディングス(現(株)モンスターラボ) 社外監査役 2022年6月 (株)レーベンゼストック 監査役 2022年10月 (株)タカラレーベン 監査役(現任) 2023年12月 パシフィックコンサルタンツ(株) 社外監査役(現任) 2024年5月 (株)タカラレーベンリアルネット 監査役 2025年6月 アズワン(株) 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	—
常勤監査役	定政 徹	1964年9月28日生	1988年4月 東急不動産(株) 入社 同社 デュエット事業本部 1990年4月 同社 仙台支店 1998年12月 同社 総務部 2006年4月 (株)東急総合研究所 出向 2010年4月 (株)東急住生活研究所 (現(株)東急不動産R&Dセンター) 出向 2014年4月 東急不動産(株) 監査役室 東急不動産ホールディングス(株) 監査役室 2018年4月 東急不動産(株) 監査役室長 東急不動産ホールディングス(株) 監査役室長 2020年4月 東急不動産(株) 監査役室 東急不動産ホールディングス(株) 監査役室 2026年6月 当社常勤監査役(現任) (株)タカラレーベン 監査役(現任) (株)レーベンゼストック 監査役(現任) MIRARTHアセットマネジメント(株) 監査役(現任) MIRARTH不動産投資顧問(株) 監査役(現任)	(注)5	—
非常勤監査役	渡部 彰仁	1961年12月3日生	1984年4月 (株)商工組合中央金庫 入庫 2005年7月 同金庫 福島支店長 2007年7月 同金庫 新潟支店長 2010年7月 同金庫 総務部参事役 2011年7月 同金庫 業務推進部参事役 2012年6月 同金庫 コンプライアンス統括室長 2013年12月 同金庫 与信統括部長 2015年8月 (株)商工中金経済研究所 常務執行役員 2019年4月 商工中金リース(株) 常務執行役員 2024年6月 当社非常勤監査役(現任) (株)タカラレーベン 監査役(現任) (株)レーベントラスト 監査役(現任) 2025年6月 (株)レーベンホームビルド 監査役(現任) MIRARTH不動産投資顧問(株) 監査役 2026年6月 (株)タカラレーベンリアルネット 監査役(現任)	(注)4	—
計					1,538

- (注) 1. 取締役内田要氏、金丸祐子氏、小野保子氏及び矢部延弘氏の4氏は社外取締役であります。
2. 監査役三浦由布子氏、定政徹氏及び渡部彰仁氏の3氏は社外監査役であります。
3. 2026年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2024年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 2026年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
佐々木 雅也	1966年10月15日生	1992年4月 三菱商事(株) 入社 1994年10月 同社 LNG事業第二部 1997年7月 同社 原油部 2005年12月 ペトロダイヤモンドジャパン(株) 常務取締役 2008年7月 三菱商事(株) 石油原料部 統括マネージャー 2010年5月 同社 監査部 2012年7月 同社 中東天然ガスユニット 総括マネージャー 2014年2月 同社 重電機部 部長代理 2014年4月 同社 国内電力第一部 部長代理 2015年10月 三菱商事パワー(株) 燃料総括マネージャー 2019年4月 三菱商事(株) 天然ガスグループ本部戦略企画室 2022年5月 同社 天然ガスグループ本部中東室 (株)ジャパックスガラフ 非常勤監査役 2026年6月 MIRARTHエナジーソリューションズ(株) 監査役(現任)	—

7. 当社では、執行役員制度を導入しており、執行役員は上記のほか、以下の13名であります。

執行役員	秋澤 昭一
執行役員	手島 芳貴
執行役員	吉田 正広
執行役員	原 忠行
執行役員	岩本 大志
執行役員	吉村 典彦
執行役員	横田 新哉
執行役員	駒橋 亨
執行役員	三浦 淳
執行役員	安田 健
執行役員	山本 康裕
執行役員	江間 隆一
執行役員	高木 幸子

## ② 社外役員の状況

当社は、社外取締役を4名選任しており、また、当社の監査役3名は、全員が社外監査役であります。

また、当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準を定めており、当社と人的関係及び取引関係等を有していないこと、及び東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと、並びに金融機関をはじめとする各企業での豊富な経験や実績を有すること、又は税務・会計・法律等の各専門分野において幅広い知識・見解を有していること等を基準としております。

社外取締役小野保子氏は、当社の借入先である株式会社三井住友銀行の資産監査部付部長であった経歴があり、当社の借入金額に占める同行からの借入金額の割合(2026年3月31日時点)は約25.8%であります。同社の資産監査部付部長を退任されてからすでに7年以上が経過しております。そのため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

社外監査役木村正樹氏は、当社の借入先である株式会社りそな銀行の勤務でありましたが、当社の借入金額に占める同行からの借入金額の割合(2026年3月31日時点)は約3.39%であり、また、同社を退職されてからすでに2年以上が経過していることから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

社外監査役渡部彰仁氏は、当社の借入先である株式会社商工組合中央金庫の与信統括部付部長でありましたが、当社の借入金額に占める同行からの借入金額の割合(2026年3月31日時点)は約2.16%であり、また、同社の与信統括部付部長を退任されてからすでに10年以上が経過していることから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

その他の社外取締役、社外監査役と当社との間には、人的関係及び取引関係等はありません。なお、各社外役員が所有する当社の株式数は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧」に記載しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、月次で行われている監査役会との面談を通じて、現状と課題を把握し、取締役会にて発言することとしております。

社外監査役は、監査役会が策定した監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要会議への出席を通じて必要に応じた意見を述べるなど、取締役の職務執行状況を常に監査・監督しております。重要書類の閲覧や取締役等からの聴取、主要拠点への往査といった多角的な監査活動を遂行するとともに、グループ内部監査室からの適宜の意見聴取や、会計監査人との意見交換、及び職務執行状況や財務諸表等に関する詳細な報告・説明を受けることで、実効性と効率性を兼ね備えた監査体制の構築に努めております。加えて、社内状況に精通した常勤監査役が、監査環境の整備や積極的な情報収集、内部統制システムの構築・運用状況の日常的な監視を通じて客観的な意見表明や助言を行っており、これら監査役会全体による組織的な活動によって、経営の適正性は十分に保たれているものと判断しております。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査役監査の状況

##### a. 監査役監査の組織、人員、手続

当社は監査役会設置会社であり、監査役会はいずれも独立社外役員として東京証券取引所に届けられた3名の社外監査役で構成されております。

なお、常勤監査役三浦由布子氏は公認会計士の資格を持ち、監査法人や一般事業会社にて税務・会計の分野に携わっており、また同じく常勤監査役である木村正樹氏及び非常勤監査役である渡部彰仁氏はいずれも金融機関において支店長や部長職を歴任しており、いずれも財務及び会計や組織運営等に関する知見を有しております。

また、上記監査役3名は子会社である㈱タカラレーベンの監査役を兼務しており、実質的には常勤監査役3名体制にて当社及び㈱タカラレーベン一体として監査を行っております。

##### b. 当事業年度における提出会社の監査役及び監査役会の活動状況 開催頻度、具体的な検討内容等

当社では、上記の社外監査役3名が各々の監査活動において、適法性・妥当性の観点より取締役及びその他の従業員による職務執行状況の監査を行っております。各監査役の監査結果は月1回以上開催される監査役会及び適宜開催される監査役ミーティングにて報告され議論を重ねたうえで監査報告書に集約されております。また監査に際しては、グループ内部監査室が実施する業務監査結果並びに会計監査人が実施する会計監査の内容等も聴取し、効率的かつ効果的な監査を実施しております。

監査役の具体的な活動内容は、取締役会への出席・監査役会の開催（下表参照）の他、コンプライアンス委員会・リスクマネジメント委員会（88頁参照）及び経営会議等の重要会議への出席及び意見陳述、グループ監査役会の主催や内部監査室及び会計監査人との監査報告会による情報連携と監査の実効性向上を図っております。また社内取締役や社外取締役とはそれぞれ独立して月次での面談を通じた意見交換や提言等を行っております。また各部門・拠点（各監査役が兼務する子会社の会計監査を含む）への往査により取締役や執行役員他幹部社員や従業員との面談等による状況把握を行っております。このほか稟議書や会計関連等の重要書類の閲覧と検証、更には内部通報制度（ヘルプライン）における通報窓口対応と通報事案への会社の対応状況や再発防止の実効性の検証等を中心としております。

2025年度の監査役会における具体的な検討内容（決議・協議内容）は下記に記載のとおりです。監査役会では監査の結果認識された課題等について協議を重ね、取締役会やコンプライアンス・リスクマネジメント両委員会等の場で、また代表取締役ほか幹部社員との面談等を通じて意見具申や提言を行いました。

<監査役会での決議事項、監査役ミーティングを含む主な報告・協議事項>

##### ・決議事項

監査役選任議案への同意、会計監査人の監査結果報告書の承認、常勤監査役・監査役会議長の選任、監査役報酬の決定、監査役会監査計画の作成、監査法人の監査報酬への同意、会計監査人選解任議案の決定

##### ・報告、協議事項

取締役会等の運営状況や付議事項等の適法性及び内容の確認、法定書類・開示書類等の記載内容の確認、内部通報事案等の情報共有と対応状況及び再発防止体制等、コンプライアンス・リスク管理体制のあり方、グループ子会社の業務運営状況及び親会社による統制状況等

各監査役の取締役会及び監査役会への出席状況は下記のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況	
		取締役会	監査役会
常勤監査役	三浦 由布子	17回／17回（100%）	12回／12回（100%）
常勤監査役	木村 正樹	17回／17回（100%）	12回／12回（100%）
非常勤監査役	渡部 彰仁	17回／17回（100%）	12回／12回（100%）

c. 当事業年度の重点監査項目等

当事業年度において監査役会で定めた重点監査項目は以下のとおりであります。

重点監査項目	監査のポイント
法令遵守・リスク管理体制他の内部統制システム（会社法）に関する監査	・会社法の規定に基づく内部統制システムにおける各体制の監査
財務報告に係る内部統制に関する監査	・内部統制報告書の監査 ・会計監査人の相当性判断
グループ管理機能に関する監査	・グループリスク管理体制の強化と推進 ・当社のグループ管理機能の強化に関する監査 ・当社取締役会による経営監視機能強化
中期経営計画の進捗に関する監査	・具体的施策や目標の妥当性及び進捗管理体制

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査の充実及び強化を図るため、社長直属の独立室としてグループ内部監査室（6名）を設置しております。また、「内部監査基本規程」を制定し、内部監査の計画の立案及び実施にあたっては、監査役監査、会計監査人監査との調整を充分に行い、各機能の効率的運用が図られる体制としております。また、監査役は、グループ内部監査室から監査内容を確認し適宜意見聴取を行う等、実効性と効率性のある監査体制を築くよう努めております。レポーティングラインについては、グループ内部監査室が、監査活動結果について定期的に取り締役会や監査役会へ直接報告を行う体制としており、これを運用することでグループ内部監査室と取締役・監査役の連携体制を確保しております。

③ 会計監査の状況

ア. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

イ. 継続監査期間

1999年3月期以降

ウ. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 石原 鉄也  
指定有限責任社員 業務執行社員 下川 高史

エ. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士17名、その他19名であります。

オ. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人については、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」などを参考として、会計監査人候補を総合的に評価し決定しております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役の全員の同意により、会計監査人を解任します。

同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。また、同監査法人の業務執行社員は一定期間を超えて関与することのないような措置をとっております。同監査法人とは監査契約書を締結し、当該契約書に基づいた報酬の支払いをしております。

カ. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

会計監査人の評価については、上記のとおり日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえて行っております。

監査計画並びに毎四半期決算に係る監査結果について、同監査法人から報告を受けその内容を検証するとともに主要な会計上の論点に関して質問・議論を行いました。また特に重要となる会計監査人の独立性や職務の遂行が適正に行われていることを確保するための品質管理体制については、監査法人における品質管理システムに関する説明会において、その概要及び日本公認会計士協会及び公認会計士・監査審査会（金融庁）による直近の外部レビュー結果に対するその後の改善状況等の説明を受け、特段の問題がないことを確認しました。

また会計監査人が監査を行う際に特に重要と考えた事項を監査報告書に記載する「監査上の主要な検討事項（KAM）」に関しては、監査法人が候補として選定した項目を中心に、期中に実施された経営上の諸施策が会計処理に及ぼす影響等も勘案しながら期中を通じた監査役会との協議の結果、以下の2項目に決定されました。

- ・エネルギー事業のために保有する固定資産の減損検討
- ・流動化事業における不動産の売却取引に係る収益認識

監査役会は最終的に確定したKAMに関する監査法人の決定理由と、これらの項目についての当社の対応及び監査法人の評価が適切であることを確認しました。

以上の論点に加え、期中における同監査法人と経営者や経理部門、内部監査部門その他関連する部署との連携状況についても勘案したうえで、監査法人の監査業務及び監査結果について相当であると判断するとともに、再任することを決定しております。

④ 監査報酬の内容等

ア. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	36	2	38	—
連結子会社	24	—	36	—
計	60	2	74	—

（前連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務であります。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

イ. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（グラントソントン）に属する組織に対する報酬（ア. を除く）

該当事項はありません。

ウ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

エ. 監査報酬の決定方針

当社の監査法人に対する監査報酬については、監査体制、監査日数等を勘案し監査役会との協議のうえ決定しております。

オ. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の監査報酬につきましては、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当社の規模や業務内容に照らして、監査計画の内容、監査業務の遂行状況、及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検討・協議を行い同意しております。

#### (4) 【役員の報酬等】

##### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額の決定に際しては、当社が持続的な成長を図っていくために、業績拡大及び企業価値向上に対する報奨として有効に機能することを目指しております。また、その報酬額の水準につきましては、同業他社及び同規模の企業との比較の上、当社の業績に見合った水準を設定し、業績等に対する各取締役の貢献度に基づき報酬の額を決定しており、健全かつ効率的で安定した継続企業へと結び付けることを目的としております。

役員報酬に関する具体的な基本方針の内容は、次のとおりです。

##### (i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

###### イ. 決定方針の決定方法

決定方針は、報酬諮問委員会において審議をし、取締役会に対して助言・提言をおこない、報酬諮問委員会の助言・提言内容を尊重して、取締役会が決定しております。当社は2025年6月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

###### ロ. 決定方針の内容の概要

###### a. 基本方針

当社は、役員の報酬等の額の決定に際しては、株主総会で決議された範囲内で、業績や潜在的リスク、グループ経営に対する責任度合い、中期経営計画の進捗度合い等を総合的に考慮したうえで、任意の諮問機関である報酬諮問委員会の諮問に基づき決定するものとし、業務執行取締役については報酬の一定割合を業績や各取締役の貢献度と連動させることで、持続的な成長へ向けたインセンティブとして機能するように設定し、健全かつ効率的で安定した継続企業へと結びつけるものとします。

業務執行取締役の役員報酬に関する具体的な基本方針の内容は、次のとおりとします。

- ・当社企業価値の向上に資するものであること。
- ・優秀な人材を確保、維持できる金額水準と設計であること。
- ・当社の中長期経営戦略を反映する設計であり、それを動機づけるものであること。
- ・株主や社員をはじめとしたステークホルダーに対して透明性、公正性及び合理性を備えており、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること。
- ・基本報酬に加え、業績連動を導入して設計された報酬体系に基づき決定されること。

###### b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、役位、職責、在任年数に応じて業界水準や他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案し作成された基本報酬テーブルに基づき、これを12月で等分にしたものが月例報酬として支給されます。

###### c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の計算方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬以外の報酬については、現金賞与、及び株式報酬型ストックオプションとし、当該期における業績目標やESG目標等の達成度合いに応じて支給・不支給、支給額・支給数を決定するものとします。

なお、現金賞与については、当社の当該期の業績目標が未達であっても、各業務執行取締役の管掌する部門における目標達成状況等に応じて支給することができるものとします。その目標となる業績指標は毎年設定し、環境の変化に応じて適宜見直しを行うものとします。

株式報酬型ストックオプションは、一定期間後行使可能なA種ストックオプションと、退職時行使可能なB種ストックオプションとします。

###### d. 基本報酬額・業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬の割合については、原則として、「取締役基本報酬：現金賞与：A種ストックオプション：B種ストックオプション＝5：2：2：1」とします。

個別報酬額の決定は諮問機関である報酬諮問委員会にて決定します。報酬諮問委員会は、その支払い総額を、都度取締役会にて報告します。

- (ii) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項及び当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個別報酬額については、株主総会の決議により決定された報酬の総額の範囲内で、取締役会において決議された取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に基づき、取締役会の決議により授けられた報酬諮問委員会で決定しております。取締役の個人別報酬額の決定権限を報酬諮問委員会に委任した理由は、報酬の決定についての透明性及び説明責任を強化するためです。

上記のとおり、取締役の個別報酬額については、報酬諮問委員会で決定し、その支払い総額を取締役に報告する措置を講じており、これらの手続きを経て取締役の個人別報酬額が決定されていることから、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、報酬諮問委員会の各構成員については次のとおりであります。

委員長 内田 要 (社外取締役) 委員 山岸直人 (社外取締役)  
委員 島田和一 (代表取締役 兼 グループCEO 兼 社長執行役員)

- (iii) 非金銭報酬等の内容

当社の非金銭報酬については株式報酬型ストックオプションとし、原則として当該期の業績が目標を達成する等した場合に発行いたします。なお、各業務執行取締役の業績達成評価により、株式報酬型ストックオプションの付与数、あるいは不支給を決定します。その目標となる業績指標は毎年設定し、環境の変化に応じて適宜見直しを行います。

株式報酬型ストックオプションは、一定期間後行使可能なA種ストックオプションと、退職時行使可能なB種ストックオプションであります。

- (iv) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

取締役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第45期定時株主総会において定款で定める取締役の員数(15名以内)に対し年額600百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち、社外取締役は3名)であります。また別枠で、2021年6月25日開催の第49期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額600百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は8名であります。

監査役の報酬限度額は、1999年7月16日開催の臨時株主総会において定款で定める監査役の員数(5名以内)に対し年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち、社外監査役は3名)であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	198	134	19	44	—	3
社外役員	62	62	—	—	—	7

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. スtockオプションは、割当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額であり、支給人員は取締役2名であります。

③ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額 (百万円)			
				基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金
島田 和一	127	取締役	提出会社	90	8	28	—

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動または配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社の政策保有株式の保有方針につきましては、取引関係等の円滑化を主な目的としており、株価の状況等から、保有継続の是非を判断し、保有の合理性が認められる場合に保有しております。

政策保有株式の保有の適否については、取締役会等において、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を適宜検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	8	260
非上場株式以外の株式	7	2,206

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	1	413

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
M I R A R T H 不動産投資法人 (注2)	14,385	14,385	当社が同法人のスポンサーであり、 良好な関係維持・強化を図るため保有し ております。	無
	1,244	1,237		
(株)アズパートナーズ	342,000	517,000	業界動向及び事業領域拡大のための情報 収集を目的に、2024年4月4日の当該銘 柄の上場以前より株式を保有しておりま す。 新規上場に伴い、2024年度より特定投資 株式に該当しております。	無
	714	960		
(株)筑波銀行	141,000	141,000	茨城県内のプロジェクトを中心に借入等 の銀行取引を行っており、引続き財務活 動を確保するため保有しております。	有
	80	35		
(株)武蔵野銀行	10,000	10,000	長期に及ぶ大型プロジェクトに融資いた だいております。今後も円滑な財務活動 を確保するため保有しております。	有
	62	32		
(株)横浜フィナンシャル グループ (注3)	43,280	43,280	プロジェクト融資を中心に継続的な銀行 取引を行っており、引続き円滑な財務活 動を確保するため保有しております。	無
	59	42		
(株)りそなホールディ ングス	20,000	20,000	エリアや事業に囚われない融資をいただ いており、引続き円滑な財務活動を確保 するため保有しております。	無
	34	25		
(株)東京きらぼしフィ ナンシャルグループ	1,000	1,000	東京都内を中心に新築マンション事業に 限ることなく多岐にわたる事業への融資 をいただいております。引続き円滑な財 務活動を確保するため保有しております。	無(注4)
	11	5		

- (注) 1. 定量的な保有効果については測定が困難なため記載しておりません。保有目的の合理性を検証した方法につきましては、「a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」をご参照ください。
2. タカラレーベン不動産投資法人は、2025年12月1日付でM I R A R T H不動産投資法人に商号変更しております。
3. (株)コンコルディア・フィナンシャルグループは、2025年10月1日付で(株)横浜フィナンシャルグループに商号変更しております。
4. 保有先企業は当社の株式を保有していませんが、同社子会社が当社の株式を保有しています。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

## 5 【従業員の状況等】

### (1) 【人材戦略に関する基本方針等】

#### ① 人材戦略

人材戦略につきましては、「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (4) 人的資本」をご参照ください。

#### ② 従業員の給与等の額及び内容の決定に関する方針

当社及び㈱タカラレーベンでは、パーパス及び長期ビジョンの実現に向け、従業員の給与等を企業価値向上のための最重要要素かつ人的資本投資の基盤と位置づけております。

全体の報酬水準については、急激な経済環境の変動に対処し、優秀な人材の獲得・定着及び企業競争力の強化のため、物価動向や業績動向を踏まえたベースアップや初任給の引き上げを柔軟に実施しております。

給与等は基本給と業績連動型の賞与等により構成され、年齢や勤続年数にとらわれず、企業理念の体現度(バリューズ)を測定する「行動評価」と業績目標の達成度を測る「成果評価」の2軸の評価制度をベースとして、それぞれ給与更改及び賞与に連動させて決定しております。

また、中長期的な企業価値向上への意識高揚を図るため、従業員持株会を導入しております。

基本給の改定においては、組織への高い貢献度や責任に報いるよう管理職の昇給基準に高いメリハリを利かせることで組織全体の生産性向上を促し、賞与においては個人の成果や組織へのインパクトを公正に反映することで業績向上に対するインセンティブとして機能させております。

さらに、将来の経営を牽引するマネジメント層としての適性を担保するため、管理職の昇格に際しては、客観的な「昇格アセスメント」を導入し、透明性を持った任用プロセスとしてまいります。

㈱レーベンコミュニティは、役割等級制度を採用しており、各従業員の職務における責任、経験、保有スキル、及び専門性等を総合的に勘案して基本給を決定しております。

昇給及び賞与の決定プロセスについては、透明性と公平性の高い運用を行うため、評価連動型システムを導入しており、昇給は、年1回の定期昇給において「行動評価」を実施しております。この評価では、当社グループのパーパス及び長期ビジョンの体現度(体現に向けた行動や貢献)を評価基準とし、中長期的な成長への姿勢を反映させております。年2回の賞与支給においては、「成果評価」を実施しております。会社全体の業績、及び設定した個人目標の達成度を客観的に評価し、その成果に応じて支給額を決定しております。

なお、当事業年度においては、人事制度の改定を実施いたしました。これにより、評価基準と処遇の連動性をより明確にし、従業員に対する一層の透明性と公平感のある給与設定の実現に努めております。

(2) 【従業員の状況】

① 連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
不動産事業	1,475 (112)
エネルギー事業	
アセットマネジメント事業	
その他	
合計	1,475 (112)

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 従業員数欄の( )内は外書で、臨時従業員の年間平均雇用人数(1人当たり1日8時間換算)であります。

3. 当社の企業集団は事業の種類毎の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数の事業の種類に従事しております。

② 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
33 (2)	39.1	2.6	8,311	8.5

セグメントの名称	従業員数(人)
不動産事業	33 (2)
エネルギー事業	
アセットマネジメント事業	
その他	
合計	33 (2)

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 従業員数欄の( )内は外書で、臨時従業員の年間平均雇用人員数(1人当たり1日8時間換算)であります。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 当社は事業の種類毎の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数の事業の種類に従事しております。

③ 最大人員会社の状況

ア. 当事業年度における従業員数が最も多い会社

(株)タカラレーベン

2026年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
503 (9)	36.4	7.4	8,278	4.1

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 従業員数欄の ( ) 内は外書で、臨時従業員の年間平均雇用人員数 (1人当たり1日8時間換算) であります。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

イ. 上記アの次に従業員数が多い会社

(株)レーベンコミュニティ

2026年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
392 (72)	39.9	6.7	5,547	4.8

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 従業員数欄の ( ) 内は外書で、臨時従業員の年間平均雇用人員数 (1人当たり1日8時間換算) であります。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

④ 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

- ⑤ 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

ア. 提出会社

提出会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

イ. 連結子会社

当事業年度						補足説明
名称	管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1.	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2.	労働者の男女の賃金の額の差異 (%) (注) 1.			
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
(株)タカラレーベン	12.9	100.0	76.3	76.5	125.1	(注) 3. 労働者の男女の賃金の額の差異 (注) 4.
(株)レーベンコミュニティ	18.4	75.0	69.8	67.3	50.6	(注) 3. 労働者の男女の賃金の額の差異 (注) 5.

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出しております。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出しております。

3. 対象期間:令和7事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

賃金:基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等は除きます。

正社員:出向者については、当社から社外への出向者を含み、他社から当社への出向者は除きます。

パート・有期社員:有期雇用、パートタイマー、嘱託を含み、派遣社員は除きます。

4. 労働者の男女の賃金の額の差異についての補足説明

<正社員>

正社員のうち、管理職・非管理職で区分した場合、前事業年度同様に差異は5～15%程度に縮まります。

しかしながら、女性管理職の割合が12.9%であるため、引き続き女性の登用を計画的に推進してまいります。

<パート・有期社員>

パートタイム社員と有期雇用社員が混在しているため、乖離が発生しております。

パートタイム社員と有期雇用社員を区分した場合、有期雇用社員は男性社員のみであり、パートタイム社員は乖離がありません。

5. 労働者の男女の賃金の額の差異についての補足説明

<正社員>

女性管理職の割合が18.4%であるため、女性の登用を計画的に推進してまいります。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナー等へ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	※4 48,044	※4 59,027
受取手形、売掛金及び契約資産	※1,※4 3,775	※1,※4 13,001
販売用不動産	※4,※5 53,551	※4,※5 71,397
販売用発電施設	※5 65	※5 956
仕掛販売用不動産	※4,※5 92,729	※4,※5 96,702
未成工事支出金	34	534
その他	17,359	※5 16,731
貸倒引当金	△297	△397
流動資産合計	215,263	257,954
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	33,508	47,704
減価償却累計額	△5,969	△6,375
建物及び構築物（純額）	※4,※5 27,539	※4,※5 41,328
機械装置及び運搬具	71,697	70,931
減価償却累計額	△15,380	△21,072
機械装置及び運搬具（純額）	※4 56,316	※4,※5 49,859
工具、器具及び備品	1,673	1,926
減価償却累計額	△1,070	△1,289
工具、器具及び備品（純額）	※4,※5 602	※4,※5 637
土地	※4,※5 33,826	※4,※5 38,454
リース資産	355	326
減価償却累計額	△149	△152
リース資産（純額）	205	173
建設仮勘定	※4,※5 8,711	※4,※5 3,565
有形固定資産合計	127,201	134,019
無形固定資産		
のれん	3,014	2,627
その他	※4,※5 4,881	※4,※5 5,067
無形固定資産合計	7,895	7,695
投資その他の資産		
投資有価証券	3,125	2,949
繰延税金資産	4,680	4,976
その他	※3 14,295	※3 11,879
貸倒引当金	△0	△0
投資その他の資産合計	22,100	19,805
固定資産合計	157,198	161,520
繰延資産	47	37
資産合計	372,508	419,512

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
電子記録債務	19,899	13,505
買掛金	8,514	12,187
短期借入金	※4 43,238	※4 45,180
1年内償還予定の社債	1,006	2,836
1年内返済予定の長期借入金	※4 39,462	※4 40,774
リース債務	36	36
未払法人税等	2,874	5,315
前受金	※2 7,321	※2 4,557
賞与引当金	864	931
完成工事補償引当金	891	1,050
その他	9,963	17,565
流動負債合計	134,075	143,940
固定負債		
長期借入金	※4 136,185	※4 174,661
社債	6,887	4,624
リース債務	188	154
役員退職慰労引当金	59	46
退職給付に係る負債	1,408	1,461
資産除去債務	534	659
繰延税金負債	2,773	2,365
その他	1,287	1,479
固定負債合計	149,325	185,453
負債合計	283,401	329,393
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,056	9,056
資本剰余金	8,083	8,063
利益剰余金	66,783	67,737
自己株式	△1,657	△1,611
株主資本合計	82,265	83,246
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	583	525
為替換算調整勘定	62	△97
退職給付に係る調整累計額	42	76
その他の包括利益累計額合計	688	504
新株予約権	326	363
非支配株主持分	5,826	6,004
純資産合計	89,107	90,118
負債純資産合計	372,508	419,512

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	※1 196,523	※1 214,369
売上原価	※2 154,212	※2 168,710
売上総利益	42,311	45,659
販売費及び一般管理費	※3 27,946	※3 28,009
営業利益	14,364	17,649
営業外収益		
受取利息	23	91
受取配当金	153	209
受取手数料	137	149
受取保険金	422	108
持分法による投資利益	272	232
為替差益	15	206
雑収入	315	301
営業外収益合計	1,340	1,299
営業外費用		
支払利息	3,017	4,190
匿名組合投資損失	—	96
アレンジメントフィー	—	147
雑損失	261	332
営業外費用合計	3,278	4,766
経常利益	12,427	14,182
特別利益		
段階取得に係る差益	0	—
投資有価証券売却益	—	411
負ののれん発生益	0	—
固定資産交換差益	143	—
補助金収入	—	137
違約金収入	—	120
関係会社株式売却益	—	447
特別利益合計	144	1,116
特別損失		
固定資産除却損	※4 36	※4 10
減損損失	—	※5 4,754
事務所移転費用	189	—
関係会社株式売却損	—	83
関係会社株式評価損	506	447
事業撤退損	—	182
工事補償損失	282	100
特別損失合計	1,014	5,578
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益	11,557	9,720
匿名組合損益分配額	230	267
税金等調整前当期純利益	11,326	9,452
法人税、住民税及び事業税	3,843	5,266
法人税等調整額	△815	△673
法人税等合計	3,028	4,593
当期純利益	8,298	4,859
非支配株主に帰属する当期純利益	90	100
親会社株主に帰属する当期純利益	8,207	4,758

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	8,298	4,859
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	456	△57
為替換算調整勘定	98	△159
退職給付に係る調整額	60	33
その他の包括利益合計	※ 614	※ △184
包括利益	8,913	4,675
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	8,822	4,574
非支配株主に係る包括利益	90	100

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,819	3,375	61,514	△4,066	65,643
当期変動額					
新株の発行	4,237	4,237			8,474
剰余金の配当			△2,931		△2,931
親会社株主に帰属する当期純利益			8,207		8,207
連結除外による変動額			△7		△7
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		470		2,408	2,879
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	4,237	4,707	5,268	2,408	16,622
当期末残高	9,056	8,083	66,783	△1,657	82,265

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	127	△36	△17	73	277	5,674	71,669
当期変動額							
新株の発行							8,474
剰余金の配当							△2,931
親会社株主に帰属する当期純利益							8,207
連結除外による変動額							△7
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							2,879
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	456	98	60	614	49	151	816
当期変動額合計	456	98	60	614	49	151	17,438
当期末残高	583	62	42	688	326	5,826	89,107

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,056	8,083	66,783	△1,657	82,265
当期変動額					
剰余金の配当			△3,804		△3,804
親会社株主に帰属する当期純利益			4,758		4,758
連結除外による変動額			0		0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△9			△9
自己株式の処分		△10		45	35
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△19	954	45	980
当期末残高	9,056	8,063	67,737	△1,611	83,246

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	583	62	42	688	326	5,826	89,107
当期変動額							
剰余金の配当							△3,804
親会社株主に帰属する当期純利益							4,758
連結除外による変動額							0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△9
自己株式の処分							35
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△57	△159	33	△184	36	178	30
当期変動額合計	△57	△159	33	△184	36	178	1,010
当期末残高	525	△97	76	504	363	6,004	90,118

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	11,326	9,452
減価償却費	5,965	6,632
減損損失	—	4,754
事務所移転費用	189	—
関係会社株式評価損	506	447
事業撤退損	—	182
のれん償却額	405	316
負ののれん発生益	△0	—
補助金収入	—	△137
違約金収入	—	△120
引当金の増減額 (△は減少)	305	325
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	154	85
受取利息及び受取配当金	△177	△300
受取保険金	△422	△108
株式報酬費用	293	71
支払利息	3,017	4,190
固定資産交換差益	△143	—
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△411
関係会社株式売却損益 (△は益)	—	△364
売上債権の増減額 (△は増加)	4,567	△9,226
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△12,926	△8,568
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,308	△2,829
前受金の増減額 (△は減少)	△1,845	△2,763
預り金の増減額 (△は減少)	616	6,829
その他	1,734	4,094
小計	14,875	12,553
利息及び配当金の受取額	162	292
利息の支払額	△3,115	△4,394
法人税等の支払額	△4,467	△2,962
保険金の受取額	422	108
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,877	5,597
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△194	—
定期預金の払戻による収入	230	—
有形固定資産の取得による支出	△21,010	△31,836
有形固定資産の売却による収入	2	4
無形固定資産の取得による支出	△1,079	△607
短期貸付金の純増減額 (△は増加)	—	200
関係会社株式の取得による支出	△1,723	△754
関係会社株式の売却による収入	—	609
投資有価証券の取得による支出	△0	—
投資有価証券の売却による収入	—	413
会員権の取得による支出	△35	△17
連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による支出	※3 △1,168	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による収入	102	—
その他	71	64
投資活動によるキャッシュ・フロー	△24,807	△31,923

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	17,618	4,232
長期借入れによる収入	74,604	102,879
長期借入金の返済による支出	△76,309	△65,460
社債の発行による収入	876	623
社債の償還による支出	△2,806	△1,056
リース債務の返済による支出	△35	△37
株式の発行による収入	8,474	—
自己株式の処分による収入	2,634	—
自己株式の取得による支出	△0	—
非支配株主への払戻による支出	—	△21
配当金の支払額	△2,928	△3,801
非支配株主への配当金の支払額	△83	△177
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,042	37,180
現金及び現金同等物に係る換算差額	10	17
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	5,123	10,872
現金及び現金同等物の期首残高	41,884	47,008
現金及び現金同等物の期末残高	※1 47,008	※1 57,881

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 25社

主要な連結子会社の名称

株式会社タカラレーベン

株式会社レーベンコミュニティ

株式会社レーベンホームビルド

株式会社タカラレーベンリアルネット

株式会社レーベンゼストック

株式会社レーベントラスト

Takara Leben (Thailand) Co.,Ltd.

MIRARTHエナジーソリューションズ株式会社

MIRARTHアセットマネジメント株式会社

MIRARTH不動産投資顧問株式会社

レーベンソーラー千葉山武合同会社は、清算終了したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

#### (2) 非連結子会社の数

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度まで非連結子会社であった合同会社RS他2社は、清算終了したことに伴い、当連結会計年度より非連結子会社から除外しております。

#### (3) 開示対象特別目的会社

開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、連結財務諸表「注記事項（開示対象特別目的会社関係）」に記載しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連会社数 8社

主要な持分法適用会社の名称

港合同会社

OLI Property Ventures Inc. は、株式を取得したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

Wise Estate 3 Co.,Ltd. 及びWise Estate 10 Co.,Ltd. は、当社保有持分を売却したため、当連結会計年度より持分法の適用の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社数

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度まで持分法を適用しない非連結子会社であった合同会社RS他2社は、清算終了したことに伴い、当連結会計年度より非連結子会社から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 12社、5月末日 1社、8月末日 1社、9月末日 1社、12月末日 8社、1月末日 2社

(2) 連結財務諸表作成にあたっては、決算日が連結決算日と異なる連結子会社については、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を使用しております。仮決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

a. 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

b. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### ② 棚卸資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、連結子会社が保有する発電所については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～25年

#### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### ④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

#### ③ 完成工事補償引当金

自社施工建築物等の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用に備えるため、過去の自社施工建築物に係る補修費等の実績を基準として計上しております。

#### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づき当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。

#### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として6年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。

#### ③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

#### ④ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ① 不動産事業

##### a. 新築分譲マンション事業

新築分譲マンション事業は、マンションの各分譲住戸を一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産販売契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

取引価格は、不動産売買契約により決定され、当該契約では通常、引渡日は売買代金全額を受領日と同日としているため、物件引渡しと同時に売買代金の支払いを受けております。

##### b. 流動化事業

流動化事業は、賃貸レジデンス、オフィスビル等を取得し、リーシング並びにリノベーション等により資産価値を高めた後、事業会社等へ販売する事業であります。

流動化事業における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、上記の新築分譲マンション事業と同様であります。

##### c. 不動産管理事業

不動産管理事業は、マンションの管理等を行っている事業であり、顧客との契約内容に基づき受託業務を提供する義務を負っております。当該履行義務は業務が行われた時点で充足されるものであり、当該時点において収益を計上しております。

② エネルギー事業

エネルギー事業は、稼働済み発電施設の売却収入及び発電施設の売電収入による事業であります。

稼働済み発電施設の売却収入における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、上記の新築分譲マンション事業と同様であります。また、発電施設の売電収入については、売電契約に基づき、主として顧客への引渡時点において収益を計上しております。

③ アセットマネジメント事業

アセットマネジメント事業は、MIRARTH不動産投資法人等に対するアセットマネジメント業務を提供する事業であり、顧客との契約に基づき運用等を行う義務を負っております。当該履行義務は業務が提供される一定の期間にわたり充足されるものであり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を計上しております。また、運用資産の取得・譲渡に係る業務の履行義務は、受入れ又は引渡される一時点で充足されるものであり、当該受入又は引渡時点において収益を計上しております。

④ その他事業

その他事業は、主に建設の請負事業であり、顧客との建物請負工事契約に基づき、建設工事を行う義務を負っております。当該建物請負工事契約においては、当社グループの義務の履行により資産が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるものであります。よって建設の請負事業においては工事の進捗度に応じて収益を計上しております。なお、進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足における企業の進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法によっております。

取引価格は建物請負工事契約により決定され、当該契約では通常、引渡日は請負代金全額の受領と同日としているため、建物引渡しと同時に請負代金の支払いを受けております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、投機的目的の取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、15年以内の均等償却を行っております。

ただし、金額の僅少なものについては発生年度に一括で償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等については、発生連結会計年度の期間費用としております。

(重要な会計上の見積り)

・固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に減損損失として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
機械装置及び運搬具	一百万円	1,254百万円
土地	—	12
建設仮勘定	—	2,806
のれん	—	69
長期前払費用（投資その他の資産の「その他」）	—	610
計	—	4,754

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、資産を使用することでキャッシュを生み出す最小の単位として個別の物件単位にグルーピングを行っております。

この各資産グループについては、当連結会計年度において「(連結損益計算書関係) ※5 減損損失」に記載しているように、不動産鑑定士による鑑定評価額等又は使用価値を回収可能価額として、減損損失4,754百万円を認識しております。この鑑定評価額等は、各資産グループの事業計画を基に周辺環境等を総合的に勘案し算定しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを基に算定しております。当該将来キャッシュ・フローは、関連する会社の経営会議等によって承認された収支計画に基づき見積りを行っております。収支計画の見積りに当たり、エネルギー事業においては、売電収入の基礎となる売電量見込み及び売電単価、使用期間、インフレ率並びに中長期エネルギー事業戦略による事業の拡大による運営の効率化等を踏まえて算定しております。なお、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスとなる資産については、回収可能価額を零として評価しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。



(連結貸借対照表関係)

※1 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
売掛金	174百万円	11,360百万円
完成工事未収入金	765	—
契約資産	2,834	1,399

※2 前受金のうち、契約負債の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
契約負債	7,143百万円	4,259百万円

※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
投資その他の資産 その他(非連結子会社 及び関連会社株式)	6,283百万円	4,737百万円

※4 担保に供している資産及びこれに対応する債務は以下のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
現金及び預金	536百万円	643百万円
受取手形、売掛金及び契約資産	979	1,031
販売用不動産	40,256	49,214
仕掛販売用不動産	79,994	87,835
建物及び構築物	21,385	38,188
機械装置及び運搬具	48,442	46,595
工具、器具及び備品	97	158
土地	24,293	25,463
建設仮勘定	5,298	2,454
その他(無形固定資産)	3,875	3,875
計	225,160	255,459

(2) 上記に対する債務

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
短期借入金	35,320百万円	39,348百万円
1年内返済予定の長期借入金	35,448	34,963
長期借入金	124,698	149,522
計	195,467	223,834

## ※5 資産の保有目的の変更

前連結会計年度（2025年3月31日）

保有不動産の一部を転売から事業用資産等へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において販売用不動産162百万円、仕掛販売用不動産9百万円を建物及び構築物9百万円、土地162百万円に振替えております。

また、保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物5,135百万円、工具、器具及び備品7百万円、土地4,525百万円、建設仮勘定40百万円、ソフトウェア0百万円（無形固定資産の「その他」）を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えております。なお、当該資産の一部は当連結会計年度において売却しており、販売用不動産に振替えた9,654百万円のうち、4,701百万円を売上原価に計上しております。

そのほか、メガソーラー発電施設の一部を転売に保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において土地6百万円、建設仮勘定51百万円を販売用発電施設に振替えております。なお、当該資産は当連結会計年度において売却しており、57百万円を売上原価に計上しております。

当連結会計年度（2026年3月31日）

保有不動産の一部を転売から事業用資産等へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において仕掛販売用不動産26百万円を建物及び構築物6百万円、土地20百万円に振替えております。

また、保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物5,717百万円、工具、器具及び備品27百万円、土地4,485百万円、建設仮勘定323百万円、借地権（無形固定資産の「その他」）261百万円を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えております。なお、当該資産の一部は当連結会計年度において売却しており、販売用不動産に振替えた10,774百万円のうち、3,977百万円を売上原価に計上しております。

そのほか、メガソーラー発電施設の一部を転売に保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において前払費用（流動資産の「その他」）53百万円、建物及び構築物48百万円、機械装置及び運搬具742百万円、土地112百万円、建設仮勘定0百万円を販売用発電施設に振替えております。なお、当該資産の一部は当連結会計年度において売却しており、販売用発電施設に振替えた957百万円のうち、0百万円を売上原価に計上しております。

## 6 偶発債務（保証債務）

金融機関からの借入に対する保証債務

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
当社グループ顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する連帯保証債務	18,582百万円	15,026百万円
WISE ESTATE 3 Co., Ltd.	47	—
WISE ESTATE 13 Co., Ltd.	614	1,119
MT Residences One Co., Ltd.	—	595
計	19,244	16,741

7 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関60社（前連結会計年度59社）と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
当座貸越極限度額及び貸出コミットメントの総額	90,728百万円	107,602百万円
借入実行残高	55,521	62,534
差引額	35,207	45,068

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う、簿価切下げ後（洗替）の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
67百万円	504百万円

※3 販売費に属する費用のおおよその割合は前連結会計年度33%、当連結会計年度30%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前連結会計年度67%、当連結会計年度70%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
広告宣伝費	5,416百万円	4,500百万円
販売促進費	2,811	2,452
給料手当	5,050	5,430
賞与引当金繰入額	1,174	1,239
退職給付費用	227	269
役員退職慰労引当金繰入額	1	—
租税公課	2,900	3,362
貸倒引当金繰入額	19	100

(表示方法の変更)

「租税公課」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より販売費及び一般管理費のうち主要な費目として表示しております。なお、この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度におきましても主要な費目として表示しております。

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物及び構築物	34百万円	9百万円
工具、器具及び備品	0	0
その他（無形固定資産）	0	—
計	36	10

※5 減損損失

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社グループは、当連結会計年度において、発電施設の収益性の低下等により、以下の資産又は資産グループについて減損損失（4,754百万円）を計上しております。

用途	種類	場所	金額(百万円)
発電施設	建設仮勘定等	宮崎県延岡市	3,401
	機械装置及び運搬具等	鹿児島県曾於郡大崎町等	1,353
合計			4,754

また、科目別の内訳は、機械装置及び運搬具1,254百万円、土地12百万円、建設仮勘定2,806百万円、のれん69百万円、長期前払費用（投資その他の資産の「その他」）610百万円であります。

当社グループは、発電施設については個別の物件単位にグルーピングを行っております。

回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額については不動産鑑定士による鑑定評価額等を基準に評価し、使用価値については将来キャッシュ・フローを4%で割り引いて算出しており、将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては、回収可能価額を零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	665百万円	292百万円
組替調整額	—	△411
法人税等及び税効果調整前	665	△118
法人税等及び税効果額	△208	60
その他有価証券評価差額金	456	△57
為替換算調整勘定：		
当期発生額	98	△159
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	—	—
組替調整額	73	63
法人税等及び税効果調整前	73	63
法人税等及び税効果額	△13	△29
退職給付に係る調整額	60	33
その他の包括利益合計	614	△184

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1.	121,000,000	19,300,000	—	140,300,000
合計	121,000,000	19,300,000	—	140,300,000
自己株式				
普通株式 (注) 2. 3.	10,902,707	1	6,458,300	4,444,408
合計	10,902,707	1	6,458,300	4,444,408

(注) 1. 普通株式の発行済株式の総数の増加19,300,000株は、公募による新株の発行による増加16,000,000株及び第三者割当による新株の発行による増加3,300,000株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少6,458,300株は、公募による自己株式の処分による減少6,000,000株及びストック・オプションの行使による減少458,300株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	326
合計		—	—	—	—	—	326

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,981	18	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	949	7	2024年9月30日	2024年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,124	利益剰余金	23	2025年3月31日	2025年6月27日

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	140,300,000	—	—	140,300,000
合計	140,300,000	—	—	140,300,000
自己株式				
普通株式 (注)	4,444,408	—	123,000	4,321,408
合計	4,444,408	—	123,000	4,321,408

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少123,000株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	363
合計		—	—	—	—	—	363

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,124	23	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月10日 取締役会	普通株式	679	5	2025年9月30日	2025年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次の剰余金の配当に関する事項は、2026年6月25日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,175	利益剰余金	16	2026年3月31日	2026年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	48,044百万円	59,027百万円
顧客からの預り金	△1,035	△1,146
現金及び現金同等物	47,008	57,881

2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
保有不動産の保有目的の変更により販売用不動産及び仕掛販売用不動産から固定資産に振替えた金額	171百万円	26百万円
保有不動産の保有目的の変更により固定資産から販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えた金額	9,708	10,816
保有不動産の保有目的の変更により固定資産から販売用発電施設に振替えた金額	57	957

※3 株式等の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

株式等の取得により新たに連結子会社となった会社の連結開始時の資産及び負債の内訳並びに出資のための収入(純額)及び支出(純額)との関係は次のとおりです。

津軽パワー株式会社

流動資産	384 百万円
固定資産	4,489
流動負債	△35
固定負債	△3,349
子会社株式の取得価額	1,489
現金及び現金同等物	△320
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による支出	△1,168

乙部風力開発合同会社

流動資産	815 百万円
子会社株式の取得価額	815
現金及び現金同等物	△815
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による支出	—

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

統括業務施設(「建物及び構築物」、「工具、器具及び備品」)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

統括業務施設における工具、器具及び備品及び車両運搬具であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年内	71	64
1年超	88	85
合計	160	150

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、販売計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関から調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達であり、返済及び償還期間は主として3年以内であります。

借入金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。ヘッジの有効性の評価方法は、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、各事業部門並びに管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金及び社債については、各金融機関ごとの金利の一覧表を作成し、金利状況をモニタリングしております。また、営業債務及び借入金等は、当社財務部にて資金計画表を作成する等の方法により資金管理をしております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めたデリバティブ管理規程に基づき管理をしております。連結子会社についても、当社のデリバティブ管理規程に準じて、管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行出来なくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「短期貸付金（流動資産の「その他」）」「電子記録債務」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券 (*1)	2,809	2,809	—
資産計	2,809	2,809	—
(2) リース債務 (流動)	36	36	—
(3) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	175,647	176,558	911
(4) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	7,894	7,763	△131
(5) リース債務 (固定)	188	177	△11
負債計	183,767	184,536	769
デリバティブ取引 (*2)	—	—	—

当連結会計年度（2026年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券 (*1)	2,688	2,688	—
資産計	2,688	2,688	—
(2) リース債務 (流動)	36	36	—
(3) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	215,436	215,592	156
(4) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	7,460	7,244	△216
(5) リース債務 (固定)	154	141	△13
負債計	223,088	223,014	△73
デリバティブ取引 (*2)	—	—	—

(\*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
非上場株式	316	260

(\*2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含まれております。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	48,044	—	—	—
受取手形及び売掛金	174	—	—	—
短期貸付金	450	—	—	—
合計	48,669	—	—	—

当連結会計年度（2026年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	59,027	—	—	—
受取手形及び売掛金	8,356	—	—	—
短期貸付金	250	—	—	—
合計	67,634	—	—	—

2. 短期借入金、長期借入金、社債及びリース債務の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	43,238	—	—	—	—	—
長期借入金	39,462	35,376	35,368	13,390	10,204	41,846
社債	1,006	2,736	3,265	886	—	—
リース債務	36	36	34	31	31	54
合計	83,744	38,149	38,667	14,308	10,235	41,900

当連結会計年度（2026年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	45,180	—	—	—	—	—
長期借入金	40,774	54,869	45,360	12,975	24,198	37,257
社債	2,836	3,365	100	1,009	150	—
リース債務	36	35	32	31	31	23
合計	88,828	58,270	45,493	14,017	24,379	37,281

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
前連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	2,809	—	—	2,809
資産計	2,809	—	—	2,809

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	2,688	—	—	2,688
資産計	2,688	—	—	2,688

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
前連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務（流動）	—	36	—	36
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	176,558	—	176,558
社債（1年内償還予定の社債を含む）	—	7,763	—	7,763
リース債務（固定）	—	177	—	177
負債計	—	184,536	—	184,536

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務（流動）	—	36	—	36
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	215,592	—	215,592
社債（1年内償還予定の社債を含む）	—	7,244	—	7,244
リース債務（固定）	—	141	—	141
負債計	—	223,014	—	223,014

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定の社債を含む）

当社の発行する社債、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、一部の長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含まれております（上記「長期借入金」参照）。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	1,115	79	1,035
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	1,115	79	1,035
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	9	14	△4
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	1,684	1,880	△195
	小計	1,694	1,894	△200
合計		2,809	1,974	835

当連結会計年度 (2026年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	980	77	903
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	980	77	903
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	13	14	△1
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	1,694	1,880	△186
	小計	1,707	1,894	△187
合計		2,688	1,972	716

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2026年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	413	411	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	413	411	—

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について506百万円 (関係会社株式506百万円) 減損処理を行っております。  
当連結会計年度において、有価証券について447百万円 (関係会社株式447百万円) 減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
前連結会計年度 (2025年3月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度 (2026年3月31日)  
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
金利関連  
前連結会計年度 (2025年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	39,785	39,785	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (2026年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	33,291	30,430	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度及び中小企業退職金共済制度を併用しております。なお、当社及び一部の連結子会社が採用する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 ((2) に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,215百万円	1,243百万円
勤務費用	191	180
利息費用	13	22
数理計算上の差異の発生額	△65	△71
退職給付の支払額	△110	△126
退職給付債務の期末残高	1,243	1,249

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	99百万円	164百万円
退職給付費用	63	74
退職給付の支払額	△27	△16
中小企業退職金共済制度への拠出額	△10	△11
吸収分割に伴う増加額	39	—
退職給付に係る負債の期末残高	164	211

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	1,448百万円	1,504百万円
中小企業退職金共済制度による支給見込額	△39	△43
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,408	1,461

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	191百万円	180百万円
利息費用	13	22
数理計算上の差異の費用処理額	8	△7
簡便法で計算した退職給付費用	53	63
確定給付制度に係る退職給付費用	265	258

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目 (法人税等及び税効果控除前) の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
数理計算上の差異	△73百万円	△63百万円
合計	△73	△63

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
未認識数理計算上の差異	△48百万円	△111百万円
合 計	△48	△111

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
割引率	1.75～1.87 %	2.57～2.68 %
予想昇給率	2.34～2.46	2.34～2.46

3. 確定拠出制度

当社グループの確定拠出型年金制度への要拠出額は、前連結会計年度1百万円、当連結会計年度6百万円であります。

また、当社グループの中小企業退職金共済制度への要拠出額は、前連結会計年度10百万円、当連結会計年度11百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
販売費及び一般管理費	293	71

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回B種新株予約権	第2回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 1名	当社取締役 7名 当社執行役員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1, 2	普通株式 130,000株	普通株式 120,400株
付与日	2012年7月9日	2013年5月14日
権利確定条件	原則として当社グループの取締役及び執行役員の内いずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社グループの取締役及び執行役員の内いずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2012年7月10日 至 2052年7月9日	自 2013年5月15日 至 2053年5月14日

	第3回B種新株予約権	第4回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 2名	当社取締役 7名 当社執行役員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 129,200株	普通株式 133,600株
付与日	2014年5月13日	2015年7月14日
権利確定条件	原則として当社グループの取締役及び執行役員の内いずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社グループの取締役及び執行役員の内いずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2014年5月14日 至 2054年5月13日	自 2015年7月15日 至 2055年7月14日

	第5回B種新株予約権	第6回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 2名	当社取締役 6名 当社執行役員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 125,200株	普通株式 128,000株
付与日	2016年5月10日	2017年7月11日
権利確定条件	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2016年5月11日 至 2056年5月10日	自 2017年7月12日 至 2057年7月11日

	第7回B種新株予約権	第8回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 7名	当社取締役 7名 当社執行役員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 164,000株	普通株式 156,000株
付与日	2018年8月28日	2019年7月30日
権利確定条件	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2018年8月29日 至 2058年8月28日	自 2019年7月31日 至 2059年7月30日

	第9回B種新株予約権	第10回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 5名	当社取締役 7名 当社執行役員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 159,600株	普通株式 158,100株
付与日	2020年8月1日	2021年7月31日
権利確定条件	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2020年8月2日 至 2060年8月1日	自 2021年8月1日 至 2061年7月31日

	第11回B種新株予約権	第12回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 7名	当社取締役 2名 子会社の取締役 6名 子会社の執行役員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 188,000株	普通株式 176,700株
付与日	2022年8月23日	2023年8月1日
権利確定条件	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2022年8月24日 至 2062年8月23日	自 2023年8月2日 至 2063年8月1日

	第13回B種新株予約権	第14回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社執行役員 1名 グループ会社の取締役 8名 グループ会社の執行役員 5名	当社取締役 2名 当社執行役員 2名 グループ会社の取締役 21名 グループ会社の執行役員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 150,300株	普通株式 304,400株
付与日	2024年7月30日	2025年8月26日
権利確定条件	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2024年7月31日 至 2064年7月30日	自 2025年8月27日 至 2065年8月26日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2013年7月1日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回B種 新株予約権	第2回B種 新株予約権	第3回B種 新株予約権	第4回B種 新株予約権	第5回B種 新株予約権	第6回B種 新株予約権	第7回B種 新株予約権	第8回B種 新株予約権
権利確定前 (株)								
前連結会計年度末	30,400	28,000	27,600	32,000	32,000	76,000	84,000	84,000
付与	—	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	12,000	12,000	12,000
未確定残	30,400	28,000	27,600	32,000	32,000	64,000	72,000	72,000
権利確定後 (株)								
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	12,000	12,000	12,000
権利行使	—	—	—	—	—	12,000	12,000	12,000
失効	—	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—	—	—	—

	第9回B種 新株予約権	第10回B種 新株予約権	第11回B種 新株予約権	第12回B種 新株予約権	第13回B種 新株予約権	第14回B種 新株予約権
権利確定前 (株)						
前連結会計年度末	119,600	135,200	163,700	170,800	150,300	—
付与	—	—	—	—	—	304,400
失効	—	—	—	—	—	10,600
権利確定	12,000	17,900	18,000	19,500	19,600	—
未確定残	107,600	117,300	145,700	151,300	130,700	293,800
権利確定後 (株)						
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—
権利確定	12,000	17,900	18,000	19,500	19,600	—
権利行使	12,000	17,900	18,000	19,500	19,600	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—	—

(注) 2013年7月1日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第1回B種 新株予約権	第2回B種 新株予約権	第3回B種 新株予約権	第4回B種 新株予約権	第5回B種 新株予約権	第6回B種 新株予約権	第7回B種 新株予約権	第8回B種 新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—	383	383	383
付与日における公正な 評価単価 (円)	128	306	186	472	480	316	253	290

	第9回B種 新株予約権	第10回B種 新株予約権	第11回B種 新株予約権	第12回B種 新株予約権	第13回B種 新株予約権	第14回B種 新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	383	383	383	385	384	—
付与日における公正な 評価単価 (円)	228	241	262	321	342	243

(注) 権利行使価格は、1株当たりの金額を記載しております。なお、2013年7月1日付株式分割（1株につき4株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第14回B種新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式  
② 主な基礎数値及び見積方法

	第14回B種新株予約権
株価変動性 (注) 1	33.8%
予想残存期間 (注) 2	11.3年
予想配当率 (注) 3	4.37%
無リスク利率 (注) 4	1.778%

(注) 1. 2014年4月23日から2025年8月25日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 新株予約権者の予想残存勤務年数の加重平均値を使用しております。

3. 直近10年間の配当実績に基づき算定しております。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債利回りに基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	271百万円	300百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	93	125
販売用不動産評価損否認	79	232
会員権評価損否認	34	34
退職給付に係る負債損金算入限度超過額	483	521
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	20	16
減価償却損金算入限度超過額	0	0
減損損失否認	488	1,740
繰延消費税等	280	438
未払事業税等	213	343
投資有価証券強制評価減否認	3	5
資産除去債務否認	82	102
税務上の繰越欠損金	387	373
税務繰延資産	373	458
完成工事補償引当金損金算入限度超過額	122	142
新株予約権	102	114
工事補償損失否認	152	188
分割承継法人株式	299	299
連結上の未実現利益の消去に係る税効果	25	240
譲渡損益調整勘定	116	11
関係会社株式評価損否認	—	234
子会社株式評価損否認	—	163
その他	81	149
繰延税金資産小計	3,713	6,236
評価性引当額(注)	△848	△2,758
繰延税金資産合計	2,864	3,477
繰延税金負債		
合併受入資産評価差額	△551	—
その他有価証券評価差額金	△316	△251
譲渡損益調整勘定	△20	△489
その他	△68	△125
繰延税金負債合計	△957	△866
繰延税金資産(△は負債)の純額	1,906	2,611

(注) 評価性引当額の変動の主な内容は、繰延税金資産の回収可能性の判断において企業の分類を変更したことによる評価性引当額の増加であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
評価性引当額の増減	△1.0	5.9
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.6	△0.0
住民税均等割	0.2	0.2
子会社税率差異	0.3	0.3
のれん償却額	1.1	1.0
子会社清算に伴う税務上の繰越欠損金の引継ぎ	—	0.2
減損損失	—	13.9
連結修正による影響	△1.8	△2.4
その他	△3.7	△1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.7	48.6

(資産除去債務関係)

当社グループは、貸事務所用土地の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務については、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）及び賃貸用のマンション等を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は748百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は73百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	31,045	29,989
期中増減額	△1,056	18,079
期末残高	29,989	48,069
期末時価	33,538	58,549

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は不動産取得(8,644百万円)であり、主な減少額は販売用不動産及び仕掛販売用不動産への振替(9,546百万円)、減価償却費(367百万円)であります。当連結会計年度の主な増加額は不動産取得(23,700百万円)であり、主な減少額は販売用不動産及び仕掛販売用不動産への振替(9,335百万円)、減価償却費(581百万円)であります。
3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額等に基づく金額によっております。
4. 建設中の資産については、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。なお、建設中の資産の前連結会計年度及び当連結会計年度の連結貸借対照表計上額は、それぞれ4,873百万円及び2,596百万円です。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	8,220百万円	2,834百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,834	11,360
契約負債（期首残高）	8,994	7,143
契約負債（期末残高）	7,143	4,259

契約負債は、主に、不動産事業における不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う一般消費者である顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、6,285百万円であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、6,083百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、不動産事業における不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しに関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	16,823百万円	18,219百万円
1年超2年以内	33,455	24,020
2年超3年以内	207	7,456
合計	50,485	49,696

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、マンション分譲を中心に事業活動をしております。なお、「不動産事業」、「エネルギー事業」及び「アセットマネジメント事業」を報告セグメントとしております。

「不動産事業」は、コア事業である新築分譲マンション事業のほか、新築戸建分譲、マンションのリニューアル・リセール、レジデンスやオフィス等の収益不動産の売却を行う流動化事業、不動産賃貸事業、不動産管理事業等を行っております。

「エネルギー事業」は、太陽光をはじめとした風力、バイオマス等の再生可能エネルギーで発電した電力を電力会社に売却し、安定収入を得る事業を行っております。

「アセットマネジメント事業」は、当社グループに蓄積された不動産、再生可能エネルギーに関する豊富な専門知識・ノウハウ・ネットワークを活用し、J-REIT及び私募ファンド等の運用を受託し、優良な投資機会と堅実な資産管理サービスの提供を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ後の価額で評価しております。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	不動産事業	エネルギー 事業	アセットマ ネジメント 事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	169,435	9,921	1,162	180,519	6,927	187,446
その他の収益	9,077	—	—	9,077	—	9,077
外部顧客への売上高	178,512	9,921	1,162	189,596	6,927	196,523
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	178,512	9,921	1,162	189,596	6,927	196,523
セグメント利益又は損失（△）	13,130	1,110	268	14,509	△144	14,364
セグメント資産	204,206	114,317	2,528	321,052	5,912	326,965
セグメント負債	177,441	121,844	291	299,577	2,622	302,199
その他の項目						
減価償却費	440	4,479	11	4,930	89	5,020
のれんの償却額	19	—	—	19	—	19
支払利息	1,418	1,338	0	2,757	6	2,763
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	12,259	8,600	102	20,961	48	21,010

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設事業やホテル運営事業等を含んでおります。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	不動産事業	エネルギー 事業	アセットマ ネジメント 事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	185,757	11,465	1,226	198,449	9,231	207,681
その他の収益	6,688	—	—	6,688	—	6,688
外部顧客への売上高	192,446	11,465	1,226	205,138	9,231	214,369
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	192,446	11,465	1,226	205,138	9,231	214,369
セグメント利益	15,552	1,619	242	17,415	233	17,649
セグメント資産	248,862	106,762	2,746	358,371	6,519	364,890
セグメント負債	218,797	118,124	317	337,238	3,938	341,176
その他の項目						
減価償却費	656	4,717	16	5,390	73	5,464
のれんの償却額	—	—	—	—	—	—
支払利息	2,323	1,522	0	3,845	40	3,886
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	28,718	2,871	14	31,604	19	31,623

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設事業やホテル運営事業等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	189,596	205,138
「その他」の区分の売上高	6,927	9,231
セグメント間取引消去	—	—
連結財務諸表の売上高	196,523	214,369

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	14,509	17,415
「その他」の区分の利益	△144	233
セグメント間取引消去	—	—
のれんの償却額	—	—
連結財務諸表の営業利益	14,364	17,649

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	321,052	358,371
「その他」の区分の資産	5,912	6,519
本社管理部門に対する債務の相殺消去	△59,419	△63,682
全社資産（注）	104,961	118,304
連結財務諸表の資産合計	372,508	419,512

（注）全社資産は、報告セグメントに帰属しない資産であります。主なものは、現金及び預金、管理部門にかかる資産及び繰延税金資産等であります。

（単位：百万円）

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	299,577	337,238
「その他」の区分の負債	2,622	3,938
本社管理部門に対する債務の相殺消去	△42,725	△45,944
全社負債（注）	23,926	34,161
連結財務諸表の負債合計	283,401	329,393

（注）全社負債は、報告セグメントに帰属しない負債であります。主なものは、借入金等であります。

（単位：百万円）

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	4,930	5,390	89	73	945	1,168	5,965	6,632
のれんの償却額	19	—	—	—	386	316	405	316
支払利息	2,757	3,845	6	40	253	304	3,017	4,190
有形固定資産及び無形固定資産の増加額(注)	20,961	31,604	48	19	660	738	21,670	32,362

（注）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、報告セグメントに配分していないのれんの発生額、本社建物等の設備投資額及びセグメント間取引の消去額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産事業	エネルギー事業	アセットマネジメント事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	4,754	—	—	—	4,754

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産事業	エネルギー事業	アセットマネジメント事業	その他	全社・消去(注)	合計
当期償却額	19	—	—	—	386	405
当期末残高	—	—	—	—	3,014	3,014

(注) 全社・消去の金額は、報告セグメントに帰属しない全社ののれんに係る償却額及び未償却残高であります。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産事業	エネルギー事業	アセットマネジメント事業	その他	全社・消去(注)	合計
当期償却額	—	—	—	—	316	316
当期末残高	—	—	—	—	2,627	2,627

(注) 全社・消去の金額は、報告セグメントに帰属しない全社ののれんに係る償却額及び未償却残高であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

「その他」において、レーベンホテルズ株式会社の株式を取得し連結子会社としたことにより、0百万円の負ののれん発生益を計上しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（開示対象特別目的会社関係）

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社グループは、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、不動産の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、当社グループは不動産（信託受益権を含む）を特別目的会社（合同会社）に譲渡し、特別目的会社が当該不動産を裏付けとして借入等によって調達した資金を売却代金として受領しております。特別目的会社に対しては、匿名組合契約を締結し、当該契約に基づき出資を実施しております。なお、当社グループは議決権のある出資等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
特別目的会社数	1社	1社
直近の決算日における資産総額（単純合算）	3,201百万円	2,859百万円
負債総額（単純合算）	2,539百万円	2,189百万円

2. 特別目的会社との取引金額等

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	主な取引の金額又は 当連結会計年度末残高 (百万円)	主な損益	
		項目	金額（百万円）
譲渡した不動産	2,847	売却益	216
匿名組合出資金	142	—	—

(注) 1. 譲渡した不動産に係る取引金額は、譲渡時点の譲渡価格によって記載しております。また、譲渡資産に係る売却益は、売上総利益に計上されております。

2. 匿名組合出資金に係る取引金額は、当連結会計年度における出資額によって記載しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	主な取引の金額又は 当連結会計年度末残高 (百万円)	主な損益	
		項目	金額（百万円）
匿名組合出資金	142	—	—
信託報酬	0	売上高	0

(注) 1. 匿名組合出資金に係る取引金額は、当連結会計年度末における出資額によって記載しております。

2. 信託報酬は、当該不動産の譲渡価格から決められた割合で算出された金額であります。なお、信託報酬は連結損益計算書上の売上高で計上しております。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	610円61銭	615円91銭
1株当たり当期純利益	62円69銭	35円01銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	62円13銭	34円70銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	8,207	4,758
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	8,207	4,758
期中平均株式数 (千株)	130,926	135,950
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	1,174	1,211
(うち新株予約権 (千株))	(1,174)	(1,211)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2026年3月9日開催の取締役会において決議した、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得を実施いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

キャピタルアロケーションの方針を見直したことにより創出した余剰資金を活用し、資本効率の向上及び株主還元の拡充を図るものであります。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類

当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

3,000,000株 (上限)

(3) 株式の取得価額の総額

1,000,000,000円 (上限)

(4) 取得期間

2026年4月1日から2026年5月31日まで

(5) 取得方法

東京証券取引所における市場買い付け

3. 自己株式の取得結果

上記決議に基づき、2026年4月1日から2026年4月17日までに、当社普通株式2,359,900株(取得価額の総額999,988,900円)を取得し、当該決議に基づく自己株式の取得を終了いたしました。

(自己株式の消却)

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において決議した、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を実施いたしました。

1. 自己株式の消却を行う理由

将来の株式の希薄化懸念を払拭し、発行済株式総数の減少を通じて株主利益向上を図るものであります。

2. 消却した株式の種類

当社普通株式

3. 消却した株式の総数

2,360,000株

4. 消却日

2026年5月26日

## ⑤【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
MIRARTHホールディングス㈱	第3回無担保社債	2023年10月6日	2,000	2,000 (2,000)	1.45	なし	2026年10月6日
MIRARTHホールディングス㈱	第4回無担保社債	2023年10月6日	3,000	3,000	1.60	なし	2027年10月6日
MIRARTHホールディングス㈱	第5回無担保社債	2025年3月11日	886	909	0.10	なし	2030年3月11日
㈱タカラレーベン	第2回無担保社債	2020年6月30日	250	250	0.30	なし	2027年6月30日
㈱タカラレーベン	第3回無担保社債	2020年9月30日	100 (100)	—	0.02	なし	2025年9月30日
㈱タカラレーベン	第4回無担保社債	2021年3月25日	300 (300)	—	0.30	なし	2026年3月25日
㈱タカラレーベン	第11回無担保社債	2020年6月30日	100 (100)	—	0.37	なし	2025年6月30日
㈱タカラレーベン	第13回無担保社債	2020年9月18日	100 (100)	—	0.60	なし	2025年9月18日
㈱タカラレーベン	第14回無担保社債	2020年9月30日	100 (100)	—	0.40	なし	2025年9月30日
㈱タカラレーベン	第15回無担保社債	2021年1月20日	100 (100)	—	0.39	なし	2026年1月20日
㈱タカラレーベン	第16回無担保社債	2021年2月5日	20 (20)	—	0.19	なし	2026年2月5日
㈱タカラレーベン	第17回無担保社債	2021年2月19日	50 (50)	—	0.36	なし	2026年2月19日
㈱タカラレーベン	第18回無担保社債	2021年12月15日	40 (20)	20 (20)	0.05	なし	2026年12月15日
㈱タカラレーベン	第19回無担保社債	2022年1月20日	40 (20)	20 (20)	0.27	なし	2027年1月20日
㈱タカラレーベン	第20回無担保社債	2023年9月25日	300	300 (300)	0.57	なし	2026年9月25日
㈱タカラレーベン	第21回無担保社債	2023年10月25日	300	300 (300)	0.25	なし	2026年10月25日
㈱タカラレーベン	第22回無担保社債	2025年9月12日	—	100	0.62	なし	2030年9月12日
㈱タカラレーベン	第23回無担保社債	2025年9月30日	—	180 (40)	0.15	なし	2030年9月30日
MIRARTHエナジーソリューションズ㈱	第1回無担保社債	2022年9月29日	75 (30)	45 (30)	0.70	なし	2027年9月29日
MIRARTHエナジーソリューションズ㈱	第2回無担保社債	2023年12月29日	133 (66)	66 (66)	0.70	なし	2026年12月29日
MIRARTHエナジーソリューションズ㈱	第3回無担保社債	2025年5月30日	—	270 (60)	1.45	なし	2030年5月30日
合計	—	—	7,894 (1,006)	7,460 (2,836)	—	—	—

(注) 1. ( ) 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
2,836	3,365	100	1,009	150

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	43,238	45,180	1.60	—
1年以内に返済予定の長期借入金	39,462	40,774	1.59	—
1年以内に返済予定のリース債務	36	36	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	136,185	174,661	1.72	2027年4月～ 2053年8月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	188	154	—	2027年4月～ 2031年12月
合計	219,111	260,808	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金、リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	54,869	45,360	12,975	24,198
リース債務	35	32	31	31

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高（百万円）	56,561	214,369
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前中間純損失（△）（百万円）	△1,283	9,452
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失（△）（百万円）	△878	4,758
1株当たり当期純利益又は1株当たり中間純損失（△）（円）	△6.46	35.01

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	24,920	19,514
売掛金	※1,※3 79	※1,※3 8,220
未収入金	※3 521	※3 488
販売用不動産	※1,※2 7,399	※1,※2 6,790
販売用発電施設	—	※2 579
仕掛販売用不動産	※1,※2 18,794	※1 9,488
前渡金	698	65
前払費用	※3 692	※2,※3 381
関係会社短期貸付金	※3 6,836	※3 7,062
その他	※3 6,264	※3 6,137
貸倒引当金	△275	△1,245
流動資産合計	65,932	57,482
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1,※2 5,321	※1,※2 7,107
構築物	※1,※2 122	※1,※2 123
機械及び装置	※1 2,891	※1,※2 2,091
工具、器具及び備品	※1,※2 71	※1,※2 58
土地	※1,※2 7,510	※1,※2 9,331
建設仮勘定	※1 453	—
有形固定資産合計	16,372	18,712
無形固定資産		
借地権	※1 242	※1 242
ソフトウェア	※2 363	330
その他	136	607
無形固定資産合計	741	1,179
投資その他の資産		
投資有価証券	2,655	2,466
関係会社株式	※1 21,091	21,085
その他の関係会社有価証券	0	0
出資金	281	257
会員権	89	107
敷金及び保証金	725	605
関係会社長期貸付金	※3 400	※3 400
繰延税金資産	231	409
その他	1,526	1,352
投資その他の資産合計	27,001	26,683
固定資産合計	44,116	46,574
繰延資産		
社債発行費	35	20
繰延資産合計	35	20
資産合計	110,084	104,078

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
電子記録債務	12,429	1,639
買掛金	※3 676	※3 242
短期借入金	※1 6,818	※1 8,792
1年内償還予定の社債	—	2,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 12,188	※1 5,692
未払金	※3 773	※3 850
未払費用	41	1
未払法人税等	569	220
前受金	1,308	732
預り金	※3 52	※3 429
前受収益	※3 37	※3 137
賞与引当金	12	9
完成工事補償引当金	571	664
その他	0	0
流動負債合計	35,481	21,413
固定負債		
長期借入金	※1 10,451	※1 21,309
社債	5,886	3,909
預り敷金及び保証金	※3 535	※3 655
退職給付引当金	5	4
資産除去債務	26	27
固定負債合計	16,906	25,907
負債合計	52,388	47,321
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,056	9,056
資本剰余金		
資本準備金	9,054	9,054
その他資本剰余金	505	494
資本剰余金合計	9,559	9,548
利益剰余金		
利益準備金	92	92
その他利益剰余金		
別途積立金	14,681	14,681
繰越利益剰余金	25,021	24,078
利益剰余金合計	39,795	38,852
自己株式	△1,657	△1,611
株主資本合計	56,754	55,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	615	548
評価・換算差額等合計	615	548
新株予約権	326	363
純資産合計	57,695	56,757
負債純資産合計	110,084	104,078

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
売上高		
不動産事業収入	※1 65,509	※1 36,255
エネルギー事業収入	※1 707	※1 599
営業収益		
関係会社受取配当金	※1 2,011	※1 2,912
売上高及び営業収益合計	68,227	39,767
売上原価		
不動産事業原価	※1 56,480	※1 30,063
エネルギー事業原価	※1 721	※1 695
売上原価合計	57,202	30,759
売上総利益	11,025	9,008
販売費及び一般管理費	※1,※2 5,658	※1,※2 5,769
営業利益	5,366	3,238
営業外収益		
受取利息	※1 85	※1 115
受取配当金	242	177
匿名組合投資利益	※1 416	—
受取手数料	2	—
貸倒引当金戻入額	—	19
雑収入	※1 1,123	※1 1,051
営業外収益合計	1,870	1,364
営業外費用		
支払利息	※1 586	459
匿名組合投資損失	—	※1 99
雑損失	※1 171	314
営業外費用合計	757	874
経常利益	6,479	3,728
特別利益		
投資有価証券売却益	—	411
固定資産交換差益	143	—
特別利益合計	143	411
特別損失		
固定資産除却損	25	—
関係会社株式評価損	—	6
事業撤退損	—	115
工事補償損失	282	100
貸倒引当金繰入額	—	990
特別損失合計	307	1,211
税引前当期純利益	6,315	2,927
法人税、住民税及び事業税	1,031	179
法人税等調整額	△59	△113
法人税等合計	972	66
当期純利益	5,343	2,861

【売上原価明細書】

1. 不動産事業原価明細書

		前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
仕入土地代等	2	30,033	53.1	20,053	66.7
外注建築費		24,525	43.4	8,672	28.9
租税公課		204	0.4	160	0.5
減価償却費		288	0.5	296	1.0
維持管理費		493	0.9	298	1.0
その他		936	1.7	582	1.9
不動産事業原価		56,480	100.0	30,063	100.0

(注) 1. 原価計算の方法は個別原価計算によっております。

2. 前事業年度及び当事業年度における棚卸資産評価損の金額は、それぞれ177百万円及び317百万円となります。

2. エネルギー事業原価明細書

		前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
租税公課		51	7.2	44	6.5
減価償却費		449	62.3	387	55.7
維持管理費		90	12.6	133	19.2
賃借料		3	0.5	3	0.5
その他		125	17.4	125	18.1
エネルギー事業原価		721	100.0	695	100.0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,819	4,817	34	4,851	92	14,681	36,097	50,870
当期変動額								
新株の発行	4,237	4,237		4,237				
剰余金の配当							△2,931	△2,931
当期純利益							5,343	5,343
自己株式の取得								
自己株式の処分			470	470				
吸収分割による減少							△13,487	△13,487
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	4,237	4,237	470	4,707	—	—	△11,075	△11,075
当期末残高	9,056	9,054	505	9,559	92	14,681	25,021	39,795

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△4,066	56,476	107	107	277	56,861
当期変動額						
新株の発行		8,474				8,474
剰余金の配当		△2,931				△2,931
当期純利益		5,343				5,343
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	2,408	2,879				2,879
吸収分割による減少		△13,487				△13,487
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			507	507	49	556
当期変動額合計	2,408	278	507	507	49	834
当期末残高	△1,657	56,754	615	615	326	57,695

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益剰 余金	
					別途積立金			
当期首残高	9,056	9,054	505	9,559	92	14,681	25,021	39,795
当期変動額								
剰余金の配当							△3,804	△3,804
当期純利益							2,861	2,861
自己株式の処分			△10	△10				
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	△10	△10	—	—	△943	△943
当期末残高	9,056	9,054	494	9,548	92	14,681	24,078	38,852

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△1,657	56,754	615	615	326	57,695
当期変動額						
剰余金の配当		△3,804				△3,804
当期純利益		2,861				2,861
自己株式の処分	45	35				35
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）			△66	△66	36	△30
当期変動額合計	45	△907	△66	△66	36	△938
当期末残高	△1,611	55,846	548	548	363	56,757

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

##### (2) 子会社株式及び関連会社株式、その他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (3) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～50年

機械及び装置 7～17年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### (3) 完成工事補償引当金

自社施工建築物等の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用に備えるため、過去の自社施工建築物に係る補修費等の実績を基準として計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

### (1) 不動産事業

#### ①新築分譲マンション事業

新築分譲マンション事業は、マンションの各分譲住戸を一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産販売契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

取引価格は、不動産売買契約により決定され、当該契約では通常、引渡日は売買代金全額の受領日と同日としているため、物件引渡しと同時期に売買代金の支払いを受けております。

#### ②流動化事業

流動化事業は、賃貸レジデンス、オフィスビル等を取得し、リーシング並びにリノベーション等により資産価値を高めた後、事業会社等へ販売する事業であります。

流動化事業における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、上記の新築分譲マンション事業と同様であります。

### (2) エネルギー事業

エネルギー事業は、稼働済み発電施設の売却収入及び発電施設の売電収入による事業であります。

稼働済み発電施設の売却収入における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、上記の新築分譲マンション事業と同様であります。また、発電施設の売電収入については、売電契約に基づき、主として顧客への引渡時点において収益を計上しております。

### (3) グループ経営管理事業

グループ経営管理事業の収益は、関係会社受取配当金であります。

関係会社受取配当金については、配当の効力発生日において収益を計上しております。

## 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。

### (重要な会計上の見積り)

#### ・固定資産の減損損失

##### (1) 当事業年度の財務諸表に減損損失として計上した金額

	前事業年度	当事業年度
減損損失	一百万円	一百万円

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、資産を使用することでキャッシュを生み出す最小の単位として個別の物件単位にグルーピングを行っております。

この各資産グループについては、当事業年度において、減損損失の兆候がないと判断し、減損損失を計上しておりません。

なお、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについては、不動産鑑定士による鑑定評価額等又は使用価値を回収可能価額として、減損損失の測定を行っております。この鑑定評価額等は、各資産グループの事業計画を基に周辺環境等を総合的に勘案し算定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産及びこれに対応する債務は以下のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
売掛金	22百万円	43百万円
販売用不動産	4,388	4,888
仕掛販売用不動産	11,566	6,646
建物	1,600	5,522
構築物	27	87
機械及び装置	2,079	1,818
工具、器具及び備品	6	8
土地	1,133	8,448
建設仮勘定	453	—
借地権	242	242
関係会社株式	6,032	—
計	27,555	27,705

(2) 上記に対する債務

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期借入金	2,538百万円	6,642百万円
1年内返済予定の長期借入金	10,438	3,514
長期借入金	7,201	10,494
計	20,177	20,650

※2 資産の保有目的の変更

前事業年度(2025年3月31日)

保有不動産の一部を転売から事業用資産等へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において販売用不動産162百万円、仕掛販売用不動産9百万円を建物9百万円、土地162百万円に振替えております。

また、保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において建物4,407百万円、構築物71百万円、工具、器具及び備品7百万円、土地4,189百万円、ソフトウェア0百万円を販売用不動産に振替えております。なお、当該資産の一部は当事業年度において売却しており、販売用不動産に振替えた8,675百万円のうち、4,236百万円を売上原価に計上しております。

当事業年度(2026年3月31日)

保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において前払費用53百万円、建物3,252百万円、構築物78百万円、機械及び装置412百万円、工具、器具及び備品6百万円、土地1,223百万円を販売用不動産及び販売用発電施設に振替えております。なお、当該資産の一部は当事業年度において売却しており、販売用不動産に振替えた4,447百万円のうち、1,010百万円を売上原価に計上しております。

※3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	12,796百万円	12,844百万円
長期金銭債権	400	400
短期金銭債務	360	568
長期金銭債務	4	228

4 偶発債務（保証債務）

金融機関からの借入に対する保証債務

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
当社顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する連帯保証債務	1,081百万円	－百万円
株式会社レーベンゼストック	686	2,511
MIRARTHエナジーソリューションズ株式会社	3,774	3,942
WISE ESTATE 3 Co., Ltd.	47	－
Takara Leben (Thailand) Co., Ltd.	933	－
計	6,522	6,453

5 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関4社（前事業年度8社）と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度限度額及び貸出コミットメントの総額	12,908百万円	22,027百万円
借入実行残高	7,758	7,619
差引額	5,150	14,408

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	36,247百万円	9,994百万円
営業収益	2,011	2,912
仕入高	965	1,618
営業取引以外の取引高	1,126	1,141

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度31%、当事業年度34%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度69%、当事業年度66%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
広告宣伝費	1,118百万円	735百万円
販売手数料	349	1,067
販売促進費	260	152
給料手当	121	199
賞与引当金繰入額	23	20
退職給付費用	0	2
減価償却費	167	174
租税公課	609	772

(表示方法の変更)

「租税公課」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より販売費及び一般管理費のうち主要な費目として表示しております。なお、この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度におきましても主要な費目として表示しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
子会社株式	21,091	21,085
その他の関係会社有価証券	0	0

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	3 百万円	3 百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	86	392
販売用不動産評価損否認	74	120
会員権評価損否認	33	33
退職給付引当金損金算入限度超過額	1	1
減損損失否認	350	137
繰延消費税等	212	197
未払事業税等	52	32
投資有価証券強制評価減否認	3	5
資産除去債務否認	47	54
税務繰延資産	66	37
完成工事補償引当金損金算入限度超過額	22	20
新株予約権	102	114
工事補償損失否認	152	188
分割承継法人株式	299	299
譲渡損益調整勘定	116	11
その他有価証券評価差額金	45	43
その他	0	36
繰延税金資産小計	1,672	1,729
評価性引当額	△554	△583
繰延税金資産合計	1,117	1,146
繰延税金負債		
合併受入資産評価差額	△551	—
その他有価証券評価差額金	△314	△247
譲渡損益調整勘定	△20	△489
繰延税金負債合計	△886	△736
繰延税金資産(△は負債)の純額	231	409

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
評価性引当額の増減	△1.4	0.9
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△11.0	△30.6
住民税均等割	0.0	0.1
組合等における投資損益	0.1	—
その他	△3.1	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.4	2.3

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針） 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2026年3月9日開催の取締役会において決議した、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得を実施いたしました。

なお、詳細につきましては、連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(自己株式の消却)

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において決議した、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を実施いたしました。

なお、詳細につきましては、連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## ④【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	減 価 償 却 累 計 額	期 末 取 得 原 価
有形 固定資産	建物	5,321	5,336	3,252	298	7,107	853	7,960
	構築物	122	96	78	16	123	48	172
	機械及び装置	2,891	0	412	387	2,091	1,875	3,966
	工具、器具及び備品	71	36	7	42	58	295	354
	土地	7,510	3,044	1,223	—	9,331	—	9,331
	建設仮勘定	453	1,639	2,093	—	—	—	—
	計	16,372	10,153	7,068	745	18,712	3,072	21,784
無形 固定資産	借地権	242	—	—	—	242	—	—
	ソフトウェア	363	79	0	113	330	—	—
	その他	136	539	68	—	607	—	—
	計	741	619	68	113	1,179	—	—

(注) 1. 当期増加額の主な内容は以下のとおりであります。

建物	収益物件の取得	5,320百万円
土地	収益物件の取得	3,044百万円
建設仮勘定	収益物件の取得	1,639百万円
ソフトウェア	その他の取得	79百万円
ソフトウェア仮勘定	その他の取得	539百万円

2. 当期減少額の主な内容は以下のとおりであります。

建物	保有目的の変更（販売用不動産へ振替）	3,252百万円
土地	保有目的の変更（販売用不動産及び販売用発電施設へ振替）	1,223百万円
建設仮勘定	保有目的の変更（各資産科目への振替）	2,093百万円

## 【引当金明細表】

区分	当 期 首 残 高 (百万円)	当 期 増 加 額 (百万円)	当 期 減 少 額 (百万円)	当 期 末 残 高 (百万円)
貸倒引当金	275	990	19	1,245
賞与引当金	12	23	26	9
完成工事補償引当金	571	100	7	664

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日及び3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し  取扱場所  株主名簿管理人  取次所  買取・買増手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 _____ 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増しを請求する権利以外の権利を行使することができません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第53期）（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月25日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第54期中）（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月11日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年6月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2026年3月10日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 2026年3月1日 至 2026年3月31日）2026年4月1日関東財務局長に提出

報告期間（自 2026年4月1日 至 2026年4月30日）2026年5月7日関東財務局長に提出

報告期間（自 2026年5月1日 至 2026年5月31日）2026年6月1日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月24日

MIRARTHホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石原 鉄也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下川 高史

## <連結財務諸表監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているMIRARTHホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MIRARTHホールディングス株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

エネルギー事業のために保有する固定資産の減損検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、エネルギー事業を不動産事業に次ぐ主軸事業と位置づけており、注記事項（セグメント情報等）セグメント情報3.に記載されているとおり、当連結会計年度においてエネルギー事業資産として106,762百万円を計上している。会社は、今後も中長期エネルギー事業戦略に基づきエネルギー事業資産を取得または開発することを計画しており、あわせてグループとして事業用資産の採算性を把握し管理している。</p> <p>当連結会計年度においては、インフレ下での維持管理コストの上昇や資材価格の高騰等の外部環境の変化により資産の収益性が低下したことを踏まえ、事業計画の大幅な見直しを実施した結果、バイオマス発電及び太陽光発電に係る発電施設について4,754百万円の減損損失を計上している。</p> <p>会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位を発電施設として減損の要否を検討している。会社は、減損の兆候がある発電施設について減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失を計上している。減損損失の認識の判定及び回収可能価額の算定に当たっては発電施設別の将来キャッシュ・フローを使用しており、当該将来キャッシュ・フローは関連するグループ会社の経営者によって承認された収支計画に基づき算定している。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、将来キャッシュ・フローにおける売電収入の基礎となる売電量見込み及び売電単価、使用期間、インフレ率並びに中長期エネルギー事業戦略に基づくエネルギー事業の拡大による運営の効率化である。</p> <p>エネルギー事業資産は今後も増加すると見込まれ、エネルギー事業のために保有する固定資産の減損の検討において利用される将来キャッシュ・フローの見積りに関する上記の重要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人はエネルギー事業のために保有する固定資産の減損検討を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、エネルギー事業のために保有する固定資産の減損について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期エネルギー事業戦略の内容やエネルギー事業に関連するグループ会社の役割について経営者との協議により理解した。</li> <li>・ 将来キャッシュ・フローについて、関連するグループ会社の経営者によって承認された収支計画との整合性を検討した。</li> <li>・ 将来キャッシュ・フローの見積りにおける発電施設の使用期間について、公表されているエネルギー事業に関連する制度の概要を理解し、外部機関のレポート、製造事業者の公表情報と比較した。</li> <li>・ 関連するグループ会社が作成した発電施設別の収支計画の重要な仮定について実績と比較し、将来キャッシュ・フローの基礎となる収支計画に適切に考慮されていることを確かめた。</li> <li>・ 将来キャッシュ・フローにおける売電収入の基礎となる売電量見込みに関連して、その前提となる発電施設ごとの日射量、損失係数、経年劣化係数について外部機関の公表データと比較し、その合理性を検討した。</li> <li>・ 将来キャッシュ・フローにおける売電収入の基礎となる売電単価について、中長期エネルギー事業戦略における今後の販売戦略や、現行制度に代わる新たな制度への移行に向けた取組みに関して、公表されている制度の概要を理解するとともに、新たな制度に基づく売電契約実績と比較し、その合理性と実行可能性について検討した。</li> <li>・ 関連するグループ会社が作成した発電施設別の収支計画について、当期の実績と比較し推移分析を実施するとともに、施設の維持管理等に関する支出にインフレ率が適切に考慮されていることを確かめた。</li> <li>・ 事業計画の大幅な見直しを実施した特定の発電施設に関して、現地視察を実施し資産の状況を確認するとともに、関連する取締役会資料等を閲覧し、減損損失算定の前提となる事業計画見直しの合理性を検討した。</li> </ul>

流動化事業における不動産の売却取引に係る収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当連結会計年度の連結損益計算書上、売上高214,369百万円を計上している。この売上高には、不動産事業のうち流動化事業における不動産の売却取引による収益が含まれている。</p> <p>これらの不動産の売却取引は、取引条件の個性が高く、かつ、取引金額が多額となる傾向がある。特に特別目的会社を利用した不動産流動化による場合には、販売後の管理業務の受託、譲受人の出資持分の一部保有等を通じて、当該不動産等へ継続的に関与することや、売買契約に買戻条項やリースバック条項が付されることもあり、売却取引の前提となる不動産に係るリスクと経済価値のほとんど全てが移転しているか否かの判断が複雑になることがある。この判断を誤った場合には、リスクと経済価値のほとんど全てが譲受人に移転しているとは認められない不動産の売却取引について重要な金額の収益が計上されることとなる。</p> <p>以上から、当監査法人は、流動化事業における不動産の売却取引に係る収益認識が、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、流動化事業における不動産の売却取引に係る収益認識を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取引スキームの内容を理解するため、売買契約書等の閲覧、経営者への質問を実施した。</li> <li>譲渡価額は、第三者との間で成立した契約に基づいた金額であることを売買契約書と突合して確かめた。また、必要に応じて不動産鑑定評価書等との比較を実施した。</li> <li>継続的関与の程度について、不動産管理契約書や匿名組合出資契約書等を閲覧し、不動産に係るリスクと経済価値の移転に与える影響を評価した。</li> <li>買戻条項やリースバック条項の有無について売買契約書等を閲覧し検討した。</li> <li>引渡しの事実について、会計記録と売買契約書及び入金証憑を突合して確かめた。</li> <li>特別目的会社を利用した流動化の場合、当該特別目的会社が子会社に該当しないか、匿名組合出資契約書等を閲覧し、会社及び連結子会社との出資関係等を検討した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## <内部統制監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、MIRARTHホールディングス株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、MIRARTHホールディングス株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2026年6月24日

MIRARTHホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石原 鉄也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下川 高史

## <財務諸表監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているMIRARTHホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MIRARTHホールディングス株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

流動化事業における不動産の売却取引に係る収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（流動化事業における不動産の売却取引に係る収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。